

平成23年 8 月30日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
15番 三 浦 義 美
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

8 番 立 松 新 治

9 番 山 本 芳 照

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
教 育 部 長 山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義
財 政 課 長
開 発 部 次 長 兼 服 部 保 巳
商 工 観 光 課 長
教 育 部 次 長 兼 服 部 忠 昭
学 校 教 育 課 長
秘 書 企 画 課 長 山 口 精 宏
税 務 課 長 伊 藤 好 彦
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
環 境 課 長 伊 藤 邦 夫
介 護 高 齢 課 長 兼 松 川 保 博
いこいの里所長

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 村 瀬 美 樹
総 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 渡 辺 安 彦
健 康 推 進 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
監 査 委 員 服 部 正 治
事 務 局 長
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸
収 納 課 長 服 部 誠
保 険 年 金 課 長 越 川 博 文
福 祉 課 長 前 野 幸 代
総 合 福 祉 セ ン タ ー 佐 野 隆
所 長

十四山総合 福祉センター所長	伊藤 政 洋	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘
農 政 課 長	青 木 和 巳	都市計画課長	竹 川 彰
下 水 道 課 長	橋 村 正 則	生涯学習課長	八 木 春 美
十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若 山 孝 司	書	記	横 山 和 久
書	記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5	同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
日程第 7	諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8	諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9	議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第10	議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について
日程第11	議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について
日程第12	議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について
日程第13	議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について
日程第14	議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第15	議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18	認定第 1 号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 2 号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 3 号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第 4 号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第 5 号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第 6 号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 発議第1号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成23年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月20日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、弥富市長から平成22年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。また、厚生文教委員長より閉会中の継続調査・研究報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第４、同意第１号から日程第８、諮問第３号まで、以上５件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第３回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案を申し上げ、御審議いただきます議案は、同意３件、諮問２件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成23年９月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第２号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、岡田幹雄氏が平成23年９月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町喜右味名26番地３、細江利夫氏を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第３号教育委員会委員の任命につきましては、小出隆通氏が平成23年９月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市鯨ヶ地二丁目37番地、浅野美喜子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、花井功氏が平成23年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市稲吉二丁目32番地、花井功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、福田正美氏が平成23年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市境町84番地、福田正美氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） ただいま服部市長から提案理由、推薦理由の説明がございました。

審議に入る前に、質問が佐藤議員から出ておりますので、佐藤議員。

- 6 番（佐藤 博君） 選任同意議案について質問をしたいと思います。

まず最初に、この選任同意議案というのは、これは重要な役職であるがために議会が同意をするという形で行われてきておるものであります。

市長の任命とか、あるいは団体が選ぶとか、そういうものとは違って、この同意する限りにおいては二元代表制である以上は、当然提案者の市長も議会も同等の責任をもって選任すべき重要な議題であると私は確認をしております。

そこで、まず最初にそれぞれの人について、市長はどのような観点から適任と判断をされたのか、その適任と判断をされた観点について質問をしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） それでは、個々にお答えを申し上げていきたいと思います。

同意第 1 号の飯田哲夫氏でございますけれども、この方におきましては、先期からこの固定資産評価審査委員会委員をやっていたいておるわけでございます。この方は、私と前に同僚でございまして、経理畑で 30 年近く会社の中で、そういったことに対してされた方でございます、そういう会計上の問題等々においては大変詳しいというふうに思っているところでございます。引き続きお願いをしていきたいという形で提案をさせていただきました。

それから、同意第 2 号ということにつきましての細江利夫氏でございますけれども、この岡田幹雄氏の後任者としてお願いしていくわけでございますけれども、細江利夫氏につきましては、皆さんも御承知かと思っておりますけれども、商工会を取り巻く環境が現在では大変厳しい、また会員のニーズというのも非常に多様化しておるわけでございます。こういった社会経済環境の変遷、あるいは地方自治におけるさまざまな改革ということがあつたわけでございます。そうした形で私ども市町村合併というような形の中で進展してきたわけでございますが、そうした形の中、商工会会長として時代環境の要請に的確にこたえていただいております。そうした形の中での力量をお持ちだということでございます。また、御承知のように運輸会社の経営者として御活躍をいただいている。そうした形の中で経営にもすぐれた手腕を発揮していただいているという形の中で、専門的な立場からこういった形での固定資産の評価委員という形の中でお願いをしていくところでございます。

それから、同意第 3 号の小出隆通氏の任期満了に基づく浅野美喜子氏の任命でございますけれども、この提案理由の中にもございますけれども、ともかく浅野氏を私どもとしてお願いするのは、お手元の略歴のとおり十四山村夫人会会長あるいは愛知県女性教育指導員、あるいは蟹江警察署協議会委員を歴任され、さらには現在は本市の行政相談員や社会福祉協議会の理事を務められておるわけでございます。こうした略歴からして、浅野氏は教育委員として非常にふさわしい人格、あるいは識見を持ち、あるいは経歴を兼ね備えてみえるということでございますので、お願いをするところでございます。

また今回、浅野さんが教育委員になられた暁には、女性2人の教育委員ということでございまして、これは教育委員会からの御要望でもあります。今、教育委員は5名お見えになりますけれども、そのうちの女性、鈴木さんという方が1人でございます。今後は複数、2人で女性の立場から学校教育、あるいは社会教育という形の中での教育の仕事をさせていただきたいというふうに思っております。総合的に大きな力を発揮していただけるだろうというふうに思っております。

また、諮問第2号におきましては、こちらの方までお話しするんですか。よろしいですか。

- 6番（佐藤 博君） 考え方。とにかく今のどのような観点から適任と判断をされたかという、そういうことについて……。
- 市長（服部彰文君） じゃあ今お話をさせて……。
- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 継続の人は、以前にもこれはわかっておるので別にあえて質問する必要はありませんけれども、特に新しい人については、どのような観点から適任と判断をされたか、その判断基準をきちっと説明していただきたい。
- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 申しわけございません。諮問第2号及び第3号につきましては、従来どおり歴任していただいておりますので、今後も引き続きお願いしたいということでございますので、省かせていただきます。

新しい方に対しましては、先ほど申し上げました商工会会長を歴任してみえます細江利夫氏。そして、教育委員会の方の委員におきましては、現在、社会福祉協議会の方で副会長を担当してみえます浅野美喜子さん、こういった形の中でお願いをしたいということでございます。先ほどお話をさせていただいた事由のとおりお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 特に、私は人事案件についてはできるだけ、やっぱり多くの方が今の市政に協力していただけるということで選任をしていく、これも一つの考え方。もう一つはやっぱりそれぞれの適材適所という考え方。これも非常に大事だと思っております。それから、もう一つは政治的議題になることなく、政局とか感情とか利害とかこういうようなものにできるだけ影響を受けない、そういうことに影響を受けないような選任が非常に大事だと、そしてベストな適材適所の人を満場一致で選んでいくというのが私は大事だというように今までずっとそのように考えてきたつもりであります。

そこで、私は今回、同意議案として出ております5人のうち、5人とも全部よく知っています。そして、前の3人の方は引き続いてと。新しい方についての2人について、特に私の

考え方を申し上げたいと思うのであります。この固定資産の評価審査委員にという細江さんについては、私は大変立派な人だと思っております。だからこそ、今、弥富市の商工会長として活躍をしておられるわけなんです。あえてそういうような重職にある人、再度また、こういうような重要な人事で登用していくという、そういう考え方についていささか私は疑問を持っておるんです。できるだけそれぞれの方が兼任ではなくて、それぞれの場で精いっぱい活躍をしていただくと、この前議会でも、例えば議会の議員の中から農業委員等は選ばないようにしようという、これは兼務を避けるようにしようということで申し合わせをしたところであります。そんなようなことで広くたくさんの方に協力をしていただくということが大事だということで、私はこの重要な、今の大変厳しい経済状況の中で、商工会長として活躍をしていただいております方に、商工会の關係に精いっぱい打ち込んでいただく。これが大事な問題であって、あえてそういう方をまた固定資産の評価審査委員として市の方が登用するという、こういう考え方についていささか疑問を感じておるのであります。

それともう一つは、最初に申し上げたように政治的に問題になるようなことのないような、政局とか感情利害、こういうのはできるだけ避けるべきだということを私は申し上げてきたわけでありまして。

御承知のように細江さんは商工会長であると同時に、弥富市商工政治連盟の会長でもあります。政治活動もやっておられるわけでありまして。今回の市長選挙でも市長の推薦者の1人でありまして。商工政治連盟は、推薦をして、服部市長を応援するということで確認をされた経緯もあるわけでありまして。こういうのをやっぱり考えていくときに、そういう政治的なお手盛りの同意議案を選任するということについては、いささか問題があるんじゃないかと。むしろ商工会として、あるいは商工政治連盟として活躍をしていただく、そういう方向に全力投球をしていただくべきではないかと、こういうことから考えたらまだまだ弥富市の中には豊富な人材があると、私はこういうように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

細江利夫さんの件でお尋ねでございますが、私も市民の皆さんの中には非常に専門的な知識をお持ち合わせの方、あるいは比類まれない指導力をお持ちの方、非常に信頼度の高い方等々たくさんお見えになることは十分承知をしているところでございます。

今回、そういった商工会の会長をやりながら、いわゆる固定資産の評価審査会の委員という形の中で、兼務ということをおっしゃるわけでございますけれども、これは例えば法を犯すような形の中での兼務があってはならないだろうとは思いますが、そうしたことはそれぞれの商工会の定めにも兼任業務の禁止であるとかといったことは記されておりません。そういった形の中においては兼任をされることについては何ら問題がないわけでございます。

そうした形の中、先ほども提案理由を述べさせていただきまして、また細江さんにつきましてもお話をさせていただいたとおりでございます。そうした形の中で民間企業から発するさまざまな問題に対して対応していただくということについては適任であろうというふうに思っております。最後に申し上げますけれども、政局、感情、利害、そういったことに対して選んだつもりは毛頭ございませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私が申し上げたいのは、重職の兼務。こういうことは避けるべきであるということはそれぞれの職に専念をしていただくと、こういうことが大事であろうということであります。ですから、できるだけ重職の兼務は避けていく。そして、その重職に専念をでき、そして、職務を全うされるように私は臨んでいくべきではないかと。

それともう1点はそういう政治連盟の会長であるということで、市長の推薦者、こういうことからいくとやっぱり政治的な配慮のにおいがすると言われても仕方がないと、こういうふうに思うわけですが、再度その点について伺います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話させていただきましたけれども、多くの市民の皆様の中にはいろんな形の中で、知識であるとか指導力であるとか、そういうことをたくさんお持ちの方はお見えになるわけでございます。

しかし今回、例えば、細江会長が商工会の中で、あるいは個人企業という形の中での経営者としてその手腕を発揮されておるわけでございます。逆にそういう手腕こそ、あるいはある意味では固定資産評価委員という形の中での力になり得るということでございます。そういった形の中で兼任をすることにおけるメリットというのも出てくるわけでございまして、私はそういったことにも期待をしていきたいというふうに思っております。私との関係は一切ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私との関係は一切ございませんと言っても、現実に商工政治連盟の会長として市長の選挙の推薦者ですよ。それは一切関係がないという言い方は妥当かどうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 一つそれぞれの組織の中で、こういう政治連盟という形で組織を新たに政治活動をするということは許されているわけでございます。それは佐藤議員も御承知のとおりでございます。そういう形の中で、政治活動をされるということは今までにもあったと思いますし、これからもそういうことはあるかなあというふうに思っております。そういった形の中で、私の市長選挙に対しても政治連盟という一つの組織をつくられて、推

薦をいただいたといういきさつはございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 弥富市の中には、まだ適材適所で広く有能な人材があるということを承知しながら、そういう今の選任をされるから疑問が残るのではないかと、そういうことなんです。広くまだ人材があるということがわかっておるならば、今申し上げたような政治的なこととか、あるいは商工会長とかという、そういう重職を避けて今の選任をされることの方がベターじゃないかと、私はそう思うから申し上げておるのであって、何か異論がないというのなら、これはやっぱり市長、もっと一考を要する問題じゃないかと思うがどうですか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

佐藤議員の御意見として受けとめさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 佐藤議員の意見として受けとめておりますということであつたら、一考をされるかどうかということです。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の固定資産評価委員会の委員として細江利夫氏をお願いするということについては、考え方を違う形で皆さんの前で申し上げることはございません。この方でもよろしくお願い申し上げていきたいということです。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そういう市長の姿勢ならそのように私たちも考えていけばいいわけがありますから、これは同意しかねる問題も起こってくると思います。

それから2点目の今の浅野さんですが、大変優秀な人であることはわかっています。しかし、この方もやっぱり社会福祉協議会の副会長もやっておられ、いろいろな要職を務めておられるんです。特に教育委員というのは、地域性というものを今まで重視してきておるはずです。今回はそういう点で、どういう観点から選任をされたのか、その点について地域性の考慮はあったかないか、その点について質問いたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 教育委員の今までの選任においては、議員各位も御承知のとおりでございます。そうした形の中で地域性ということを十分考えながら選任をさせていただいてるつもりでございます。以前の任期満了でおやめになります小出さんについては十四山地区から選任をされておるわけでございますので、浅野さんにつきましてもそのような考え方の中で、お願いをするところでございます。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 地域性を考慮されておるといって、私は申し上げたいと思うんですが、今回合併をして、確かに旧十四山村というのが1本だという考え方は妥当な考え方なんですけれども、学区制等から考えると、十四山地区は西部小学校と東部小学校とあって、常にこれが協力をし合いながら、また競争をし合いながらやってきたという経過があり、今もそのまま残っておると思っておるんです。そういう観点から行くと、小出さんは前に西部小学区でなっておられたわけです。二期やられたんですかね。そうすると、東部の方々から言われると今後は東部の地区で選んでいただきたいというような考え方を私は聞いておるわけですが、その点についての配慮はあったかどうか、お尋ねします。
- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 確かに十四山におきましては十四山地区という形の中で、東部、西部という形の小学校があるわけでございまして、他の学区とは異にするわけでございますけれども、今回はそれを東部、西部という状況ではなくて、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、教育委員会から女性の登用をという形の話がございました。そうした形の中で現在の鈴木委員を含めまして、新たに浅野さんをお願いすることにおいて、女性の立場から社会教育、あるいは学校教育、そして地域という形の中での連動性をさらに高めていただきたい。そして子供たちのさらなる躍進というか、環境づくりに御努力いただきたいというふうに思った次第でございます。
- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） そうすると、今、弥富のそれぞれの今までは小学校区、旧弥富町時代には小学校区を対象としてきました。合併をしたことによって、小学校区では教育委員の数が足らなくなる。そういうことから考えると、やっぱりそういう交代をすとか、学区を尊重するならば、そういうことも考える必要があると思うんだけれども、そういう点は全く考慮しなかったとこういように理解をしていいでしょうか。
- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 今、佐藤議員は小学校区という形の中でのお話をされておるわけでございますけれども、今、中学校は弥中、北中、そして十中という形の中で、中学校区という形の中での範囲ということも十分考慮していかなきゃならないという形の中でございます。そうした形の中では現在は小学校区というよりも中学校区ということを中心に教育委員をお願いしているところでございます。そうした形の中で弥中の方で2名、そして北中で2名、そして十中の方で1名というような形で今回お願いをするところでございます。
- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 小学校区が正しいのかどうか、これは別として、地域感情としては、

そういうような今まで弥富の場合には五つあった。小学校は五つありました。白鳥、弥生、桜、大藤、栄南と五つあったわけです。前からも言われておったのは、白鳥の方でも1人欲しいと、これは前に議会でも問題があったように、そういったことから女性の鈴木さんですか、こういうのが今回選ばれておるわけであります。どこの時点でそういうような考え方を変えていくのか。

例えば、中学校区でいくという考え方になるなら、中学校区でいいですよ、別に。いいけれども、中学校区なりのそういうお互いの地域というのがあるわけなんですから、例えば弥生と白鳥であれば、弥生と白鳥で1人ずつ、今度弥富中学校の場合には、教育長は全体という考え方でありますから、これはいいと思いますが、旧鍋田地区、こちらの方で1人と。恐らくそういうことで選んでこられたと私は思っておるんです。そうすると十四山地区でもやっぱりそういうような西部、東部というようなこともありますから、そういうようなことも考慮する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことについての考え方はないということなら、ないで私はいいと思います。別に浅野さんがいいとか悪いとかということではなくて、選任をするときの配慮、そしてまたそれぞれの地域の方々の教育委員会から要望があったから女性を選びましたというだけでなく、例えば、十四山地区の出身の議員さん方にも一応、こういうような形で選びたいと思うがどうだろうかというような事前の配慮があったかどうか、これを聞きたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今までのいろんな形での選任人事案件、あるいは同意案件につきましてもそれぞれの形の中で、地域の議員の皆様からお話を伺うと、あるいは私どもがお話をさせていただくということはありませんでした。これは一つの議員からのお話として我々としては受けとめさせていただきながら今後に生かしていきたいというふうに思っております。しかしながら、そういったことに対して、各議員の皆様におかれましても、それぞれの任期がごございますので、そうした形の中で日ごろから注視もしていただきたいという形をお願いしておきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そういうような特に教育委員の場合は地域性が非常に大事です。その他については大まかな地域性であって、細かい地域性はないですが、教育委員の場合にはまず第1番に人事権がある。人事がある、それから学校行事への参加、あるいはそういうところでの指導。大変重要なんです、これは。だから私は地域性というのは非常に重要だということを考えて私は今まで来ました。そういう点で市長はそういう考えはないということなら、ないということでもいいですが、私はそういうことも配慮するというのが円満な同意を求める要素ではないかと、このように考えますが市長、最後にどうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 教育における人事権の問題につきましては、少し話が飛躍するかもしれませんが、愛知県の大村知事も新たな学校教育のあり方、その人事のあり方ということについても今回のマニフェストでお書きになっております。いわゆる県の単位から市町村単位で人事権を移したらどうだというようなこともあるわけですが、過日、私どもに対してもそのようなアンケート調査が依頼としてきました。

しかし、一度に大きく変化するというにつきましても大変問題があるというふうに思っておりますし、市町村単位の中での人事権という形の中におきますと非常に硬直化ということもあるわけですので、私どもといたしまして、従来どおり県の方の大きな単位の中でお願いをしていければというふうに思っております。そうした形の中で、さまざまな形の教育に対する問題があるかと思いますが、今後につきましては適材適所、そして本当に子供たちの教育環境、あるいは先生等の指導力ということに対して、大所高所から御意見をいただける方、そんなことをこれからも望んでいきたいというふうに思っております。浅野さんはまさに適任者であろうというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私は、間違えてもらってはいかんの、例えば、細江さんにしても浅野さんにしても適任ではないとは言っておりません。有能な人であることは私、認めております。浅野さんの場合には私は教えた経過もありますし、優秀な人です。ところが今申し上げたようなことで、十四山全体を考えた場合に、そういう地域性とかあるいはいろいろな人事権、教育委員会には大変重要な人事権がある。だから学校の先生たちの動きというのもの、校長先生が先生については具申をしますけれども、しかし人事については教育委員会がきっちと県の方に申し入れをするという、こういう重要な人事権があるんです。だからそういう点でかなりの指導力が必要なんです。子供の指導ではなくて、先生の指導力も大事だということです。そういう観点で私はいろいろと地域性だとか、あるいは指導力だとか、あるいは政治的な問題を排除した形できちっと選任をして、みんなの同意が得られることが大事だということを常々申し上げてきたわけでありまして。しかし、一向に私が申し上げてきたことについては市長と考え方を異にする部分が多いわけでありまして、私はどれだけ質問したって市長は変わらんとしますから、別に変えようとは思いませんが、人事案件についてはそういうことできちっと皆さんの理解が得られるように今後配慮していただきたいと、このように要望しますがどうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いずれにいたしましても、それぞれの委員におかれましては、それぞれの立場で弥富市という状況を考えていただく方でございます。地域のことはもちろんのこ

とでございますが、市全体のいわゆる成長であるとか発展であるということをお考えいただき、そういう大所高所から指導力をいただけるというふうに思っておりますので、今回は私もといたしましては細江さん並びに浅野さんの選任の人事案件については御理解をいただき、お認めをいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） だから、私が申し上げたことを今後の人事等で配慮する考えがあるかどうか、今後、その点についての最後の質問をしておきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私自身が配慮するということ、そういう形の中での判断ではなく、皆さんと一緒に検討させていただくという状況の中ではいろいろと御意見をいただくことは必要だと思っております。以上でございます。

○6番（佐藤 博君） 最後にしたかったんですけど、皆さんの意見をということだったら、事前にやっぱりそれは意見を聞くべきですよ。選んでしまってから、さあこれでどうだ、賛成か、反対かというようなやり方はちょっと強権的で望ましいやり方ではないと、私はそういうことをつけ加え申し上げて終わります。

○議長（伊藤正信君） 同意第1号から諮問第3号までの5件につきまして、佐藤議員から事前通告がございましたので、質問を受けました。

では、続きまして、同意第1号の質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認め、よって、本案は同意されました。

次に、同意第2号の質疑に入りますが、佐藤議員から個別の名前の質疑がございましたが、他に質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑ありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　ここで佐藤議員からの質問もございましたので、採決に入りますが、採決は起立でお願いをしたいと思います。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君）　起立多数を認めます。

本案は同意されました。

次に、同意第3号の質疑に入ります。

この件につきましても、個別名前がございましたので、他に質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　質疑なしと認め、討論を求めます。

討論の方。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　討論なしと認め、採決は起立でお願いしたいと思います。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君）　全員の賛成であります。

本案は同意をされました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

諮問第2号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

次に、諮問第3号をお諮りいたします。

諮問第3号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9　議案第41号　弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10　議案第42号　弥富市交通安全条例の一部改正について

日程第11　議案第43号　弥富市暴力団排除条例の制定について

日程第12　議案第44号　弥富市税条例等の一部改正について

日程第13　議案第45号　弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について

日程第14　議案第46号　平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第9、議案第41号から日程第25、認定第8号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、法定議決議案5件、予算関係議案4件、決算認定議案8件でございまして、その概要につきまして御説明を申し上げます。

議案第41号弥富市行政手続条例の一部改正につきましては、新たに常用漢字が追加されたことに伴い、平仮名表記を漢字表記に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市交通安全条例の一部改正につきましては、高齢者の事故防止等を重要施策として取り組み、交通事故の減少を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号弥富市暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限の延長及び罰則の見直しをするものであります。

次に、議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正につきましては、トレーニング室の用途変更に伴い、使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,834万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億2,072万5,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修のため、電子計算処理等委託料3,675万円。

民生費におきましては、児童扶養手当1,125万円、いこいの里修繕工事費109万円。

後期高齢者医療費、療養給付費負担金過年度分1,432万8,000円。

農林水産業費におきまして、地域協議会負担金400万円、基盤整備促進事業補助金5,665万8,000円。

消防費におきまして、消火栓維持修繕料110万円、防災無線改修工事請負費69万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、前年度繰越金4億566万7,000円、普通交付税1億9,493万6,000円、国からの児童扶養手当費負担金375万円、県からの基盤整備促進事業補助金3,876万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金3億6,606万8,000円、市債の臨時財政対策債1億6,200万円を減額するものであります。

次に、議案第47号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億9,000万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費6,960万円、一般被保険者高額療養費2,000万円、後期高齢者支援金1億6,511万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、その他繰越金1,835万2,000円、国民健康保険税9,000万円、前期高齢者交付金1億6,511万円を増額計上する一方、国民健康保険支払準備基金繰入金1,400万円を減額するものであります。

次に、議案第48号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分を計上し、歳入歳出予算の総額を3億4,184万7,000円とするものであります。

次に、議案第49号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、過年度保険料の納付状況に伴い第1号被保険者保険料還付金、前年度保険給付費の額の精算に伴い、国庫補助金、県補助金、支払基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を20億3,472万7,000円とするものであります。

次に、平成22年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の景気は、世界同時不況の影響により急速に悪化いたしました。回復の兆しもわずかに感じられるところでございます。しかし、経済状況は依然として厳しい状況にありま

す。本市においても税収の落ち込みについては、やや収束してきた感がありますが、経済情勢の不透明感から今後大きく好転する要素も見当たりません。このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成22年度決算は、弥富市としての5回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとし、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

認定第1号平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額148億6,653万9,000円、これに対する歳入決算額151億1,739万6,822円で収入率は101.7%、歳出の決算額は143億1,891万2,360円で、執行率は96.3%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では1,481万円の増額となりました。その内訳は、法人市民税が8,745万円、固定資産税が1億6,550万円、軽自動車税が257万円、市たばこ税が1,082万円の増額となる一方、個人市民税が2億5,150万円減額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が3億9,150万円交付され、歳入全体では前年に比べ2.6%、3億8,682万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努力してまいりました。

総務関係では、庁舎改築等検討委員会を設置し、庁舎整備計画策定に向けて検討を始めました。また、巡回福祉バスに変えて、より効率的で利便性の高いコミュニティバスの実証運行を始めました。

福祉関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度、妊婦健診の後期負担回数14回を継続するとともに、ファミリーサポートセンターの事業の開始、弥生保育所の建てかえ工事、子育て支援センター、児童館、児童クラブが一体となった複合施設の開所などの保育環境整備に取り組み、少子・高齢化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、公的医療機関である海南病院の新しい診療棟建設に当たり、地域全体での財政支援を開始し、女性特有のがん検診につきましては、国と連携し、5歳刻みに無料検診を実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電設備等に対する補助制度を継続するとともに、新弥生保育所に太陽光発電設備を設置し、地球温暖化防止の取り組みを行いました。

基盤整備事業では、排水路、排水機場の整備で、湛水防除、緊急農地防災事業ほか農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路などの幹線道路や生活道路の整備に努めるとともに、平成23年度末の完成に向けて、ひので公園整備事業を継続して実施してまいりました。

教育関係では、桜小学校南校舎、渡り廊下、十四山東部小学校北校舎の耐震補強工事、桜小学校の食器洗浄機取りかえ工事、弥富中学校の自転車小屋増設工事、弥富北中学校のプールろ過装置ろ材取りかえ、高架水槽の取りかえ工事、十四山東部小学校、十四山西部小学校、十四山中学校の門扉等設置工事、また普通教室への扇風機設置工事など教育環境の整備に努めるとともに、学校において障害のある児童・生徒への自立を支援するため、特別支援教育支援員を増員いたしました。また、体育の施設面では、子宝テニスコートの改修など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額39億113万7,952円、歳出決算額38億8,278万4,410円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、支払準備基金の取り崩しにより対処しましたが、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

次に、認定第3号平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに142万8,502円でありまして、医療制度改正に伴い老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行したため、前年度に比べ大幅な減額となりました。

次に、認定第4号平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに8億8,359万4,351円でありまして、各事業計画に基づいて、公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、前年度に比べ大幅な増額となりました。

次に、認定第5号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億1,688万4,616円、歳出決算額5億6,202万8,638円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路及び処理施設の設計業務委託、並びに管路工事及び処理施設の建設工事を始めました。

次に、認定第6号平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額19億9,263万7,617円、歳出決算額19億6,660万452円、サービス事業勘定において歳入決算額3,778万6,533円、歳出決算額3,309万3,957円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様に十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額9億2,750万9,925円、歳出決算額8億8,445万5,013円でありまして、第1期の供用を開始し、平島、前ヶ須、操出、狐地及び三稻地区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き積極的に進めてまいりました。

次に、認定第8号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまし

ては、歳入決算額 3 億 4,155 万 2,969 円、歳出決算額 3 億 3,852 万 4,804 円であります。

平成 22 年度 弥富市決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案は担当部長に説明をさせ、補正予算及び決算は説明を省略いたします。

まず伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第 41 号 弥富市行政手続条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1 枚はねていただきまして、弥富市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、新たに常用漢字が追加されたことに伴いまして、本則中の「名あて人」の「あて」の平仮名表記を漢字の「宛」を使い、漢字表記の「名宛人」とする条文整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 42 号 弥富市交通安全条例の一部改正について御説明申し上げます。

3 枚はねていただきまして、弥富市交通安全条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第 1 条から第 6 条につきましては、主に条文の整備でございます。第 7 条より第 10 条につきましては、高齢者の事故防止等を重要施策として取り組み、交通事故の減少を図るために新たに条文に加えるものでございます。第 7 条、高齢者の事故防止、第 8 条、飲酒運転の根絶、第 9 条、自転車の事故防止、第 10 条、シートベルト等の着用の推進について、市、市民、事業者等の取り組みについて規定するものでございます。第 11 条、第 12 条につきましては、新たな条文の追加による条文の繰り下げ及び条文の整理を行ったものでございます。第 13 条につきましては、交通死亡事故等発生時の措置として必要があると認めるときは、総合的な交通事故防止対策について関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとするものでございます。

附則、この条例は平成 23 年 10 月 1 日から施行するものであります。

次に議案第 43 号 弥富市暴力団排除条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例を制定しますのは、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するために制定するものでございます。

3 枚はねていただきまして、弥富市暴力団排除条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1番、第1条関係でございますが、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とすることとしたものでございます。

2．第3条関係でございますが、暴力団の排除に関する基本理念について定めることとしたものでございます。

3．これは第4条、第5条関係でございますが、市及び市民等の責務を定めることとしたものでございます。

4．第6条関係でございますが、公共工事その他の市の事務または事業から暴力団を排除するための必要な措置を講ずることとしたものでございます。

5．第7条関係でこれは市長もしくは教育委員会または指定管理者が公の施設で暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益になると認めるときは公の施設の利用の許可をしないことができることとしたものでございます。

6．第9条関係でございますが、市は県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、青少年に対する指導及び助言、その他の取り組みを行うよう努めることとしたものです。

7．これは第10条関係でございますが、市は県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うこととしたものであります。

附則、この条例は平成24年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

14枚はねていただきまして弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思っております。

1．寄附金税額控除の拡大に伴いまして適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることにしたものでございます。なお、改正後の弥富市税条例第33条の7は控除額の計算方法の記載が削除され、控除額は地方税法第314条の7の規定により計算した額とすることとしたものでございます。

2．国税の罰則の見直しを踏まえ、地方税に関する罰則について必要な措置が講じられ、過料を3万円から10万円に改正されたものでございます。なお、関係条文は弥富市税条例第7条、第35条の4、第51条の10、第68条、第79条で第92条の2（たばこ税に係る不申告に関する過料）と、第109条の2（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）を新設したものでございます。

3．寄附金税額控除等の改正に伴い、関係条文を改正することとしたものでございます。

4．その他法律及び地方税法等の改正により軽減税率の延長等必要な事項を改正することとしたものでございます。

5．附則としまして、この条例は公布の日から施行することとし、ただし附則の各号に掲

げる規定は当該各号に定める日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第2、第5条関係でございますが、これは総合体育館使用料のことでございます。総合社会教育センターの従来のトレーニング室を廃止し、用途を多目的室に変更しましたので、従来ありました多目的室を第1多目的室というふうに名称のみを変更し、廃止をしましたトレーニング室を新たに第2多目的室と第3多目的室として利用できるようにしたものでございます。

使用料につきましては、右側の改正案のとおりでございます。

括弧内につきましては、冷暖房利用時の使用料となっています。使用時間帯につきましては、左側の方から午前9時から午後0時までの使用、次が午後1時から午後5時までの使用、それから午後5時から午後10時までの使用と、一番右側が全日午前9時から午後10時までの使用ということになっております。

附則、この条例は平成23年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 説明が終わりました。お諮りをいたします。

本案17件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第1号 決算特別委員会の設置について

○議長（伊藤正信君） 日程第26、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

○12番（三宮十五郎君） 本件につきましては、お手元に配付されております決算特別委員会の設置についてでございます。

申し合わせによりまして、議会運営委員長の私が提出者、議会運営委員の全員が賛成者ということでございまして、お手元に配付の9名の委員を選任するものでございます。御同意よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮十五郎議員から提案の説明がございました。

これより質疑に入ります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりとするので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

平成23年 9 月 6 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 10番 | 杉 浦 敏 | 11番 | 安 井 光 子 |
|-----|-------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 十 四 山 支 所 長 | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長 | 山 田 英 夫 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 開 発 部 次 長 兼
商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 服 部 正 治 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 防 災 安 全 課 長 | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長 | 服 部 誠 |
| 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長 | 越 川 博 文 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 邦 夫 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼
いこいの里所長 | 松 川 保 博 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー
所 長 | 佐 野 隆 |

十四山総合
福祉センター所長

伊藤 政 洋

児童課長

鯖戸 善 弘

農政課長

青木 和 巳

都市計画課長

竹川 彰

下水道課長

橋村 正 則

生涯学習課長

八木 春 美

十四山スポーツ
センター館長

花井 明 弘

図書館長

奥田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

若山 孝 司

書

記

横山 和 久

書

記

岩田 繁 樹

6．議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張クローバーテレビより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することといたしますので、御了承をお願いいたします。質問・答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

さらに、佐藤議員から途中30分ほど退席をしたいという旨がございましたので、連絡がありましたことを御報告申し上げておきたいと思います。

では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○2番（炭竈ふく代君） 皆さん、おはようございます。2番 炭竈ふく代でございます。

3月11日の東日本大震災の発生から、間もなく6ヵ月がたとうとしています。災害により亡くなられた方、また行方不明の方、そして今なお避難所生活を余儀なくされている方々、またこのたびの台風12号の影響で、死者・行方不明者合わせて91名の犠牲者に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願い、またこの大震災の教訓を踏まえ一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、1点目に安心カードの配付についてお伺いをいたします。

現在の急激な高齢化社会の中で、本市におきましても人口に対する高齢者の方の割合が年々高くなっていると同時に、高齢者だけの世帯、また高齢者のおひとり暮らしの方もふえているのが現状だと思います。本市におかれましても、このたびの東日本大震災を機に、災害時要援護者の取り組みも加速的に進んでいるものと思います。そこで、弥富市において、現在、高齢者の方々が急病や事故等の緊急時に安心して対処していただける方法としてどのような手だてをとっておられるのか、お伺いをいたします。御答弁をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 炭竈議員にお答えいたします。

弥富市におけます高齢者、それから障害のある方につきまして、緊急時の対応についてのお尋ねでございました。

弥富市では以前より、ひとり暮らしの高齢者の方が急病とか事故に遭った場合、そういった緊急時におきましても安心して対処いただけますように、消防署の方と電話で直結してございます緊急通報システムをもう既に立ち上げてございますし、また見守り、居場所確認等も含めました給食サービス事業も実施してございます。いずれの事業につきましても、たくさんの方に御利用はいただいております。

また、平成22年度より緊急医療情報キットというものを導入いたしまして、これにつきましては、民生委員さんの御協力のもと、ひとり暮らしの高齢者の方にお配りしているものでございます。そのキットの中には住所・氏名を書いていただくことはもちろんのほか、かかりつけのお医者さんとか持病、服薬内容といたしました医療情報、また緊急連絡先の親族さん等の連絡先、その他利用しております介護事業所名、ケアマネさん等の名前を書いていただいた介護情報なども記入していただいて、冷蔵庫に保管していただいております。そのようなものを入れまして、非常時に駆けつけました救急医療隊員によりまして、その医療情報を知ることによりまして、適切かつ迅速な処置を行うものができると考えてございます。今年度の6月につきましても、その医療情報キットにつきましては、民生委員さんによりましてひとり暮らしの高齢者の訪問の際に、新たに利用を御希望される方にお配りをしてございます。

以上申し上げましたように、このようにひとり暮らしの高齢者の方が地域で安心して暮らしていただけるようには努めてございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 先日、高齢者の市民の方からこんな相談をいただきました。民生委員さんが訪ねてきてくださって、災害時などの避難についていろいろとお話を伺うことができたのですが、ただ買い物や病院などに行く途中であったり、出先などで体のぐあいが悪くなったときに家族にすぐ連絡がとれる方法はないだろうか。また、災害はどこで被災するかわかりません。そんなときにすぐ救助してもらえる方法はないだろうかといった内容の御相談でございました。先ほど市側より御答弁をいただきました緊急時の事業につきましては、在宅でのサービスとして高齢者の皆様には大変安心していただけるものと思いますが、今回のような震災などを考えますと、特に高齢者の方々は、御自身がいつどこで被災するとも限らず、また外出時に急病になったら等々、健康や災害に不安を覚えて日々生活をしていらっしゃると思います。

このような事態に対処できるように、昭和59年に神戸市の消防局が全国に先駆けて、安心

カードを高齢者の方を中心に配付をされました。その後、全国各地においても緊急時用のカードの配付がされております。例えば熊本県の宇土市では、本年6月から、高齢者や障害のある人が緊急時にみずからの情報を正確に伝える手段として、氏名や住所、連絡先を記載した「あじさいカード」という名称でカードの交付を行っています。名刺サイズのこのカードは、万一の事故や災害、そして急病などで意識を失った際に、救急隊員や医療機関が的確な情報の掌握や適切な処置を素早く行えるようにして、氏名や住所のほかに血液型や持病、またアレルギー、そしてかかりつけの医療機関や緊急連絡先なども記載することができるもので、原則65歳以上の人と、年齢にかかわらず障害のある人もカードを作成することができ、市の福祉課にある申請書に必要事項を記入し提出をすれば、数日後カードが郵送で届けられるというものでございます。利用者の方々からは、安心して外出ができると大変喜ばれているようでございます。

そこでお伺いをいたします。弥富市においても、このように緊急時などに対処できる安心カードの配付をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁ください。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいま議員の方から御紹介をいただきました安心カードにつきましては、先ほど私の方が申しました緊急医療情報キットと同様に、高齢者の方の緊急時の対応の有効な手段の一つと考えますので、今後につきましては、医療機関、海南病院さん等も御意見をお聞きしながら、カードの取り組みを考えたいと思っております。それにつきましては、他の市町の状況、配付の対象者の方、それから配付方法等も調査してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。ただいま課長の方から、有効な手段ということで、配付については今後調査をしていかれるということをお聞きいたしました。

今、配付方法とか対象者のお話もございました。調査をするということでございますけれども、市としての考えをちょっとお聞きしたいのですが、配付方法は、できるだけ多くの方に利用できるように、民生委員さんを通じての配付であるとか、また各施設に設置するとか、いろいろな方法があるかとは思いますが、幾つかの自治体は、安心カード自体をパソコンからダウンロードして印刷ができるようにもなっております。本市におかれましても、このようにパソコンからダウンロードして印刷ができる方法も考えてはどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

炭竈議員から、緊急時における高齢者の救済対策の一つとしての安心カードについての御質問をいただいております。

先ほどは担当課長の方から、その趣旨につきましても十分理解をし、前向きに検討していくということで答弁をさせていただいておりますけれども、私といたしまして、弥富市として今ひとり暮らしの高齢者は、65歳以上を対象とさせていただきますけれども、1,000人を超えている状況でございます。そういうような状況から、昨年は、この緊急医療情報キットというのは、市民の方から教えていただいたことでございます。市民の方からこのような形で導入してはどうかということで、現在は民生委員の皆様にご協力いただき、対応させていただいているところでございます。これは、海部南部消防という救急搬送していただくところとの連動ですけれども、これはまだまだインフォーマルな形での対応しかできておりません。そういう状況において、私は安心カードというものを一つの制度化の方向で持っていくべきだろうというふうに考えているところでございます。来年度から第3次の障害者計画並びに第5次の高齢者福祉計画の中に取り入れると同時に、高齢者の救急対策の一環として、制度として明確にそこに記載をしていくということが、これを徹底していくことではないかなあというふうに思っております。そうした中では個人情報等に関することでもございますので、もちろん個人の御理解をいただいた上での対応になってくるかと思っております。緊急時における一人でも多くの高齢者の方に対して、安心していただけるように対応するのが我々行政の役割であろうと思っております。

導入等につきましては、具体的な方法は今後しっかりと検討させていただきながら、先ほども言いましたように、来年当初から導入していくという方向で進めさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。来年度から導入をしていただけるというお考えを、市長の方から御答弁をいただきました。

万一の事故とか病気でも、本人や家族が状況を説明できなくても、緊急時こうした連絡カードがあれば、迅速かつ適切な救護の手を差し伸べることができると思います。私たちも災害を通じてともに助け合うことの大切さを考えさせられておりますけれども、市民の皆さんが一日も早く御利用ができるように検討いただきたいと心からお願いを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、学校図書館における人的・物的整備の推進についてお伺いをいたします。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上にふえてきていると思い

ます。しかし、本年6月1日に文部科学省が公表しました平成22年学校図書館の現状に関する調査の結果によりますと、学校図書館は、人的・物的の両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになったとあります。

そこで、弥富市の各学校における図書館の現状についてお尋ねをいたします。

子供たちが最も身近に本に触れ、読書ができる場が学校図書館です。調べ学習に利用されるだけではなく、人間性を育て、社会性を養うのに重要な役割を果たすのが本であり、良質で豊富な蔵書は欠かせません。国は、学校図書館の充実を図るため、学校図書館の図書整備について、子どもの読書活動の推進に関する法律及び文字・活字文化振興法の制定を受けて、平成19年度を初年度とする新学校図書館整備5ヵ年計画を策定し、義務教育諸学校を対象に、平成23年度までの5年間で総額1,000億円規模で毎年200億円の図書整備費を地方交付税などで財政措置をしてきています。弥富市も、これまで学校図書の充実に努力をされてきていると思いますが、まず物的な面でお尋ねをいたします。各学校図書館の蔵書数は、国の定めた学校図書館の標準冊数と比較をしてどのような状況にありますでしょうか、お伺いをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、炭竈議員の質問にお答えさせていただきます。

市内の小・中学校の図書につきましては、平成23年4月現在の保有冊数は7小学校で8万9,964冊、先ほど議員が言われました国が示しています標準冊数5万5,560冊に対して、充足率につきましては161.9%となっております。3中学校につきましては、同様に保有冊数3万8,086冊に対して標準冊数につきましては3万4,640冊でございます。充足率につきましては109.9%でございます。十四山中学校につきましては87%、弥富中学校につきましては95%となっております。先ほど議員が言われましたように、全国的にこの標準冊数100%を達成しています学校の割合につきましては、平成22年度で小学校で50.6%、中学校で42.7%となっております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

また、各学校図書のネットワーク化の現状についてお伺いをしたいと思います。

学校図書の蔵書などをデータ化し、コンピューターで管理されていれば、学校図書館同士のネットワークであったり、また市立図書館までも含めたネットワークがあれば、図書の貸し出しや検索の合理化、また学校での重複した蔵書の購入が減り、より児童・生徒が利用しやすくなると思いますし、図書予算も有効なものになるかと思いますが、市側のお考えをお尋ねいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 現在、弥富市の学校図書館のネットワーク、電子データベース化につきましては未整備な状況でございます。議員が言われますように、市立図書館とネットワーク連携ができれば効率的な運営ができることとなります。そのネットワークシステムを構築するには、まず各学校図書館の蔵書、先ほど申しましたように、およそ12万8,000冊ございますが、こちらの電子データ化が必要となります。現在、市内の学校図書館の蔵書のデータ化はされておりませんので、今後、各学校図書及び市立図書館とのネットワークシステム構築に向けて努力していきたいと思いますので、よろしく御理解の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 児童・生徒の読書活動を推進し、また言語力の育成を図っていくためには、児童・生徒が積極的に活用したくなるような学校図書館の整備がこれから取り組みが求められていくと思います。また、その一つとしてコンピューターでのネットワークがあれば、無駄のない、そしてみんなが利用しやすく、十分活用できる学校図書への取り組みにもつながるかと思います。今、今後努力をされていくということでございますので、ネットワークの拡充を強く要望いたしまして、次に学校図書館の人的対処についてお尋ねをいたします。

子供にとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていくためには、読書は欠くことのできないものだと思います。小学校の時期は、学問を覚えて、そして興味の対象も広がり、さまざまな人間関係を経験し、生活経験の幅も広がります。読書範囲も広がっていく時期でもあります。しかし、子供を取り巻く社会環境は、読書よりもゲームやテレビ、そして漫画に向かう傾向が強く、読書の習慣が定着していない子供が多い状況にあるかと思います。読書の習慣化や読書力の向上のためには、小学校の生活の中心である学校という場所から変わっていくことが最も効果的だと思います。そのために特に重要なことは、子供に適切な本を適切なタイミングで手渡すこと、そして信頼をされた学校図書館の専任司書を置くことかと思います。現在、市内の小・中学校には司書教諭や図書支援員が配置をされていると思いますが、司書教諭は学校の授業との兼務であるかと思います。学校図書館の充実のためには専任化を求めていく、そうした考えは市側にあるでしょうか、よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 御質問の専任司書を各学校に配置するという点につきましては財政的に困難でございますが、現在、市は単独事業で週1日程度ではございますが、図書支援員を配置しまして、図書の貸し出しや図書の整理の支援に当たっており

ます。今後につきましては、こういった事業を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。学校図書館の充実、読書力の向上だけではなく、言語力向上にもつながると思います。

文部科学省は、今年度、学習指導要領の改定の中で言語力の向上を求めています。国語とは異なると思いますけれども、国際的な言語力として英語があります。弥生小学校では、平成19年から英語活動事業の拠点校として指定をされ、これまでいろいろな取り組みをされ、外国語の活動のあり方について多くの成果があったとお聞きしておりますが、この成果を他の小学校ではどのように生かされて、どのように取り組まれる計画があるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 弥生小学校につきましては、先ほど議員が言われましたように、指定校におきまして英語活動について成果を発表してまいりました。こちらの弥生小学校での研究成果を市内の各小学校の方で活用できますように、既に英語活動推進委員会というものを各小学校で発足をさせていただきまして、市内全小学校で標準的な形で行えるように、教育課程の作成や指導方法の工夫・改善に向けて研究を進め、英語活動の充実と質の向上を目指した取り組みを始めております。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

現代社会は物質的に豊かになった社会でございますけれども、少子化や核家族化、また地域とのきずなが疎遠となり、人間関係が築きにくくなっている社会でもあります。希薄な人間関係は、相手への思いやりや感受性の乏しさにつながっているとも思います。これらの解決手段の一つとして、コミュニケーション能力の向上が必要だと考えます。読書は、コミュニケーション能力の基盤となるものであり、またはかり知れない力があると思います。こうしたことを認識し合い、学校図書館の機能をより充実させるべく、人的・物的両面整備の推進を今後も強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 4番 小坂井実でございます。通告に従いまして質問をいたします。

弥富市地域防災についてお伺いをいたします。その中で1番に新ハザードマップの進捗状況、そして二つ目の防災広場についてお伺いをいたします。

3月議会においては、弥富市地域防災計画を見直し、またハザードマップも新しくつくり

直すとの御答弁をいただいております。そして、愛知県の防災計画に基づき、弥富市でもつくり直すという御答弁だったと思いますが、愛知県の防災計画というものは一部分でも何か発表がございましたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

愛知県防災計画につきましては、東日本大震災以後の見直しは現段階で発表されておられません。新たな地震想定による防災計画につきましては、25年以降になると思われます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 非常に先のお話になりますが、私、このたび物見遊山という批判を覚悟いたしました。自分の目で見てみたい、見ておくべきと思い、その思いが募りまして、8月16日の夜から東日本震災の地に向け出発をいたしまして、青森県の八戸に17日の昼に着きました。八戸港より久慈港、野田村、田野畑村、宮古市、山田町、大槌町、釜石、大船渡、陸前高田、気仙沼、南三陸町、石巻、名取、岩沼と回りまして、最後に亘理町を見てまいりました。

この亘理町というのは、弥富市の職員も2人派遣をされまして、活躍されてきた地でございます。この亘理町というのは、阿武隈川の河口に位置します、弥富市の干拓地によく似た干拓地がございました。海拔はあまりなく、日光川の堤防ほどの堤防で川と隔てて、川側はコンクリートで道路がありまして、裏側ののり面はアスファルトでございました。そして、道路側の川側の方に波返しがございましたが、カーブしたところではそれが300メートルほど倒れてしまっていると。私の見た範囲では堤防は壊れてはおりませんでした。しかし、津波はそれを超え、海岸の堤防の近くのうちを土台ごと壊してしまったと。悲惨な地でございました。風光明媚なりアス式海岸、入り江には港をつくり、堤防や巨大な防潮堤ができていましたが、見るも無残に破壊されていました。津波の恐ろしい力を思い知るとともに、亡くなられた方、行方のわからない人の冥福をお祈りする旅でもございました。お盆過ぎすぐでしたので、土台だけの自宅に多くの花やお供え物を目にしました。手を合わせて通り過ぎてまいりました。新聞やテレビの報道と自分の目で見た目の前の光景は余りにも違いがあり過ぎ、悲惨過ぎる、そして範囲が広過ぎるということを痛感して、8月20日の夜中に帰ってまいりました。

見たことを思い返してみても、地形によると思われる被害の差もあったように思われますが、海岸の近くで、1階の被害だけで2階は無傷のところもございました。海すら見えない高台で、どこから津波が来たのか想像もできないよう場所で家が流され、土台だけが残ってありました。第三セクターの三陸鉄道は大変悲惨な状況でございました。狭い谷合いでは向こう

側の山にトンネルが見える。自分の後ろにトンネルがある。橋脚もなく、もちろん線路もなく、復旧が危ぶまれる惨状でございました。また、大船渡市の漁業・漁船組合連絡協議会会長のスダ様という方にお会いいたしまして、そのときの状況も伺ってまいりました。地震が来たということで、船ですぐ沖合へ避難をされたと。少しおくれて同じように港を出られた船は、津波の立ち上がったところにぶつかり、亡くなられてしまったと。また、家族の方も、買い物に行って帰りに津波に遭遇し、一生懸命に高台に逃げたと、そういう状況も聞いてまいりました。

伊勢湾には高い津波は入り込んでこないと言われていますが、本当に大丈夫でしょうか。三重県の尾鷲よりも名古屋港の方が干満の差が大きい。これは何を意味するかと。伊勢湾の開口部は神島を含め10キロ。知多半島と津の間の一番広いところで30キロ。神島から木曽川までの距離は五十数キロでございます。これを大きな入り江と思ったときに、東日本では谷合いを40メートルの高さまで駆け上がった津波でございます。木曽川沿いにどこまで津波がさかのぼるか。幸いにも木曽川にはカーブがございませんので、馬飼頭首工までほとんど真っすぐでございますので、あとはあふれないことを祈るのみです。想定外と言われました東日本大震災も、近くの山には1,000年に1度という津波の土壌の標本となるべく跡が見つかったという報道もございます。この弥富市の歴史は浅く、400年にも満たない。古い記録や言い伝えも望めず、伊勢湾に大きな津波が来ないという学者の言葉ではなく、これが1,000年の歴史、伝わっておる言い伝えであってほしいと思うこのごろであります。地形、水深、半島の角度など、津波の来る方向等に恵まれた伊勢湾であることを祈ります。

それでは1番目の、ハザードマップはどこまで進んでいますか。

同報無線が設置をされたときに海拔ゼロメートルの標示をお願いして、30カ所ぐらいつけていただいております。操出の公民館は、土台から68センチのところに海拔ゼロメートルの印があります。佐古木の竜頭公園では、土台から2メートルのところにゼロメートルの印が表示されてあります。この海拔ゼロメートルの定義、何を根拠のゼロメートルか、どこの平均なのか、お教え願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、震災の現地を見ていただきまして非常な御心配をいただいております。その点について非常に感謝しております。

今御質問の海拔ゼロというものでございます。これは、東京湾の平均潮位という形になっております。ちなみに、これは「TP」という表現をとらせていただいております。これは、全国的にこの基準でゼロメーターを決めるということでございます。名古屋港につきましては、「NP」という言葉を使っております。名古屋港の潮位ということでございまして、こ

れはＴＰに比べますとマイナス1.4、1.4メートル低い位置にあるといった形になっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） はっきり私は理解ができませんでしたが、表記のゼロメートルは、例えば堤防が切れたときにそこまで水が来るという表記なのか、名古屋港の標準値、また先ほど申しましたように、潮には大潮、中潮、小潮とあります。また、この９月というのは、一番海水温が高くなって海の水が膨張するということで、日ごろよりも30センチほど満潮の水位は高くなります。したがって、後で申しますが、ハザードマップの色分け等でもどのように理解したらいいのかということを少し説明いただきたい。お願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 今の御質問でございます。

大潮の満潮時につきましては、いわゆる標高プラス1.2メートルのところまで水が来るという形になっております。ですから、最大で潮の高さでいいますと、現在のゼロメートルからプラス1.2メートルのところまでが水につかるといった理解でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） と申しますと、例えばハザードマップの色分けというのは、２メートルとなれば２メートルの水、満潮になればそれプラス1.2メートルという考えでよろしいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 最大浸水という形で考えていただければと思っております。

ですから、最大で今言ったプラス1.2のときにどこまで水が来るかといったような考え方で理解していただければと思っております。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） ハザードマップの色分けは最大深度という、ここまで深くなりますよという理解でよろしいですか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御理解のとおりでございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） 昨年度いただきましたハザードマップには、その詳細というか、割と質問を受けるんです。この色分けは例えばどこから何メートルだと。田面なのか道路なのか宅地からなのかという質問をされるんですけど、今の話をわかるようにハザードマップにひとつ表記をいただきたい。なかなか頭に入らないかもわかりませんが、だれでもわかるようにひとつ表記をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 今回新たにつくりますハザードマップにつきましては、標高につきましては50センチ単位のもので色分けを考えております。非常に目で見やすい形で考えております。

それから、その範囲でございませうけれども、今回は2メートルメッシュということで、2メートル範囲のものの高さで色分けをしていくといったことを考えておりますので、住んでいらっしゃる場所がどの高さであるかというのは、ある程度わかりやすい表現にさせていただいているつもりでございませう。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） どうかひとつ、だれが見ても一目瞭然と。自分の住むところがいかに危険なのか、あるいは安全なのかというのがよくわかるようなハザードマップにさせていただきたい。その点、よろしくお願いをいたします。

次に、2番目の防災広場についてお伺いをいたします。

東日本大震災後はあいさつがわりみたいなもので、津波が来たら私どもはどこへ逃げるんですかと。今までの一部の避難場所ではとても避難所と言えず、皆不安に思っているわけですから、今度の計画の中には避難所たる避難所、必ず安全な避難所、また数多く網羅していただきますように考えていただいておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 防災広場のことでございませうけれども、これにつきましては、現在津波に対する一時避難ビルというような形で、民間等も含めた避難場所についての確保を今行っているところでございませう。現在公表されております被害想定というのは、新たに変わってくるかと思っております。その変わった段階でどのような場所が安全かといったことにつきましては、基準が現在と変わってくるということを思っておりますので、それが変わった段階におきましては、またその段階で新たな見直しというものが必要になってくるかと思っております。

なお、防災広場等につきましては、東日本大震災の教訓を生かしまして、市民の安全を守るために、防災広場だけではなく、どのような施設が必要であるかといったことも今後検討していく必要があるということを理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 震災の場を見てまいりましたときに、割と小さな町とか小高い山に囲まれたところは、割と高台へ早く逃げて助かった方がたくさんございました。しかし、大きな市でありますと、湾が広くて近くに山がないということで、非常な犠牲が出たということも考えられるわけです。そして、大きな防潮堤を信じたというのも一つの教訓として残る

わけでありますが、今申しましたように、弥富には高いところは何もありません。

そこで提案でございますが、各学区に1カ所、もしくは2カ所あれば言うことはないんですが、残土の山でもいいんです、高ければ。土が締まったらアスファルトで包めば。そして、今は残土というのは逆に困りもので、高いお金を払って処分代をよそへ持って行って払ってくると。何ら問題のない、よく締まるような土ならば、処分代を考えれば必ずペイできるような時代であると思われます。どうかひとつ弥富にない防災広場を考えていただくわけにはまいりませんか。お願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御提案の件でございますけれども、土地利用に関しましては、農地法でありますとか、土地の開発行為に関する法律等いろいろな規制がございます。土地を購入して、その上に今言われたような残土を置くというような形のものは、なかなか難しい問題もあるかと思っております。先ほど申し上げましたように、弥富市といたしまして今後どのような施設をつくっていくことが市民の方の安全を守ることになるかといったことを検討してまいりますので、その点、御理解願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それに関連しますが、弥富中学校の敷地も海拔ゼロメートル、今度の第2桜小学校の敷地も海拔ゼロメートルと記憶しておりますが、間違いございませんか。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） いずれにつきましても、海拔ゼロメートルを基準としております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 先ほどの防災安全課長の御答弁でも、海拔ゼロメートルよりもプラス1.2メートル満潮になれば海の水が来るという御答弁だったと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） と申しますと、運動場などは防災の拠点ということにはなり得ない。今回の豪雨も記録に残るような豪雨であったということもありますし、絶対くずまないであろうと、みんながさっと安心して逃げられるような、そんな広場を防災広場と呼べるのではないかと。それこそ海水が流れ込もうが、台風が来ようが、災害がおさまったときにはヘリコプターが着陸できるような、そんな防災広場でなくてはいけないのではないかと思います。いかがですか。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘でございます、全体的に非常に低い土地柄であるということで、なかなかプラス1.2以上のものまで造成するというのは、近隣の土地との関連もあって非常に難しい問題もあります。今議員の御指摘にございましたそういったことも考慮しながら、今後の施設の、安全を守るための施設というのはどんなものかというのを検討させていただきたいと思います。
- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） 難しい問題や法律的なものがあるかとは存じますが、ひとつ安心して避難できる、気楽と言ってはいいませんが、だれに遠慮もなく避難できるようなところをぜひ、弥富には必要であって、それが利用されなければそんないいことはないと思いますが、どうか片隅に置いておいていただきたい。機会があったら、どこからそういう話もまた出てきましたら、ひとつそのときはみんなの弥富を、市民の財産は守れなくても生命だけは必ず守るということをひとつ頭に置いていただきまして、次へ移ります。

市役所の庁舎改築についてお伺いをいたします。

先月の8月30日朝、議場へ参りまして、朝一で一般質問を議会事務局に提出いたしました。全員協議会席につきましたところ、弥富市庁舎改築検討委員会協議資料というものが配付されておりました。タイミングがどうもずれておりまして、どうか資料を見ればわかるとは言わないで、市民全員にはなかなか伝わらないものですので、私だけかもわかりませんが、苦情や意見を求められ、あなたが決めたんでしょとよく言われますので、どうか答弁していただく場合には、市民に向かって、カメラに向かってしゃべっていただいて結構でございますので、私にではなくて結構でございますので、ひとつ御答弁をよろしくお願いいたします。

弥富市庁舎改築検討委員会の人数と構成メンバー、肩書、どここの会長、何々の会長、それから公募があったのか、氏名は結構でございますので、お教えいただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 弥富市の庁舎改築検討委員会の委員の方についての御質問をいただきました。

委員の構成につきましては10名で行っております。肩書等を教えていただきたいということでございますので、申し上げさせていただきます。商工会の代表の方、社会福祉協議会の代表の方、市議会の代表の方、区長会の代表の方、女性の会の代表の方、民生児童委員の代表の方、福寿会の代表の方、十四山地区の区長の代表の方、それから公募の委員が2名でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） その30日にいただきました資料についてお伺いをいたします。

平成22年8月3日に開かれました第1回検討委員会のときに、1番から4番までの案が示されたということが書いてあります。まず、1番に現在地での建てかえ、2番に移転での建てかえ、3番に十四山支所の増築、そして4番目に耐震改修という提案がなされたわけですが、この第1回目の協議で、既に耐震に対して改修するというのは断念されたわけですね。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、耐震のことについて断念をしたかという御質問でございますけれども、現庁舎を耐震補強いたしましても現庁舎の耐用年数が延びるわけではございません。そうしたことから、現庁舎を耐震化するよりも、新庁舎を建設して、市民の皆様が安心かつ安全な庁舎である方が望ましいという結論に達しまして、現在は新庁舎を建設していくという方針で計画を進めております。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） その資料の中には耐震にかかる費用というのが出ておりますが、9億800万円かかるという試算が出ておりますので、これは断念されたというのはいかなることであると思われます。

そして、第2回会合が平成22年12月7日に開かれておりまして、その中でもやはり1から4までの案が示されておりますが、現在敷地内での建てかえが1番、2番目に移転での建てかえ、そして3番目に十四山支所の増築、4番目に現庁舎の隣地を取得して建てかえとなっておりますわけですが、協議結果といたしまして、現庁舎の隣地を取得して建てかえをするという決定がされておりますが、この見通しというのはいかなるものなのでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎建築についての見通しの御質問をいただきました。

そうした前に、新庁舎建築について、どうしてこの現場所に建設をするかということから触れてまいりたいと思っております。

まず、計画では新庁舎の延べ床面積でございますけれども、この必要規模について1万平方メートルを考えております。

次に、法規制の関係で申し上げますと、新庁舎の建築に当たっても、都市計画法の制限によりまして、十四山支所を増築する案を除き、市街化調整区域での建築はできません。ただし、十四山支所を増築して市庁舎を建築する案については可能ではございますが、合併協定に基づきまして、新市の事務所の位置は現位置に定められているほか、防災拠点づくりや交流拠点づくりの観点からも、本市の人口集中地に位置する現位置が市庁舎の立地場所として適当であるとされておりますし、検討委員会の意見としても、現在の市庁舎の位置に建築す

ることが最適であると支持された状況でございます。

次に、市街化区域内で新たに土地を購入し、新庁舎を移転する案がございますが、この案につきましては、市街化区域内の用途地域のほとんどが第1種住居地域でございます。第1種住居地域から第2種住居地域に用途地域を変更した後でなければ、延べ床面積が3,000平方メートルを超える事務所は建築できません。ただし、現庁舎の敷地については、第1種住居地域内ではございますが、当初の用途指定でございます住居地域時からの建築物でございますので、新庁舎の建築は可能とされております。

では、用途地域を変更すれば新庁舎の建築ができるかと申しますと、用途地域の変更にはかなりの期間を必要とする状況でございます。新庁舎建築に要する費用、事業費については、適用期間の定めのある合併推進債を活用してまいりたいと考えておりますし、また市街化区域内にまとまった土地が手に入るかとの問題もございます。合併推進債を活用したいと申し上げましたが、合併推進債は、合併市町村が実施する公共施設整備事業に対し国が支援する制度でございます。事業費の90%までを起債で借り入れることができ、元利償還金の40%が国から普通交付税として補てんされるものでございます。この適用期間は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10ヵ年度と定められておりまして、弥富市の場合は平成28年度まででございます。用途地域の変更から着手いたしますと、この制度を活用して新庁舎の建築はできないことになりまして、別に財源の問題が生じてまいります。

こうした状況を勘案し、新庁舎の建築可能な場所、それから改築の方法といたしましては、現在地の建てかえを前提として、議員おっしゃられました、隣地を取得して建てかえる方法によって計画を進めてございます。

では、見通しはということでございますけれども、この合併推進債を活用できる範囲内に建築を終えたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） この資料によりますと、平成22年12月議会で今課長が申されたようなことを説明したとありますが、そのときには駐車場はどうするんですかと。今一番この弥富の庁舎で不便なことは駐車場が狭いということで、駐車場問題はどのようにお考えですかということをたしか全員協議会でお伺いしたと思いますが、そのときには3階建てぐらいの駐車場にしたいという答弁をたしかいただいた記憶がございますが、2回目のときに示されました図面では、隣地を取得して104台の駐車スペースができるという、概算でありましょうが表記がされております。現在のこの市役所の駐車場の数は70台ぐらいであります。つまり三十何台ふえるぐらいで、あまり駐車スペースというのはふえそうにないんですが、やはり多層の、あるいは駐車スペースを2階建てにするとか、そのような考えはございますか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、駐車場に関する御質問をちょうだいいたしましたので、お答えをさせていただきます。

新庁舎の基本構想は平成24年3月までにまとめる計画で、現在4回まで会議を開きまして協議を進めている状況でございます。今年度中にあと4回の会議を開催し、協議をする中で構想がまとまる段階でございますので、新庁舎の駐車台数を具体的に何台かということは申し上げることはできませんが、現庁舎の駐車台数は足りないということは認識をしてございます。議員おっしゃられました複数階にする案も含めて現在協議をしておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと考えております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） 使い勝手のいい、また市民が憩えるすばらしい庁舎をつくっていただきたいのですが、今も申しましたように一番の懸案は駐車場問題。通告に従いますと、どうしても現時点ここでしか方法はないのかということを伺いたかったわけですが、用途変更というものがどのくらいの期間がかかるというのはわかりませんか、第1種から2種に変わる。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 用途区域の変更についてどれくらいの期間がかかるかという御質問をちょうだいいたしました。

まだ県の方ともこの協議には入っておりませんので、具体的に2年かかるとかという期間を申し上げることはできませんが、その計画自体を上げて、それを審議していただいてお認めいただくということから考えますと、相当の期間を要するということで御容赦いただければと思います。

- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） 合併推進債を使うということになりますと、少し申し上げますが、例えば40億の予算がかかったとして、36億が推進債で賄えと。そして、償還の方はその40%が地方交付税で措置されると。非常にいい話なんですけど、例えば弥富市政50年を考えたときに、もし駐車場がこのままであったならば、その不便さというものをどのように考えるかと。使い勝手のいい市役所にぜひしていただきたいと思って、私の質問を終わります。

市長、何かありましたらよろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 小坂井議員に、庁舎のことにつきましてさまざまな角度から御質問をいただいたわけででございます。

担当の課長の方からそれぞれの項目につきまして答弁をさせていただいたわけでございますが、現在、庁舎検討委員会におきましてさまざまな観点から詰めさせていただいております。

す。今の時代に合った庁舎をどのように構築していくんだ、あるいは防災機能という役割の中でその位置づけをどうしていくんだ、市民参加型の庁舎にするためにはそういったような形のものを多く取り入れてほしいという要望もございます。

また、今小坂井議員がお話しになりました、駐車場スペースはどうしていくんだというのは大変重要な問題であろうというふうに思っております。幸い私どもは、敷地内における駐車場も多層階で確保していきたいというふうには思っておりますけれども、現在、道を1本隔てた西側に土地がございます。今、職員が駐車場として利用しているわけでございます。この土地についても、多層階にしていければというようなこともございます。そういう中で、今現在100台余りの駐車場スペースでございますけれども、2倍、3倍の駐車場スペースを確保すべきといった形で、検討委員会で御論議いただきたいというふうに思っております。

そういう中で、将来に向けて立派な庁舎ができたと市民の皆様にも思っていただけるようなことを検討委員会で基本構想としてまとめ、そして来年度は特別委員会を設置していただいて御協議をいただきたいというふうに思っております。そして、25年度には実施設計、そして26年ないし27年には工事計画をしていきたいというふうに思っております。そして、合併推進債が利用できる平成28年度を目途にして、しっかりと完成された庁舎を工事していきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、検討委員会での基本構想を、議員の皆様にも今度は特別委員会を設置し、協議をさせていただきます。議員の皆様のいろんな市民の皆様からお預かりさせていただく意見等も、この特別委員会等で御反映いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） ただいま時間が11時10分ですが、暫時休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

- 5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清でございます。

私は、通告に従いまして大きく2点ほど質問をさせていただきます。

私は、これまで市街化調整区域の住宅開発、規制緩和、農業マスタープラン、残土条例等々、将来の弥富の農業を見据えた質問をさせていただきました。弥富市は、立地条件上、

大都市に隣接している大きな貿易港を抱え、豊かな自然が生み出した広大で肥沃な農業用地であるといった条件を十分に踏まえ、開発と保全のバランスをいかにして保っていくべきなのかを問題提起させていただいてまいりました。大都市のベッドタウン、港を中心とした工業地帯、好条件の農業用地、これら異なる立地条件を兼ね備えた自治体も、全国的に見ても珍しいと思います。このバランスを見事に保つことができたならば、全国に向けてこの弥富市を発信できるのではないのでしょうか。

農業を取り巻く環境が日増しに厳しくなっていき、農業の果たす役割に対するその期待が日増しに高まるという矛盾の中で、守るべきものは何か、改革すべきは何か、それを見定めなければなりません。今、農業には、食料の確保という役割のほかに、環境保全、生物多様性といった分野、さらには注目を集めている食育という多種多様な分野からさまざまな要求が求められています。このような農業の多面的な機能を有効活用することが、未来の農業への未知なる可能性を見出すポイントになると思います。

また、近年、消費者保護の視点が重要視されています。商法や保険法等売買や取引に関する法律。消費者保護の視点を重要視し、さまざまな改定がなされています。消費者保護の視点では既に常識的に考えられていると言っても過言ではありません。記憶の新しいところでは事故米の流用事件がありましたが、法律の世界だけではなく、農業の世界でも無農薬、減農薬で農作物を生産することは、生産者にとって一手間どころか二手間以上の労力を必要とします。

しかし、努力をすることで安心・安全という付加価値がつきます。今や農業は農家だけの問題ではなく、地域全体の問題であると認識しなければならない時代です。環境保全を推進する立場、農作物を消費する立場、多様な立場を幅広い分野からさまざまな意見を総括することに意義があると考えます。生産する立場、流通させる立場、消費する立場、環境問題にかかわる立場、教育として扱う立場、いろいろあります。生産者だけの問題ではなく、環境という面でも何らかの効果を見出すことはできるかもしれません。

3月の震災以降、原発事故で深刻な地域では「地産地消」という言葉は壊滅をし、風評被害も含め、その影響力ははかり知れないものとなっています。また、T P P等の国際的・政治的な側面との関連も踏まえ、弥富市独自でも農業に対し何らかの手だてを打たなければならない時期であるとだれもが認識していることと思います。今このような現状を乗り切るにはどうすべきなのか、どのような方向へかじを切るべきなのか、議論は尽きません。ただ守るだけでいいのか、開発を進めればいいのか、どの道を選択すれば弥富市にとってベストなのか。いや、ベストではなく、ベターな政策を行うのが行政の役割であり、さまざまな意見を集約し、行政、議会、農業委員会、J A、農済、各生産組合といった組織や各種団体が、それぞれの組織のことだけを考えていてはらちが明きません。現状を乗り切るためには、主

張すべきことは主張し、さまざまな意見を聞く耳を持ち、一つの考えに固持することなく、柔軟な発想で意見を集約していくことと考えます。幅広い視野を持つことを強調させていただき、弥富市農政の根幹をなす具体的な重要施策をより強固なものにするために何点が質問をさせていただきます。

まず最初に、担い手、集団営農についてであります。

弥富市の農産物を代表するものはやはり米であります。また、転作作物の麦・大豆でもあります。そして、これらの農作業は市内オペレーターが担っております。一年を通して休む暇もなく作業が続き、オペレーターの方々の大変さははかり知れないものが存在します。その上、農業は特殊な産業で、作物をつくり過ぎると価格が下がり、品薄になると価格が上昇する。生産者は当然質のよいものを少しでも多くつくりたいはずですから、努力してもその努力が報われない場合もあるという矛盾を抱えています。まして気温や降雨など自然環境は人間の力ではどうすることもできず、夏場に高温が続けば米も高温障害を起こし、カメムシ等害虫などが発生しやすい環境となり、害を受けたことがあります。特に昨年は例年にないほどの品質低下や収量減少を招いております。自然が相手だけに、だれが悪いわけでもなく、どうすることもできません。農業は生産高がなかなか安定しない産業であって、収入も安定しない要素を抱えている状況です。

今、利用権設定という形で農業から離れる個人農家がふえている昨今、思うようにならないなら農地をオペレーターへ預けるということ自体、遊休農地の減少を図る視点ではよい対策となっています。条件が悪い圃場でも、転作をした、作付をした、そうすることで発生する補助金を最大の目当てにし、体裁だけ整えることが起こったとしたら、これも残念な話であります。よい作物をつくることより補助金が優先される発想は大変危険です。オペレーターや個人農家がそれぞれの立場を尊重しなければ、よい方向に傾かないのではないのでしょうか。それぞれが自分の立場の利益のみを考えて行動するのではなく、もっと広い視野で農業を考える地域づくり、地域システムは必要不可欠です。オペレーターと各地区がもっと密接に連携を図るべきと考えます。

また、この実例として、現在十四山地区で導入されている1区画1圃場、また1集落1圃場、麦・大豆の転作耕地を集約し、プール計算方式を用いる方法が推奨されております。この方式は地元の理解と合意がなければ実現不可能であります。地元の生産組合のたび重なる話し合いの場が必要で、各個人ごとにそれぞれ対応してきた歴史を持つ地区では大変難しく、説明会・勉強会を催し、指導者等をつけなければ到底無理だと考えます。

そこで質問します。オペレーターと各地区の生産組合との関係性、集団営農の組織化への勉強会や説明会、指導者育成等、行政としてどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 青木農政課長。

○農政課長（青木和巳君） 佐藤議員の御質問に対しお答えをいたします。

現在、土地利用生産調整を展開して集団化・連担化していただくよう担い手に、また農用地が利用集積されるようオペレーターと地区の生産組合との座談会において説明をしております。また、オペレーターとＪＡ、弥富地域農業機械銀行受託部会、十四山受託部会と連携を密にするよう努めております。十四山地区におきましては、ブロックローテーションにより集団化を図っており、約140ヘクタールの生産調整を行っていただいております。また、弥富市全体としては利用権設定面積が338ヘクタール、そのうち昨年度より始まった農地利用集積事業により、ＪＡがオペレーターと相談をいたしましてオペレーターの区域割りを行い、約30ヘクタールの農地の集団化・連担化を推進してまいりました。今後も意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めてまいります。さらに、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び農業の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図っておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） オペレーターと各地区の生産組合との話し合い、また集団営農の組織化への取り組み、これは進めていただいておりますけれども、1区画1圃場、1集落1圃場という実例があるわけですから、こういった取りまとめに行政が中心になってもっともっと進めていただきたいと思うわけであります。行政が中心になることによって農業が盛んになることを希望いたします。

続いて、次の質問に入ります。

事務の合理化について質問させていただきます。事務の合理化といいましても、簡単に言ってしまうと書類の一元化であります。書類の一元化に伴う関係団体との連携強化についての質問であります。

戸別所得補償制度の事業が始まったわけですが、この制度自体まだまだ大きな課題を抱えていると言わざるを得ません。農家個人のやる気や考え、取り組みからも、品質と収量の差が出ないわけがありません。肥培管理や雑草処理、しっかり取り組んだ人と手を抜いた人、結果には差が出るものです。特にこの点について、当然差別があるべきではないかと思えます。今の農業の現状は、交付金や補助金なしでは成立いたしません。農家の対価に見合った額を支給するのは交付金や補助金であって、一律一定に支給することこそばらまきではないでしょうか。交付金や補助金を扱うサイドは、一律一定に支給することが公平などではなく、見合った額を支給することが公平と言うべきではないかと考えます。

戸別所得補償制度については、水田協議会が配付する実施計画書が大もとになり、対象者

の水稲作付面積は農業共済の水稲共済引き受け面積にて確認するとのことでした。別組織で双方が農家各自の自己申告によることから、関係各位の協力体制のもと、二つの書類を同時に配付し、同時に回収したと記憶をしております。本来別々の組織が、様式が違っただけで結論的には同じ内容の書類を別々の時期に配付し、回収し、それらが自己申告であることもあったため、勘違い、思い込み、ミスなどで違った内容になってしまったこともあったのではないのでしょうか。相違の確認を行う義務もなければすべもなく、事が過ぎていってしまったわけですが、戸別所得補償制度が始まった以上、そうとはいかない状況となりました。今年度も関係各位がぎりぎりまで密に連絡をとり合い、かなり苦労されたような話を伺っております。

今まで数回にわたり、書類の一元化について質問をしまいいりました。一度は配付者の負担軽減の視点で質問をし、極力負担をかけないようにということで同時配付の手法がとられました。2回目には事務の合理化の視点で質問しましたが、この点につきましては、関係各位の御苦労があったにもかかわらず、思うように進展していないように感じられます。水田協議会や農業共済に別々に確認作業を行うことは時間がかかります。一元化によって、合理化やスピード化といった改善の余地は考えられます。そして、新たに適切化という視点が加わることになりました。今後ますます農業を取り巻く環境が厳しくなっていく中で、農家の暮らしを支える使命を持った関係団体がより密接に、より強固な信頼関係を築いていかなければなりません。書類の一元化は、配付者の負担軽減、事務の合理化、スピード化、事務の適切化を求めて質問しているのではなく、書類の一元化を突破口に、その先にある関係団体との連携強化を図るものとして、重要施策として位置づけていただきたいと願うものであります。本年度の反省等も踏まえ、種類の一元化や関係団体の連携強化の考えについて答弁を求めます。

○議長（伊藤正信君） 青木農政課長。

○農政課長（青木和巳君） それでは、議員の御質問に対しお答えをいたします。

弥富市農業委員会、JAあいち海部、農業共済は、それぞれの代表を持ち、管理をしておりますが、農家の所有地につきましては項目等が違うこともあり、弥富市農業委員会のデータをもとに、水田協議会において生産調整による現地確認等を行い、台帳整理しておりますが、農業者との申請面積の相違がありますので、水田協議会の水稲生産実施計画書をもとに農業共済は台帳の整理を行い、システムの問題もありますが、水田協議会での水田台帳を作成し、一本化に向けて関係機関との連携を密に連携してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 関係機関との連携を密にして、一元化に向けて努力するという話でありました。先ほど言いましたように、書類の一元化を突破口に、その先にある関係団体との

連携強化を図るものであります。

こういった事例としまして、きょうの中日新聞でありました。「弥富市の小・中学校つやつや新米に舌鼓」、これは学校給食という聖域に対する大きな問題をクリアしてこの弥富市が取り組んだ、地元でとれた新米をいち早く児童・生徒に食べていただくという授業であります。昔の話でありますと全く考えられない、学校給食に対する聖域の中に食い込む話でありました。3年、4年と続きますと当たり前になるわけでありますけれども、この授業の実例は、まさに関係地区、関係団体、行政が中心となり実現した一つの実例だと思います。書類の一元化を突破口にしてこういった関係機関が一つになり、今度は学校給食で弥富市でとれた野菜を食べていただける、生の野菜を児童・生徒が食べるという大きな付加価値をつけていただきたいと思うわけであります。この質問につきましては、農業の問題が終わりまして、最初に述べました開発と保全のバランスということにあります市街化調整区域の住宅規制緩和という問題もありますので、市長の方から総括して答弁をしていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、農業の3問目の質問であります。優良農地・美田の保護についてであります。優良農地・美田の保護についても、今後の農政を考えていく上では重要事項となるので質問させていただきます。

現在共通した消費者のニーズは安心・安全な農作物であり、有機栽培といった環境等にも配慮した生産方法で栽培された農作物に人気が集まっています。農業には食育としての教育的機能もあり、正しい食生活を普及する上で健康促進的機能も発揮しております。一番有効で一般的なものは環境保全的機能ではないでしょうか。現在、農地・水・環境保全向上対策事業が各地で実施されております。こういった活動をもっと幅広く継続的に行うことが最初の一步だと考えます。優良農地・美田を保護していくことにほかなりません。

このような活動を継続的に実践する上で、個々の農家で実践するには無理があり、地域・組織全体の協力なしでは成立いたしません。遊休農地の最大の活用方法は、やはりそこに農作物を作付することであり、一番効果的で有効的な活用はこれしかないと思います。個人の能力、個人の努力ではなく、組織の能力、組織の努力は今後の農業を支える上で重要な要素であります。組織の能力、そして組織の努力で今後10年、20年、30年と優良農地・美田を保護していかなければならない、環境保全型農業の実践に邁進していかなければならないと考えます。農地・水・環境保全向上対策事業の今後の見通しも気になることでありますが、優良農地・美田の保護についての基本的な方針を答弁いただきます。お願いします。

○議長（伊藤正信君） 青木農政課長。

○農政課長（青木和巳君） 佐藤議員の御質問に対しお答えいたします。

相続等による農地の保有の傾向や農家の兼業化に加え、高齢化の進展と重なり合い、土地

利用率の低下が懸念される等、その農業生産体質は幾つかの問題を抱えております。市街地の拡散による非効率的な基盤整備や優良農地の減少が懸念されており、幹線道路沿道では利便性が高いことなどから、農地の転用が進んでおります。このような状況であるため、優良農地を確保し、担い手を中心とした生産組織の育成及び活用に努めてまいります。また、集団的な土地利用調整をさらに進め、農用地の利用集積を行い、土地利用型農業の担い手の経営規模拡大を図り、大型機械利用の高能率な農業を展開するため、受託地の団地化を推進し、農業用排水施設の整備並びに適切な維持管理、農道等の整備を進めるほか、水田の汎用化対策、効率的な利用等、生産基盤の整備と生産環境の整備等を一体的に進め、優良農地の保全に努めてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○５番（佐藤高清君） ありがとうございます。ぜひ優良農地・美田の保護について、行政側の力をフルに発揮して守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問に合わせたように、中日新聞のコラムの記事が目に入りました。ちょっと読ませていただきます。「近所の田んぼのあぜ道を歩くと、まだ青い稲の穂が日没前のそよ風に揺れていた。改めて見回せば、田んぼはどこまでも整然として青々と美しい。ごく当たり前の日常だからとうとい景色である」と。「福島第一原発事故に伴い、全村が計画的避難の指定を受けた福島県飯舘村、人影のない村内を歩く。写真で見た美しい村とは違い、雑草の群れだけが田んぼを我が物顔に支配し、荒涼たる緑の砂漠。「水田の景観形成機能」という言葉としては知っている。だが、その意味が実感できる光景を恐らく初めて見た。雑草の海はかなたへ続く。景観は人の暮らしがつくるものである。一日も早い帰村を祈る」、このようなコラムが載っておりました。まさに景観は人の暮らしがつくるものである。弥富市の優良農地・美田は、我々の手によって守っていかなければならないと思います。

そこで、市長に質問をいたします。

開発と保全、この弥富市をいかにしてバランスを保っていくか。今、県の方で市街化調整区域の住宅開発規制緩和というものが進んでおります。その直近の進捗状況、また弥富市がどのような形で進んでいくかということを答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

議員の御指摘のように、農業を取り巻く環境というのは大変厳しいといったことについては、以前にもそのようなお話をさせていただいておるわけでございます。このような観点は、一つ、二つ、三つという形で述べさせていただくわけでございますけれども、農業における高齢化がますます進んでくるわけでございます。そうした意味における担い手の育成ということがあるわけでございます。新たな利用権設定をされ、ＪＡを中心とした窓口において集

団化というのが進められておるわけでございます。先ほど担当課長が答弁したとおりでございまして、担い手の育成と同時に、集団化を進めていくということが大きな課題であろうというふうに思っております。

また、減反問題につきましては、新たな問題が生じてくるかもしれません。3月11日、東日本大震災で多くの農地が痛めつけられておるわけでございます。このような状況で、減反問題については新たな方向が見出されるかもしれませんが、現状としては、国の制度、農家戸別補償制度という形で転作奨励をさせていただいておるわけでございます。こういった中において、担い手の育成、あるいは減反という問題につく転作奨励ということについては、市の役割をしっかりとやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

もう一つ大きく農業問題としてクローズアップされてきているのが、貿易の自由化等に代表される問題でございます。御承知のように、ＴＰＰ問題につきましては、東日本大震災で会議が先送りになっております。そういう状況においては、この11月、新たに政府の見解を述べていかなきゃならない、そんなような状況が出てくるのではないかというふうに思っております。そういった中で現在弥富市といたしましても、農業振興地域として農業者の高齢化の問題にどう対応していくか、あるいは減反問題についてどうしていくか、あるいは国際的な貿易の自由化に対して、ＪＡを窓口とするところのさまざまな対応について注視をしていかなきゃならないと思っておるところでございます。一方、私どもといたしましては、土地の見直しということについても、一方では考えていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

ことしの6月、愛知県の基本的な条例の定めによって、いわゆる農地の見直しをしていくというような状況において一つの条例が定められております。これは、都市計画マスタープランにのつけた土地問題について、それを一定の産業化の中に組み込んでいくということが可能になってくるわけでございます。先回も私、8月の末に大村知事を御訪問させていただき、いわゆる臨海工業地帯における農地のあり方について、その転用について御相談を申し上げてきたところでございます。一緒になって考えていきたいと思いますということで御答弁をいただいているわけでございます。現状として、私どもとしては都市計画マスタープランにのっけているところが鍋田地区であり、末広地区でございます。この地区における開発というか、いわゆるものづくり愛知という形の中で我々は手を挙げさせていただきます。そういう状況の中で県との協議に入り、この土地の有効活用について皆さんと御相談申し上げていきたいというところでございます。いずれにしても、農業を取り巻く環境、攻める守るといいうことの中で大変厳しさがあるわけでございますけれども、農業委員会の役割としても、そういった状況の中で農業者の保全、農地の保全ということに対する問題と土地利用ということについては、しっかりと御協議をいただきたいところでございます。

また、弥富市として今新たな課題としてクリアしておる問題が、土地改良区における農家の負担金の問題でございます。経常賦課金、今回は排水費の20%を行政側で負担していこうと思っております。また、転用決済金等々、農家の負担は非常に大きくなってきているわけでございます。今後も排水費を中心とした経常賦課金をどのように軽減していくかというのは、私ども弥富市の農業行政として非常に重要なことであろうというふうに思っております。また、各議員の皆様の御意見等も伺いたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

本年度より弥富市で新しく展開されることになった観光行政について、質問をさせていただきます。

観光行政の中心的事業はPR活動にあります。温泉や文化、歴史、自然遺産等に代表される観光地を抱えた自治体においては、観光自体がその自治体の経済活動の中心を担うことになるから、当然のように観光PR活動に力を入れています。しかし、弥富市はそういった観光資源に乏しい環境にあります。本市を語る上で欠かせない金魚、文鳥がありますが、やはり温泉、神社仏閣、天然記念物、ましてや世界遺産といったものと比較するとかなり苦戦するものがあります。何せまだ立ち上がったばかりのために手探り状態だとは思いますが、初年度のPR活動として、その第一歩が高島屋、セントレアにおいての金魚の展示が行われました。今後もこのように踏み出したPR活動を、1歩、2歩、3歩へとつないでいく必要があります。弥富市というまちを知っていただくという意味合いでは大変よい企画であり、初めの一歩としてはよい選択だと思いますが、PR活動には本来、いかに足を運んでもらえるのか、知ってもらう、それ以上に来てもらうねらいもあるはずです。そうすると、温泉、神社仏閣、天然記念物等目玉商品を持っている自治体と比較されると厳しいものがまたあります。弥富市の観光行政にとって、近い将来この集客力が大きな課題になってくるのではないのでしょうか。

また、PR活動を行う目的の中には、人口政策も視野に入ってくると思います。生活する場として選択していただけるように、弥富市が住みよいまちであることをPRできる条件は数多くあります。例えば名古屋市と隣接をし、鉄道や道路も整備されており、通勤に便利である点、駅周辺で人口が増加をし、平島地区には新しい小学校の新設が始まっております。教育環境に十分に力を入れている点、また三ツ又池公園を整備し、ウォーキングができる周回コース等充実させたことで、水辺の環境面だけでなく、健康促進にも適した環境である点、それは弥富市における生活環境を十二分に表現しております。多面的な側面を踏まえたPR活動を展開していかなければならないと考えます。観光地としての資源に乏しい本市におけ

る「知ってもらう」「来てもらう」ことについて、さらには「生活してもらう」ことに対するアピールポイントについてどのように考えておられるか、観光行政に対する方針等について質問をさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 服部商工観光課長。
- 開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

観光地として資源に乏しい本市における「知ってもらう」「来てもらう」、このことについて、さらには「生活してもらう」ことに対するアピールポイントについてどのように考えているかということでございますが、広域的な連携を生かした観光ということで、木曽三川下流地区市町村、愛西市、海津市、桑名市、弥富市、木曽岬町及び愛知県、岐阜県、三重県並びに木曽川下流河川事務所を構成メンバーといたしまして、木曽三川下流地区の観光拠点の活性化と総合連携及び情報の共有・発信を図ることを目的として設立いたしました木曽三川下流地区広域観光連携協議会がございます。この協議会では、観光エリアの魅力向上について、観光資源を発見し、水郷地区全体の活性化及び舟運観光についての検討、また各拠点間の連携及び連続的な利用や、周辺の観光施設や歴史・文化の資源を含めた広域な利用の促進、遊歩道などによるネットワーク計画の策定、連携情報の共有及び情報発信について、各市町村の相互連携といった情報発信策とあわせて検討を行うなどの長期的な方針について協議がされました。

そして、この地域でございますが、海部地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を目指して、海部地域一帯の魅力の発掘、発見及び情報の交換と発信などの事業を実施するため、連携組織として海部地域観光ネットワーク協議会を設立し、構成員相互の連携を密にし、情報発信機能を発揮するため、「観光交流ホットライン」という季刊発行によりまして情報発信に努めております。

また、議員おっしゃられました「知ってもらう」「来てもらう」ということでございますが、先月の8月27日土曜日であります、JR東海さんの企画でさわやかウォーキングがございました。たくさんの方に弥富に来ていただきました。スタートはJR弥富駅からの約7.1キロの市内散策コースでございますが、私どもも観光グッズの配布と販売ということでPRをさせていただきました。お客様の中には、金魚池を見ようと思ったが、池の横を歩いてきても気づかなかったなどの御意見をいただきました。このように金魚池も観光資源でございます。こうした観光資源を再認識し、磨き、輝かせ、観光資源を活用し、情報発信とともに観光振興に努めてまいりたいと考えております。

さらに、議員おっしゃられました「生活してもらう」ことに対しましては、第1次弥富市総合計画にありますように、まちづくりの将来像であります「調和」「安全」「交流」「協働」のまちづくりを進める中で、「観光」というキーワードで情報発信してまいりたいとい

うふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 初年度ということで大変厳しいものがあると思いますけれども、「知ってもらおう」「来てもらおう」ということに対し、また「住んでもらおう」ということに対して、ぜひ観光行政を中心にして頑張っていただきたいと思います。

では、具体的な活動について質問させていただきます。先ほどの報告以外の具体的な質問であります。

毎年11月になりますと、出雲駅伝、箱根駅伝と並び大学三大駅伝と称される全日本大学駅伝が開催されます。日本全国から厳しい予選会を勝ち抜いた大学が、大学駅伝日本一の座をかけて熱田神宮から伊勢神宮まで全8区間で争われる大会で、楽しみにされておられる方も多いと思います。

全日本大学駅伝と聞いて、中継所とすぐ思い当たる市民の方が多いはずですが。序盤のチームの流れを決める1区から2区への中継地点が、弥富中継所と呼ばれて注目されております。名四国道を30分程度かもしれませんが、各校のエースクラスのランナーが弥富市を走り抜けます。その様子はテレビで全国中継され、駅伝ファンなら「弥富」という地名を知っておられるやもしれません。1年のうちたった1日、ましてや数十分の話かもしれませんが、テレビの全国放送の影響力ははかり知れません。出雲駅伝の出雲市、箱根駅伝においては、箱根町を初め中継点となる藤沢や戸塚など行政を挙げて支援をし、大会全体を盛り上げています。こうした地道な支援活動が実を結び、文化・スポーツ活動に積極的に取り組むまち、盛んなまち、ひいては生涯学習のまちとして評価され、毎年PRされていることになるのではないのでしょうか。大会を身近で見た子供たちの目標や夢となったり、走ることが文化となって市民の健康促進にも一役買うのではないかと思います。今回、時期が近いこともあり、全日本大学駅伝を例として挙げさせていただきました。

こういった機会はほかにも幾らでもあると思います。PR活動においては、機会を待ち、与えられるのではなく、みずからつくる、お願いする、積極的な姿勢の方が重要であります。以上のような点も踏まえ、今後どのような分野でどのようなPR活動を事業展開していく予定なのか、具体的な事例があれば例を挙げて説明をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 御質問にお答えいたします。

今後どのような分野でどのようなPR活動を事業展開していく予定なのかという御質問でございますが、今後の予定でございますが、9月15日木曜日から9月27日火曜日までの約2週間の期間であります。名古屋栄にありますランの花を中心としたミニテーマパーク「ランの館」にて、花のラン、金魚のランチュウの「ラン」と「ラン」とのつながりということ

で、花と金魚のコラボレーションということで金魚の展示、PRを行います。

続きまして10月でございますが、10月9日日曜日、観光連携ということで、隣町の蟹江町のかにえ町民まつりにて、着ぐるみの「きんちゃん」によりますPRを行います。

続きまして、10月23日日曜日でございますが、弥富市健康フェスタ2011及び金魚日本一大会にあわせて、近鉄さんに御協力いただき、近鉄さんの企画事業でございますが、特別列車、仮称ではございますが「きんちゃん列車」を走らせる予定でございます。1便ではあります、名古屋から弥富へお客をお迎えすることとなっております。

続きまして11月でございますが、11月6日日曜日、これは先ほど議員が例として挙げられました全日本大学駅伝、市内の中継地点でのPRを予定しております。内容につきましては、大会事務局とただいま調整中でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、11月16日水曜日でございますが、これは8月31日の中日新聞の尾張版にも掲載されましたので御存じかとは思いますが、海部地域の名勝を訪ねる日帰りバスツアー、海部の伝統工芸と水の恵みをめぐる旅でございます。内容は、JR名古屋駅を出発いたしまして、あま市の七宝焼きアートヴィレッジへ。そこでは七宝焼きの体験をしていただき、津島市の津島神社を見学した後、昼食ではモロコずし、レンコンめん、田楽などの地元食材をふんだんに使った信長御膳を味わっていただき、弥富市では弥富の金魚の競り市を見学していただき、金魚すくいを楽しんでいただきます。愛西市では、船頭平閘門で実際に船の航行を閘門の上から見学していただくというバスツアーでございます。

以上が、今現在予定しておりますPR活動でございます。今後も情報発信に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） 観光行政もあと年度内は5回、6回ですか、いろいろ予定が入っているということで大変御苦労さまでございますけれども、ぜひPRをしていただきたいと思います。「ラン」と「ラン」をあわせて「ランの館」でコラボレーションと、だんだんよくなる弥富観光行政と、こういった形で頑張っていただきたいと思います。

全日本大学駅伝につきましては、8月23日、これマスコミでしたか新聞でしたか、JABANKが特別協賛をしておるわけです。こういった形で特別協賛をすることによってマスコミが取り上げるわけですが、11月6日に愛知、三重で開かれる秩父宮賜杯第43回全日本大学駅伝対抗選手権大会に特別協賛をJABANKがするということで、この日一日だけでなく、6月26日に名古屋市で開かれた東海地区の代表校を選ぶ選考会でPRをしたり、また本大会でスタート地点、熱田神宮西門前から第1中継地点、弥富市筏川西で信連役員がPRをすると、やっぱりここでマスコミが弥富市を取り上げていてくれます。また、このJABANKは、名古屋テレビの9月に久屋大通公園で開く「メ～テレ秋まつり」でブースをいただい

てPRするという事で、扎扎实全日本大学駅伝に特別協賛をしてPRをしていただいてもらっているわけですが、なかなか自分でPRすることは難しいと思います。こういった全国レベルの大会に協賛して、ぜひ弥富をアピールしていただきたいと思います。

また、この大学駅伝については、市長の母校であります明治大学がよく走ります。市長の感覚をちょっと述べていただいて、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員から、私どもの市の観光行政につきまして、るるお話をいただきました。

平成23年の4月からスタートした新しい組織対応でございます、走りながら考えておるところでございます。しかしながら、JRの高島屋さん、あるいは中部セントレアさんについては、ある程度イメージとしていろんな方に訴えることができたかなあと思っております。きのうもセントレアの役員の方がお見えになりまして、来年度もぜひ開催をさせていただきたいという大変うれしいお言葉をいただいているわけでございます。また、私どもの地場産業だけではなくて、それぞれの観光マップも発行させていただいております。地域の近隣市町村との連携という中で育てていきたいというふうに思っております。

また、お尋ねの駅伝でございますけれども、これは昨年度、朝日新聞から私どもの方に話があったわけでございます。この11月6日の名古屋と伊勢を結ぶ駅伝に対して、最初の中継地点が弥富市でございます、ぜひその場所において弥富市をPRしていただければどうかというお話をいただいたわけでございます。関係部署と今詰めを行っているところでございますけれども、いずれにいたしましても弥富ということが、わずかな時間でございますので、しっかりと見えるようにPRをしていきたいと思っております。この駅伝につきましては、各新聞社が大変力を入れている大会でございますので、そういったことに対しても我々としては駅伝が盛り上がるように頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は13時からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

皆さんの手元に三宮議員から質問に関連する資料について配付許可願が出ておりまして、

皆さん方に配付を許しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして安井光子議員、お願いいたします。

- 11番（安井光子君） 11番の安井でございます。

私は、二つの問題につきまして一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、乗ってもらえるきんちゃんバスにするためにでございます。

平成11年4月からスタートしました巡回福祉バスは、平成22年6月21日からコミュニティバスに衣がえして実証運行を始めました。この間、利用者実態調査、住民アンケート調査などが行われ、さらに利便性の高い、利用しやすい公共交通とするため、地域公共交通活性化協議会等で協議されてまいりました。そして、ことしの4月1日からダイヤ、ルートの改正が行われました。しかしながら、市民からさまざまな要望や苦情が寄せられております。市民の足、乗ってもらえるきんちゃんバスにするために、現在の問題点とその方向についてお尋ねをいたします。

本題に入ります前に確認しておきたいことがございます。きんちゃんバスの運行をするのに幾らかかっているかということでございます。平成22年度の弥富市の決算書によりますと、国の補助金が6,000万円から2,600万円に削減され、市の負担金は約1億2,576万円になっております。運賃収入につきましては、22年6月から23年3月までで約400万円、協議会のホームページに載っております。国の補助金は平成23年度で打ち切られると聞いておりますが間違いございませんか。この辺の状況について御説明をいただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

補助金につきましては、昨年行われました事業仕分けによりまして、地域公共交通活性化再生事業が廃止とされました。これによりまして、3年間の実証運行に係る補助金、これは2分の1の補助でございますが、これにつきましては廃止になりました。23年度につきましては、経過措置といたしまして補助制度が残りまして、24年度以降につきましては、地域公共交通確保維持改善事業、生活交通サバイバル事業という形のものに変更されております。弥富市につきましては、基幹交通、これは近鉄等も含みますけれども、をつなぎますフィーダー系統、これは交通の不便地域と結ぶ便という形のものとございますが、それが補助対象になる可能性がございます。ただし、交通不便地域というものの認定というのは非常に難しい認定になっております。認定されましても、補助金額につきましては最大で200万円程度の補助にとどまる形になっております。また、23年度につきましては、経過措置に伴う補助金でございますが、4,970万円程度を見込んでおります。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） わかりました。24年度から廃止ということになるわけでございます

ね。もしありまして200万円程度というふうに認識いたしました。

では、次に移ります。

コミュニティバスの実証運行については、地域公共交通活性化協議会の会長である服部市長と三重交通との間で業務委託契約がされております。契約内容についてお尋ねをいたします。

委託契約金額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までで1億3,406万150円となっております。市の方から写しをいただきました契約書でございます。それで、その内訳について御説明をいただきたいと思います。例えば人件費とか車両関係費、保険料、運行管理費等でございますが、中身について御説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問の件でございます。

主に人件費、車両関係費、保険料、施設賦課金、管理料、営業所費用、その他経費、その他費用という形で分かれております。人件費につきましては、ドライバーの人件費になりますが12名分となっております。税抜きでお話しさせていただきますけれども、これがおよそ6,000万円となっております。あと車両関係費が3,450万程度でございますけれども、これにつきましては車両借り上げでございます。中型車両の借り上げ2車分とマイクロバスの借り上げ1車分、3車分につきましては借り上げ期間が切れておりますので、借上料としては発生していないという形でございます。また、マイクロバスはことしから料金等をつける形になりましたので、この改造費がかかりまして、これが5年間で約300万を見込んでおります。60万円の4両分という形になっております。そのほかに燃料代、それから修繕、車両管理費等が車両関係費になっております。また、保険料につきましては158万円となっております。あと税金ですね。施設賦課税につきましては、自動車税、重量税等で26万となっております。あと管理費といたしまして1,200万円程度、営業代経費で28万円程度、その他経費で1,250万円程度、それからその他費用という形で600万円となっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そうしますと、主なものはやはり人件費というのが大きいんでございますね。12人分ですね。わかりました。

では、次に移ります。

三重交通への全面委託になっていると思いますが、平成23年度の契約書によりますと1年間の契約になっております。もしこの契約解消となった場合、単年度で契約は解消することができるのでしょうか。車両などの契約はどうなっていますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

車両につきましては、5年間使用するという前提のもとに、車両借上料というものを5年で割らせていただいております。ちなみに、中型車につきましては、年間460万円という試算になっております。

また、契約の解除ということでございますけれども、これは三重交通との契約をすべて解除するということなのかということがちょっとあるんですけれども、もしそうであるならば、今言いました車両借上料、改造費用、こういったもの、それから、恐らく人員を確保するということで、三重交通の方もそういった人員計画をつくっているはずでございますので、そういったものについての何らかの違約金が発生するであろうということは想像できます。契約をなくした場合、詳細に幾らかかるかといったことにつきましては、三重交通の方とまだ協議しておりませんので、きょうの席ではお答えできない内容でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そうしますと、契約は1年ずつになっているけれども、契約を解消すると違約金が発生するということでございますね。その金額については詳細はまだわからないということでよろしいですか。はい。

では、次の質問に移ります。

バスの本数とかルート、バス停の数及び位置等は、どこでどういうメンバーで協議、作成しているのでしょうか。地域公共交通活性化協議会でいろいろ検討されているのは議事録等を読ませてもらってわかっておりますが、最後の詰めというのはどこで行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） バスの本数、ルート等の御質問でございます。

バスの本数、ルート、バス停の数及び位置等の選定方法でございますが、基本になりますのは弥富市地域公共交通総合連携計画、こちらの方は去年の段階で議員方にはお渡ししてあるものでございます。これがもとになっております。これに基づきまして、まず三重交通の方にダイヤ編成等を行わせております。それから、ルート等こういったものが適切であるかどうかというものを事務局において確認をさせていただいております。その案を地域公共交通活性化協議会に諮らせていただいております。御意見を伺いまして修正を加えさせていただいて、最終的に決定させていただいているといった形になっております。

なお、バス停につきましては、福祉バスのバス停を基本としております。利用頻度の低いバス停とか、公安委員会等の許可がいただけないようなバス停、こういったものもございます。こういったものにつきましては、昨年度の段階で廃止させていただいております。ただ、23年度の改正におきましては皆様方の御意見もございました。そういったものを参考にしな

がら復活したバス停もあるということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に移ります。

コミュニティバスの実証運行は、平成22年から平成24年と聞いております。南部ルートの中型バスは、だれがどういう理由で走らせることになったのか。バスは大きく、よく目立ちますが、あまり人が乗っていない。市民からの批判が大変強いものでございます。途中から小型に変えることはできるのかできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 中型バスの投入についてでございますけれども、当初通学・通勤の利用者増を見込んでおりました。利用人数も、福祉バスの年間6万人程度から12万人程度は見込めるのではないかといいことで中型バスを導入いたしました。現在、木曽峠町等でも、朝のマイクロを使っていることによる積み残し等も発生しております。当初につきましては、通勤・通学の足ということもありますので、中型バスの導入をさせていただいております。

それから、現在の中型バスをマイクロバスに変更はできないかというお尋ねでございます。

先ほど言いましたように、5年間というものがバスの契約になっております。マイクロバスにいたしましても、新しく導入すると年間に200万以上のものが新たに発生する。これに改造費がかかりますので、もう少しの金額が発生するといったことでございます。そういったことを考えますと、現在の契約の5年間につきましては、最低でも現在のバスを走らせた方が費用対効果は上がるかと思っております。御理解願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私が目にしたところ、また周りの方にお話を聞いたところによりますと、中型バスが満員の乗客を乗せているというのは見たことがないんですが、市の方ではどういうふうにつかんでおみえになりますか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、なかなか満車というのは見られないというのは確かな話です。ただ、過去の例でいいますと、30人程度の乗車があったという便もございました。非常にまれな例ということで、目にはつきにくいところだと思いますけれども、そういったこともありまして、現在の中型バスの利用というものが決してすべてが無駄ではないというふうに考えております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 将来の見通し、乗客がどれだけふえるとか、そういうことも含めて今後検討していただかないといけないんじゃないかというふうに考えます。

では、次に移ります。

弥富市の地域公共交通連携計画74ページでございますが、実証運行期間は事業者へ委託をし、ノウハウの蓄積と導入について検証するとなっておりますが、この中身はどういう内容でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） ノウハウの蓄積でございますけれども、これにつきましては、当初3年間の実証運行を行うことによりまして、本格運行を行うときによりよい運行方法を構築するといったことを目的としておるというふうに理解しております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） このノウハウの蓄積はどこが蓄積していくのかということなんですが、例えば協議会の中で蓄積をするというのか、それとも市の方でノウハウを蓄積されて、その実績に基づいて、25年からの実証運行となった場合に、市の職員がノウハウを蓄積されているから自主運行とかそういうことも可能なかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） どこが蓄積しているかという話になりますと、これは市でもありますし、協議会でもあるというふうに御理解願いたいと思います。

また、自主運行ができるかという問題でございます。この件につきましては、以前別の議員からのお尋ねで同様なことがございましたけれども、そのときもお答えしております。不特定多数の命を預かるといった事業でございます。こういったことを考えますと、実績のある運行事業者に運行を任せるといったことがやはり必要になってくるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、今後、実証運行がされても、今のように三重交通さんに全面的に委託をするというふうな考え方なんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 業者につきましては三重交通と限ったわけではございませんけれども、やはり実績のある運行事業者といった形での運行というのは必要になってくると思いますので、市単独の自主運行といったものにつきましては、やろうと思えますと、例えばドライバーの教育でありますとか、それから運行管理でありますとか、非常に専門的な知識も必要になってまいります。皆様方の命を守るといってもございますので、そういったものも含めて、現在のような運行事業者へ委託する形を現段階ではとる形になると思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○ 11番（安井光子君） 今、三重交通に限らないというお話もございましたが、こういうノウハウを持っているきちんとした運行業者にほかのところも含めて入札というのはこのバスの問題では可能なかどうか、お尋ねをいたします。

○ 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○ 防災安全課長（伊藤久幸君） 入札というお話でございます。これは可能かとは思いますが、現状でいいますと、先ほど言いましたように、車両を5年契約としておるところでございます。それから、その5年を超えた段階では借上料についてはもう発生しない状況で、修理等の費用だけで運行できるということもあります。そういったことも含めまして、どの業者にどんな形でお願いするのが一番有利かといったことはこれから考えていきたいと思っております。

○ 議長（伊藤正信君） 安井議員。

○ 11番（安井光子君） では、次に移ります。

平成23年度の新しいダイヤ運行の問題についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、23年6月、活性化協議会の議事録、資料4によりますと、新ダイヤとなった4月以降の平日1日当たりの平均乗車人員は、北部・東部ルートでふえて、南部ルートでは減少しているとなっております。東部地区では1台の車で左・右回りが新設され、総合福祉センターまで直接乗り入れる形となりました。それで、東部には十四山福祉センターがあり、買い物もこちらにはスーパーがあります。なぜ駅での乗り継ぎではなく、直接弥富駅からイオンタウンを経由して福祉センターへの乗り入れになったのか、お尋ねをしたいと思います。どうしてかといいますと、海南病院へ行くのに午前中4本あった便が午前中1本になってしまいました。9時53分に海南病院へ着くという、これ1本になってしまいました。病院へ行けない、何とかしてほしいという多くの声が寄せられています。どうしてこのようなコース、バス停が組まれたのか、お尋ねをいたします。

○ 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○ 防災安全課長（伊藤久幸君） 昨年度もいろいろと市民の方から御意見をいただいております。その中で、福祉センターまでの直接の便がないので非常に不便だという話をたくさんいただいております。そういったこともございまして、福祉センターまで乗り入れるといった乗り継ぎなしで行える形の方がより御利用いただけるんじゃないかということで変更させていただいております。

それから、先ほど言われております、4本の午前中の便が1本しか東部ルートになくなったというお話であります。確かにそういう地域もございまして、見ていただきますと、去年の場合ですと片側回りということがございます。この中で考えてみますと、その東部ルートの中でも場所によってはほとんど利用できなかったという場所もあったかと思っております。本年

度につきましては、去年も御指摘いただきました、行き2分、帰り1時間というようなダイヤはいかがかという話も伺いました。そういったことを解消するために、両面、往復のような形で運行させていただいておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 昨年、私が地域の皆さんの御意見をいただいて提案いたしましたのは、東部地区は十四山福祉センターがございます。直接総合福祉センターの方へ乗り入れてほしいという御意見は、1年に4回開かれておりますひとり暮らしの方の食事会が、佐古木駅での乗り継ぎを考えた場合に、東部から北部地区への乗り継ぎが全然できないんですね。福祉センターへ午前中に着くことができないわけなんです。だから、乗り継ぎをきちんとして福祉センターへ行けるようにしてほしいということを提案したんでございます。東部地区の方からそんなに総合福祉センターの方へ行きたいという声がたくさんあったんでしょうか。そのことによって、海南病院へ今まで4便あったのが1便しかなくなってしまって病院へ行けない。確かに海南病院の客は半分ぐらいに減っております、東部地区からの。その点でどの辺からの声があったんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） どの辺からということはちょっと今浮かんでおりませんけれども、全体的に乗り継ぎという行為自体が非常に煩わしいという方もたくさんいらっしゃいました。特にこれにつきましては、南部ルートの方からの御意見もございました。その中で、基本的に乗り継ぎ拠点の弥富駅、佐古木駅の2ヵ所というものよりは、現実的に福祉センターへの乗り入れの方が利便性が上がるんじゃないかといったことを考えました。

この一つの原因といたしましては、現在でも月曜日に関しまして非常に乗車人数が少ないという傾向がございます。福祉センターに行かれる方が非常にたくさん使っていらっしゃるんじゃないかということも、一つの推測でございますけれどもできます。現実的にどこからどこまで乗られたかといったことにつきましては、現在アンケート調査等を行っております。それから、乗降調査等も9月までの間行うことになっております。そういった結果を待っていただきまして、また御審議いただけたらと思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 東部コースでいいますと、乗ってもらえるバスにするには、病院とか市役所、福祉センター、駅、買い物などに利用できるようにすることではないかと思えます。本数、バス停につきましては、人家があるところでは300メートルないし400メートルごとにバス停をふやして、最低限午前3本、午後3本以上の運行にすることが必要ではないかと考えております。そのためには両回りで1台の車ではとてもできません。車2台の運行が必要でないかと考えます。ですから、中型バスはやめて小型2台、もう期限が切れておりま

す。そういうバスをもう一台提供していただく、こういうことをやってほしいという声をいただいておりますが、それにつきましてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほどお見せいたしました連携計画の中にもございますけれども、巡回福祉バスの運行のための経費の年間5,000万、当時5,000万でございましたけど、の支出を上回らないよう、サービスの水準向上等による利用者の増加、実態に即した効率的な運行を検討することが必要であるというふうに記載しております。基本的には、補助金等差し引いたものについて、福祉バスの5,000万円を上回らないといったことが一つの考え方の柱になっております。

それで、先ほどから申し上げておりますように、国の補助金自体がもう24年度の段階ではほぼなくなるといったことがございます。そうなりますと、現在の支出につきましては一般財源の方でカバーしなきゃいけないといったことがございます。これにつきまして、先ほどバスを変えれば安くなるんじゃないかというお話がありました。ただ、お示したように、人件費というのは非常に大きな比重を占めております。こういった中で現在1台増車するということになりますと、その分の人件費がまたかかってくるといったこともございます。そういったことを考えますと、なかなか増車するというのは難しいことかなあというふうに思っております。また、市の財政事情によりますと、現段階では何とも言えませんが、もう少し抜本的に考え直すということも必要になるかもわかりません。そういったことを含みながら今後のバス運行を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） なかなか難しい問題があると思いますが、次は南部ルートについてお話をさせていただきます。

鍋田公民館では、左回りで今まで8便だったのが4月から6便に、右回りでは9便が5便に減ったことにより、約20%の乗客が減っております。中川団地におきましては、左回り8便が6便に、右回り9便が5便に減っています。これで乗客は30%弱減っております。不便になった、こういう声が出ております。

この原因はどこにあるのでしょうか。原因はいろんな角度から検討されなければなりませんが、一つは、臨海部の企業への乗り入れで、朝夕1便ずつ弥富駅から直通の便を運行させたこと。川重等の4企業の乗客は月平均で25人ほどでございます。1日にしますとお1人でございます。これについて、これでいいのでしょうか、この乗り入れはどうしても必要なのではないかという御意見がございます。

もう一つの原因は、右回り4便、左回り4便が弥富駅南口からイオンタウン、総合福祉センターへ乗り入れになったことではないかと思えます。福祉センターへの乗り入れ、往復し

ますと約30分かかります。これが原因ではないかと思います。利用者の実態調査では、ことし7月までの乗車人員は出ておりますが、降車人員のデータが、先ほどお話にありましたように出ておりません。今後このルートの運行でよいのか、地元市民の皆さんの声を聞く懇談会を開いて、どうしたらよいか考えていく必要があるのではないのでしょうか。この点についてどうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず、第1点といたしまして臨海部の関係でございます。

乗車数といたしましては、議員御指摘のとおり二十数名ということでございます。ただ、朝の便につきましては、現在7名ほどは平均で乗っているかと思っております。帰りはだれかに送ってもらうというパターンが結構多いようで、結構コンスタントに朝の直行便については利用していただいているといった現状でございます。

それから、全体の乗車人数の関係でございます。

確かに協議会の席では平均の人数で云々という話がございました。ただ、現実には今の段階で比べられる内容というのは7月のデータしかございません。去年の6月21日から走っております。データといたしましては、コミュニティバス、料金をいただいての運行というものにつきましては、去年の7月とことしの7月の比較しかございません。その観点からお話をさせていただきますと、微増でございますけれども全体の乗客数はふえております。去年とことしの7月の比較で165名という非常に少ない人数でございますが、去年よりは人数がふえているということでございます。それから、中川団地につきましては、確かに乗客の方が減っているというのはございます。また、鍋田干拓の方につきましては、現在、干拓地内に2カ所バス停になりました。去年が1カ所から2カ所になりました。そのトータルの数字を見ますと、前年よりは乗車人数がふえているといったような傾向がございます。いずれにいたしましても、非常に短い一月だけのもので判断するのは非常に危険かと思えます。そういったこともありますので、今後の、先ほど言いました乗降調査、アンケート、また実際の乗っていただく数、そういったものについては、今後数字を見ながらまた御審議いただけたらと思っております。

それから、地区に対する協議会といったもののお話でございます。

現段階では考えておりませんが、公共交通の運営協議会の中で皆様方の、地域のお声を聞くのは大切だというような御意見も出るかもわかりません。そういった段階になりましたら、地区の懇談会ということも一つ考えていかなきゃいけない内容かなと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私がなぜ地区の懇談会を提案するかといいますと、十四山地区の場

合、左回り・右回りにして福祉センターへ乗り入れというふうに変ったわけですね、本年度。それで、その時点で海南病院へ行く便とか4便が1便になったことの不便さについてチェックはされなかったのでしょうか。だから、実際利用していらっしゃる声、地域懇談会を開いて、こういうふう to 今度のダイヤがなりますが、皆さんどうでしょうかと働きかけて呼びかけていただいて、皆さんの意見を聞いていただくことが一番大事じゃないかと思うんです。協議会に参加してくださっている皆さんは、有識者とか専門家とかいろんな方がいるんですが、地域の実態についてはあまり御存じないと思うんです。議長は地元の方でございますが、それ以外の方はあまり実態について御存じない方が多いと思うんです。だから、どうしてもダイヤとか運行を変えるときには、地域の皆さんの声を懇談会なり開いて御意見を聞いていただくことが一番肝心じゃないかと思うんですが、この点についてもう一度お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 地域の方の御要望を聞く機会は大切かと思っております。ただ、いわゆる地域懇談会という形になりますと、その地域の公共交通をいかにしていくかということを考えていただく会かと思っております。これにつきましては、限られた経費の中でいかに有効に回るかといったことがございまして、例えば増便をする、それからこのバス停にとめていただきたいといったことの個別の内容ではなく、もう少し大きな中で全体的にデマンド的なバスの運行でありますとか、そういったものを含めた形の協議になっていくと思います。ですから、今言われたように、地域の声を聞くだけのものではなくて、もしそれを発足するのであるならば、もう少し費用のことも含めた、そういったもう少し大きな立場の中、見方の中で協議をしていただきたいというふうに思っております。個々の御意見につきましては、直接防災安全課の方にもたくさん御意見いただいております。そういったことも承知しておりますので、そういったことだけではなくて、もし地域懇談会をつくるのであるならば、もう少し大きな立場の中で見ていただくような組織にしていだけたらと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） このコミュニティバスの運行その他につきまして、やはり地域の多くの皆さんの御協力がないと、スムーズに、より効率的に皆さんが利用できる運行というのはできないと思うんです。だから、今提案しましたような形をぜひ立ち上げて、私たちも協力したいと考えております。

では、次に移ります。

乗り継ぎ拠点、近鉄弥富駅、佐古木駅の整備についてでございます。

交通総合連携計画の74ページでございますが、平成23年度近鉄弥富駅、平成24年度には佐

古木駅を乗り継ぎ拠点として整備する、バス待機場とかバス停などについて整備をするとなっておりますが、その計画はどうなっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 乗り入れ拠点の整備でございます。先ほどから申し上げていきますように、本年の4月のダイヤ改正によりまして、駅中心のダイヤ編成から総合福祉センターを中心としたものに変更させていただいております。従来の、駅を乗り継ぎ拠点にするという考え方の中で整備をするということを考えておりました。現段階におきましては、乗り継ぎ拠点という考え方から福祉センター中心のという形に方針の変更をしております。こういったものが、また乗り継ぎ拠点という形が非常に適切であるというような話になりましたら、その段階ではまた検討させていただきますけど、現段階では一度このお話につきましては凍結させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 先ほど申し上げましたように、東部地区につきましては直接福祉センターへの乗り入れがいいのかどうなのかについては、やはり住民の皆さんの声を広く聞いていただいて、検討の余地があるのではないかと考えております。

では、次に移ります。

市民の皆さんから、空気を運んでいるバスだったら税金の無駄遣い、廃止せよという御意見もいただいております。一方では、足のない人のためにもっと乗れるバスにしてほしい、こういう切実な声もいただいております。実証運行のあと1年、弥富市の手腕が問われているのではないのでしょうか。きんちゃんバスの原点は何か。足がない人、車がない人、交通弱者の足を確保することではないのでしょうか。これを基本的な柱にして、病院、駅、公共施設、福祉センター、買い物などに行くためのルート、台数、バス停の数と位置を考えるべきだと考えます。できるだけ費用のかからない効率のよい方法は何か。従来の福祉バスの形態にするのがよいとか、市の自主運行とすべきとか、乗り合いタクシーがよいとか、これについてもいろんな御意見がございます。住民アンケートの結果や、地域懇談会を開いて市民の英知を束ねて、何のためにバスを走らせるのか、きんちゃんバスに幾らまで使えるのかの議論も含めて、その方向を決断するときが迫っているのではないかと考えますが、市の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほどから申し上げておりますコミュニティバスの運行につきましては、いろいろな御意見をいただいております。また、いろいろなお考えがあることも承知しております。現在コミュニティバスにつきましては、いわゆる公共交通としての役割、位置づけと福祉バスとしての位置づけ、この両方を同時に行っている状況です。言い方は悪

いんですけど、どちらつかずのところがあるのかもわかりません。今後どちらの方向に進むのか、また別の方法があるのかも検討しなきゃいけないと思いますけれども、そういったことをアンケート等でとらせていただいています。また、結果等も踏まえまして協議会で今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市民が乗り手、主人公だもんですから、住民のために、住民の視点に立って、本当にこれがいいのか悪いのか、そういう視点をいつも持って考えていただきたいと思います。

では、次に移ります。

2番目、学校施設及び設備の改善についてでございます。

まず一つ目、小・中学校の特別教室、理科室や音楽室、図画工作室等々、扇風機の設置についてお尋ねをいたします。

昨年に続き、ことしも6月から猛暑が続いております。以前、一般質問で杉浦議員が取り上げ、昨年、市内の小・中学校に142ある普通教室、特別支援教室には1教室に4台の扇風機が設置されました。以前に比べると落ちついて授業を受けることができると喜ばれております。今度はぜひ特別教室の未設置の57教室にも扇風機を設置していただき、児童・生徒たちが少しでも涼しく、よい環境で学べるようにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。愛西市では、普通教室、特別教室全部に夏前に1,500台ぐらいの扇風機が設置されたそうでございます。弥富市も来年の夏までにはぜひ特別教室にも設置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員御指摘のように、21年度、22年度の2ヵ年で普通教室の方に扇風機を設置させていただきました。残ります、議員御指摘のように理科室、音楽室などの特別教室につきましては、先ほど議員が言われましたように、60教室につきましてはエアコン等が設置されておりますが、エアコン・扇風機ともに設置がされていないものは57室でございます。今後につきましては、市の財政状況を踏まえまして、小学校と最上階にございます特別教室から計画的に進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 財政的なお話もございましたが、やはりこの暑さでは勉強にも身が入らない状況ではないでしょうか。皆さんもそういうふうにお感じではないでしょうか。だから、できたら一日も早く予算をつけていただきまして、扇風機の設置をお願いしたいと思

います。

では、次に移ります。

小・中学校全校に温水シャワーを設置することについて。

以前にも質問いたしました但、市からいただいた資料によりますと、温水シャワーの設置状況は、十四山東部・西部小学校は合併前に設置されておりました。白鳥小学校は設置工事中だそうでございます。小学校で未設置は4校です。中学校では弥富中学校以外の2校が未設置となっております。児童・生徒が粗相した場合などに、保健室近くに温水シャワーはどうしても必要だと考えます。1年に1ヵ所では何年もかかってしまいます。ぜひ計画的に予算をつけて、一、二年のうちに設置をしていただきたいと思います但、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 保健室への温水シャワーの設置につきましては、議員御指摘のように今年度1ヵ所設置工事をしております。保健室等での温水シャワーの設置の必要性につきましては認識しておりますので、今後につきましては、特別教室同様、財政状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ぜひ実現をお願いしたいと思います。

三つ目でございます。小・中学校の必要な箇所のバリアフリー化についてでございます。

児童・生徒が、また先生も含めまして、けがをしたときなど車いすなどになった場合、段差があたり手すりになかったりすると大変困っておられます。今、公共施設などのバリアフリー化が進められている中で、小・中学校でも計画的に実施していただきたいと思います。市からいただいた資料によりますと、現状は、新築されました弥富中学校以外は対策がされていない場所もあるということでございます。一部対策がされているんではないかと思いますが、これにつきましてもぜひ計画的に実現していただき、不測の事態にも安心して通学ができる環境の整備をしていただきたいと思います但、この点についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校内のバリアフリー化につきましては、先ほど議員が言われましたように、現在階段の手すり、段差解消がすべて終了しておりますのは弥富中学校のみでございます但、他の学校につきましても、階段の手すりとか段差の解消につきましても順次進めておりますので、今後につきましても、先ほどの扇風機同様、計画的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） では、次に移ります。

今度はトイレの問題でございます。子供さんのトイレばかりではなく、教職員用のトイレの洋式化についてでございます。

昨年3月議会で私が一般質問しておりますが、その当時は生徒用トイレの洋式化率は29.2%でございました。現在は30.4%で、全体で洋式化が約1年間ちょっとで7台ふやしていただいております。御努力の跡が見えております。それで、特に洋式化がおくれておりますのは弥生小学校、大藤小学校、栄南小学校、十四山西部、十四山中学校、ここが25%以下でございます。一番おくれているのは十四山中学校で、17%となっております。計画的にこれにつきましても洋式化を進めていただきたいと思います。

特に教職員のトイレの洋式化でございますが、ほとんど進んでおりません。弥富町時代に先生の要望を受けて一般質問もされたそうでございますが、それから全然進んでおりません。小学校の6校、中学校の2校につきましては、1基も洋式トイレがございません。あるのは十四山西部小学校、弥富中学校のみでございます。女の先生が多くなっている中で、今の生活様式や健康面から考えても洋式化が必要だと考えますが、いかがでしょうか。特に女の先生で妊娠されている先生や、足を痛めておられる先生などのことを考慮して、一定の洋式化を速やかに進めていただきたいと思います。市の御見解を伺います。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） トイレの洋式化につきましては、議員御指摘のとおり、教職員につきましては大変おくれた状況になっております。これまで耐震とか他のものを優先した関係もございますので、今後につきましては、特に職員トイレの洋式化がおくれておりますので、先ほど議員御指摘の学校等、そういった学校を優先して整備をしていきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 今度の台風で雨漏りとか防火シャッターが壊れたとか、そういうお話も伺っておりますので、予算の面でつけていただくということが厳しい面もあるかと思いますが、ぜひ学校の子供たち、先生たちのことでございますので、できたら一日も早く実現をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 暫時休憩を14時まで行います。5分間休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

- 12番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして市長にお尋ねをいたします。

私のお尋ねすることは、これまでも随分力を入れてくださっておりますが、弥富市の子育て支援を一層市の総合計画や市政の中心課題にさらに引き上げることを求める質問でございます。

お手元に、数字の質問も重なりますので、議長にお願いをしまして2組の資料を配付させていただきました。一つは、今、尾張9市でございますが、統計が比較できるあま市を除く8市とのいろいろな比較をした資料と、それから最後に市の保育料の現状などを示す資料がとじたB4形式の5枚をとじたものと、それからもう一つは、ゼロ歳から15歳までの子供さんの数と総人口について、平成17年から平成23年4月1日までの、一部抜けておりますが、基本的に各年度ごとの弥富市と稲沢市と津島市と愛西市の資料でございますので、あんまり数字についてはくどくどと言わないようにしながら質問させていただきますので、御参考にさせていただきたいと思います。

弥富市の総合計画の中で、我が国では世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、特に団塊の世代が高齢期に入る平成27年ごろには、これまでの状況をはるかに超えた超高齢化社会を迎えることが予想されています。また、晩婚化、非婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下により少子化も急速に進行し、これに伴い総人口も平成17年度に減少に転じ、人口減少時代が到来しています。本市の少子・高齢化は、全国平均や県平均の水準には達していないものの、確実に進行しており、今後はまちづくりのあらゆる分野において少子・高齢化への対応を一層積極的に進めていくことが求められていますというふうに、最近の国や社会の流れの中で位置づけております。さらに、本年度の施政方針で市長は五つの柱を立てまして、2番目の柱の中に健やかで優しいまちづくりの取り組みについてということで、子育ての支援の取り組みについて、その冒頭で述べられております。

そこで、今、我がまちや我がまちの周辺でこの子育てや子供の問題がどういうふうになっているか、今お話しいたしましたゼロ歳から15歳までの比較をした数字を見ていただきたいと思いますが、弥富市でいいますと、住民基本台帳の住民のみというところを見ますと、平成17年4月1日に比べて平成23年4月1日は99.61%で、辛うじて現状を維持している。外国人を含めても辛うじて現状を維持しておるという状態でございますが、ただゼロ歳から5歳までに限って見ていただきますと、平成17年に比べて23年には131人減りまして、5%減少で95%ということで、全体の傾向に比べますとやはり少子化の傾向が広がっております。

あと、稲沢市を同じように見ていただきますと、全体の傾向でいきますと95.84%、日本人のみですね。4%台の減少がございまして、これをゼロ歳から5歳までの年齢で見ていた

だきますと、8,003名が23年4月1日には7,136人と89.17%、約11%の減少になっております。

さらに、津島市で見えていただきますと、津島市は93.06%ですから7%弱の全体の子供の数の減少でございますが、5歳までの子供に限って見ますと81.09%、718人だと思いましたが、2割近くが減少しております。

愛西市につきましては、全体の子供の数そのものは94.23%でございますが、5歳までに限って見ますと815人の減少で78.67%で、2割を超えて減少すると。

したがって、先ほどの市の総合計画の中でも指摘をしましたように、ある時期になると本当に大量に子供が減る、高齢化が急速に進行することが我がまちや我がまちの周辺で起こっておりますが、もともと弥富市、弥富町時代を通じまして、私が議員になる以前からでも、海部地区の中で小・中学校などへの市の、当時は町の負担ですね、はどこよりも弥富は力を入れているというふうに言われておりましたし、その後の乳幼児を含む子育て支援につきましても、父母の要望などがございまして、海部地域だけではなく、この尾張地方の中で積極的な役割を果たしていただいていた中で、それが今言った、ほぼ現状を維持している。ほか大幅に減少しておる中で、20%近い子供の減少が5歳以下に限ってはあるという中で、辛うじて5%で済んでいるというような際立った特徴が出てきているということは、非常に私は、長年の弥富町政・市政時代を通じた皆さんの努力がこういう形で出てきているのではないかというふうに見ておりますが、こうした少子・高齢化に対する努力を今後も引き続いて発展をさせていくという基本的な立場についてまずどうお考えか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員から、子育て支援での市の人口動態という形についての御質問でございます。

まさに日本全国、少子・高齢化が現状進んでおるわけでございます。そうした中でいかに市の人口の減少を食い止めていくかということは、それぞれの市町村において大変重要な施策だろうというふうに思っておるところでございます。私どもといたしましては、子供さんに対するさまざまな子育て支援という形で、例えば中学3年生までの医療費の無料化を中心といたしまして今現在までやってまいりました。

また、保育料の問題につきましても、15年間という長い間にわたりまして据え置きをさせていただいております。これは、私は後ほど申し上げようと思ったんですけども、それぞれの保育料の問題につきましては、平成16年の小泉内閣の三位一体の改革というところがあるわけでございますけれども、そのときに、保育の運営ということに対しては国の補助金が打ち切られてしまったということでございます。そうした中においては、一般財源化という

形で地方の自治体に対して通達があったわけです。国としては普通交付税という形で措置をしていくという、いつものパターンと言うとしかられますけれども、そのような状況があったわけです。しかし、その当時の行政の御担当の方も首長も、やはり子育て支援という状況の中で、あるいはさまざまな行政改革という状況の中でこの難局を乗り越えられたのではないかなあというふうに思っております。

また、そのときは多くの自治体では実は保育料の改正があったんです。これは、財政力の問題等々にかかわらず、そういったような動きがございました。それは、私も弥富市、その当時は弥富町でございましたけれども、国からの補助金が約1億2,000万ほどございました。それが、今現在では1,600万に減少しておるわけです。また、県の補助金についても現在は2,500万という状況で、合計4,000万ほどの補助金しかいただいておりません。しかし、その当時、全体的には県と国を合わせて1億8,000万ほどあったわけでございますが、現状では4,000万ほどでございます。何とか乗り切っていきたいというの、子育て支援の一環であろうというふうに思っておるわけでございます。そういう状況の中でやってきたことが、ある意味では人口減少、少子化に対して食いとめられたということは十分理解するところでございますし、私もこの担当をさせていただいたときには、「子育てするなら弥富」というようなキャッチフレーズを述べさせていただき、保育料の問題等についても先送りをさせていただいたところでございます。そうした中において、この少子化の中で弥富市の近隣市町村との比較からすれば、5歳までの人口は比較的減少がおさまっているということは言えるかと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今市長がおっしゃられたように、平成15年度までは保育料はもともと保護者の所得に応じて負担をする仕組みがございまして、そして国も一定の基準を設けておりまして、その国の基準に基づいて減額や免除した保育料につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担するという仕組みがございまして、少し当時の問題もこの際触れておきたいと思いますが、平成15年度の弥富町の決算では、今申し上げましたような減免分の国・県・町の負担が、国の基準に基づいて計算をしますと2億5,800万円余り、それから保護者徴収金が1億6,600万円余りでありまして、8億円台の保育所経費の中で、国や県、それから町の負担分という軽減分を合わせると、約4億円が保育料ないしはその保育料の一部という形で町の財政に回っておったわけでございますが、これが小泉内閣の一般財源化ということで削られて、交付税措置をするということでしたが、同時にこのときに前後して、この年はまだ特例交付金という形だったんですが、その後、税源移譲という形で、実は国民健康保険のときはそういう国の財政負担はしなかったんですが、珍しくこのときはほかの制度もあわせまして所得税の一部を地方に移譲するということが行われまし

て、弥富市の場合、年間大体 4 億 8,000 万円ほどの移譲分が 22 年度の決算でもあるわけですね。

ところが、実際に多くの市町は、そういう税源移譲があったにもかかわらず、実際の税収がなかなか伸びないこともありまして、結果として収入がふえないのに保育料を上げたということがあって、全県の平均や全国の平均に比べて弥富市の保育料は際立って安くなっており、大きい理由の一つは、そういう制度の変更のもとで、弥富の場合はやっぱり子育て支援を大切にするとということも選択して上げなかったんですが、よそは、税源移譲があったことについて、あまりそのことを見ずに、直接負担がなくなったということで値上げをしたということが実際の経緯でございまして、国の統計によりまして、実際に勤労者の所得、国民の収入はこの 20 年ほどは減り続けている中で保育料が値上げをされて、よそとの差が出てきているということですが、そういう問題があったわけではありますが、問題は、実はここで本当に市長や行政のトップの皆さんに御理解いただきたいのは、弥富町と市がこういう施策を続けてきたことから、特に飛島村に続いて子供の医療費を中学校卒業まで県下で 2 番目に無料にしたこともありまして、当時の住宅関係の広告、私も毎日のように見ていたんですが、中学校卒業まで医療費が無料だとか、その以前は小学校卒業まで医療費無料という広告が、弥富だけじゃなくて、この地域周辺に連続してずっと長期に入ることがございましたよね。それと、だんだん非正規の雇用がふえて、あるいは民間の場合は定期昇給やなんかの将来の見通しも立たないということもありまして、今ある収入で生活をしていく。親なんかの支援も受けながら、どこで生活をすればちゃんと結婚して子供を育てていくことができるか、あるいは今の暮らしを続けていくことができるかということがさまざまな形で考えられる時代に入ってきたというふうに思うんですね。

そういう立場で振り返ってみますと、弥富町、弥富市の中で私の知り合いでも親子 3 代が、結局娘さんしかいない御家庭ですが、違う名字の表札を出して、お孫さんを入れて 4 世代が住んでおるとかというところもあるわけですが、特に最近は娘さんを結婚させるとか子供さんを結婚させるときに、できたら弥富に住む。中にはもう全部うちを改造して 2 世代住宅にしてしまうとか、あるいは屋敷の大きいところだと、屋敷の中に別棟をつくってお婿さんも一緒に住んでもらうとか、こういうところが非常に目立ってふえてきている。また、この資料をつくるために協力していただいた保健センターの所長のお話だと、特に最近は弥富市に転入をして、すぐ母子手帳をとりに来る人が非常にふえているということを私も気がついておりましたというふうにお話をいただいたんですが、そのことが実は私どもとしては、子育ては将来への未来への投資、当然国やまちを支えていく人たちをつくらなければ社会の発展はありませんし、まちの発展ありませんから、そういう未来への投資という立場で見てきたんですが、実際にそういうことの中で、今、弥富市とほかの市町の大きな違いのもう一

つは、現実の税収の面で目立ってあらわれてきているというのが、今説明させていただきました表ですよ。

少し一番最初のグラフの方を見ていただきたいと思います。弥富の市税の総額を1人当たり直しますと、当初は稲沢市と弥富がほぼ同じぐらいで14万2,000円ほど、これは100円台で四捨五入してありますが、これが一番ピークは平成20年の17万3,000円で、幾らか下がって17万円という状態がここ2年ほど続いております。稲沢市は16万7,000円から15万6,000円になり、22年度の決算で15万1,000円へと後退して、大体こういうパターンが、弥富を除く、統計がとれる6市のかなり共通した状態になっております。しかも、弥富市の税収の総額というのは、一宮市や江南市の地方交付税や地方消費税交付金を初めとした、あるいは臨時財政対策債の発行可能額もあわせた、市町村の財政力の基本、土台と言われております標準財政規模よりも多い状態に平成20年度以降なっているという非常に大きな特徴があるということが一つと、それから一番下の方に固定資産税のこの間の変動がグラフにされておりますが、弥富市は、平成17年度、十四山村と弥富町の合計で8万2,000円、犬山市が7万4,000円、稲沢市が7万1,000円でそんなに違わない。それは多少は差がありますが、これが平成22年度の決算では9万8,000円、それから23年度はもう調定額が出ておりますから、前年の税の収納率を掛けますと大体収入見通しはほぼ同じものが出ると思いますが、住民1人当たり10万円というレベルで、2番目の稲沢市の7万3,000円を大きく引き離しておりますし、多くのその他の市町になりますと5万円台というような状況に比べると、非常に際立った変化がございます。

確かに西部臨海工業地帯のこの間の企業の立地も大きな固定資産税がふえた原因なんですが、大体平成18年から23年にかけてふえました臨海部の一つは固定資産税として入る部分と、もう一つは名港管理組合が賃貸しをして、固定資産税相当分として弥富市に納めていただく交付金を合わせると、多分ふえた額というのは4億7,000万円か、それを幾らか上回る程度。この間の弥富市の23年度までの見込みで見ますと、17年に比べて8億7,500万円ほど実は税額がふえてきておることになると思いますが、その差額の4億円余りがふえたということではないんですよ。というのは、名港のふえたものは実際にふえた額の積み上げなんです。固定資産税というのは、土地も今値下がりしていますし、それから建物も古くなればどんどん少なくなっていくますし、とりわけ事業用の償却資産は一般の住宅よりももっと償却率が高いわけですから減っていきますよね。津島市さんが、平成17年の1人当たり固定資産税6万円に対して、23年度は5万7,000円で5%減っておりますが、全く建たんわけじゃなくて、建ったり新たに宅地ができて5%減る。仮にそういう減少や償却分が10%あるとすると、西部臨海工業地帯でふえた部分というのは4億7,000万円から5億円の間ぐらいだと思いますが、弥富の場合だと10%ぐらいの減少があるというふうに考えれば、現在四十数億でござ

いますので、恐らくこの臨海部以外でふえた固定資産の課税総額というのは、償却で消えていく分がありますから、それがそっくりふえてくるわけではありませんが、臨海部の4億7,000万円をかなり大幅に上回る臨海部以外のところでの固定資産税の増加がなければこんな結果は出てこんわけであります。

したがいまして、私は、子育てするなら弥富というふうに市長もおっしゃられたわけですが、このイメージが定着する、それから弥富の前の総合計画をつくるときの調査でも、弥富に住み続けたいという人は非常に多いというような特徴だとか、そういうことと相まって、新たに住宅を建てる、あるいはそういう人の受け入れで、転勤のある人たちは結構値の高いアパートやそういうところに転居してくださるとか、そういうことの、もちろん単純に住宅ばかりではなくて、鍋田なんかに運送関係の企業が立地されたということもありますが、いずれにしても臨海部以外でそれをはるかに上回る固定資産税の増加があつてこういう状態が生まれておるが、そのかなりの部分を、子育てするなら弥富ということで住み着いていただく、あるいは子供たちも可能な限り弥富に住んでもらうという、こういう選択をしておることが今日の市の財政を潤す大きな原因の一つになっていると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

市税の増加率が、海部津島の近隣の市町村よりも尾張の中では高い方ではないかと。また、固定資産税の増加は、臨海部の事業所だけではなく、いわゆる弥富市への流入による増加によって固定資産税が増加していると。これは全くそのとおりでございます。今現在、ことが最終年度になりますけれども、平島中区画整理事業等々今までの区画整理事業の中で非常に大きく貢献をしていただいておりますことは事実でございます。こういった中での新しい流入者に対する固定資産税の増というのは全くそのとおりでございます。ただ、臨海部における固定資産税の問題につきましては、御承知のように、合計で4年間の固定資産税の特別の奨励金をさせていただいております。これがあと二、三年すれば、私はプラスアルファ4億円ぐらいの固定資産税が入るというふうに試算をしておるわけでございます。こういったことも含めまして、それぞれ市民税の状況あるいは財政的な状況につきまして、私の方からではなく、担当の所管の課長の方から、現状の市税あるいは財政という問題について答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 三宮議員の御質問にお答えをいたします。

市税の状況につきましては、平成22年度、個人・法人市民税と固定資産税の3税では前年比でマイナス0.39%、金額といたしまして2,668万円の減収となりました。

平成23年度も、個人市民税につきましては課税分といたしまして7月末時点で前年比マイナス2.7%、金額にして約6,900万円の減額となっております。法人市民税につきましても、景気に左右される税目でございますので、東日本大震災、原発事故及び円高の影響などからいまだ先行きが不透明な経済情勢を考えると、前年度より増額になるとは考えにくい状況が予想されます。また、固定資産税につきましても、平成23年度では川崎重工業の増額分が約6,900万ございますが、これを除けば前年同時期の課税額といたしまして前年比0.16%、金額といたしまして約660万の伸びにとどまっております。

平成24年度につきましては、今のところ大幅に伸びる要因はなく、評価がえの年でもあり、加えて合併して6年目になることから、特定市街化区域農地の宅地並み課税による適正化措置がとられるため、平成23年度ベースで考えますと約1億2,000万円の減額と考えております。

これらを考え合わせますと、平成24年度以降の市税につきましては厳しい状況になると考えられますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 三宮議員の御質問に対し、財政の観点からお答えさせていただきます。

まず、三宮議員の出していただきました市別財政状況の変化の比較グラフという点につきまして、標準財政規模を9市でグラフであらわしていただいて、17年度からの沿革を載せていただいておりますが、ちょっとこの点について私の考え方を述べさせていただきます。

標準財政規模というのは、財政の健全化判断比率、これには実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つでございます。それと起債制限比率等、これらを算出するときの分母に計上するものでございまして、この標準財政規模を人口1人当たりで割って得た数字というものにつきましては、人口が同規模の場合はともかくとして、必ずしもその地方自治体の財政力をあらわしているものではないと理解しております。

その理由を申し上げますと、標準財政規模というのは、標準税収入額に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたもの、またもう一方で、国の交付税措置につきましては、基準財政需要額まで収入額を保障する制度ということでございますが、こちらの方は、基準財政収入額に普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を加えたものでございまして、標準財政規模と国の交付税措置の違いの部分は標準税収入額等と基準財政収入額でございます。基本的に標準税収入額等につきましては、基準財政収入額を0.75で割り返して計算するものでありますので、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合、つまり財政力指数が大きいほど留保財源が大きくなり、留保財源が大きくなるということは標準財政規模が大きくなるということでございますので、その部分では地方自治体の財政力をあらわしているというこ

とは言えると思いますが、ただし1人当たりの基準財政需要額は人口増により低減するとも言えるということもございまして、必ずしも財政力をあらわしているものではないという部分があるというのが1点目でございます。

もう1点につきまして、私ども弥富市のように合併算定がえが適用されている自治体につきましては、普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額が膨らんでおります。ちなみに、弥富市の平成22年度の標準財政規模を1人あたりにしますと、ここに三宮議員の提出していただいた資料にございますように22万5,000円でございますが、合併算定がえがないものとして算定した一本算定では、人口1人当たり208万円ほどになります。

以上の理由によりまして、地方公共団体の財政力を一番的確にあらわしているものは、合併算定がえがないものとした財政力指数というふうに私は理解をしております。

さて、その財政力指数でございますが、尾張9市の中では高いことは確かに言えますが、県内で弥富市より財政力指数が高い自治体が弥富市より高い保育料を徴収している事実もございまして。財政の立場でいいますと、一番重要なことは、弥富市におきまして世代間の負担のバランスを保ちつつ、子育て以外の、例えば都市基盤整備を初めとする他の事業も考慮しながら、持続可能な財政運営を行うことだと考えます。

さらに、財政を分析させていただきますが……。

- 12番（三宮十五郎君） 私の質問時間をそう制約するような発言はやめてください。簡潔にして。そんな私の質問時間より長い答弁をしてもらっておっては質問できんよ。
- 議長（伊藤正信君） 簡潔に、では。
- 総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） わかりました。

平成23年度の弥富市の普通交付税につきましては、一本算定におきましても合併算定がえにおきましても、それぞれ弥富市の一本算定、旧弥富町、旧十四山村いずれにつきましてもかなりの財源不足となっております。標準的な収入につきましては、基本的に75%が基準財政収入額に算入されますので、税収入の増減の25%が留保財源の増減につながります。現在の社会経済状況等を考えますと、弥富市が不交付団体まで移行するほどの税収入の伸びは考えにくいことと考えますので、当分は税収が減れば普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の合計額がふえて、逆に税収がふえれば普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額が減り、したがって一般財源の収入総額は、諸制度に変更がない限り、大きくふえもせず減りもせずの状況が続くものと考えております。

さらに、普通交付税の合併算定がえが28年度から経過措置となり、減収することを考慮することも必要かと考えております。本年度、普通交付税におきましては、合併算定がえがないものと比較した場合に、6億7,791万円ほどの合併算定がえによって一本算定より余分に入る収入がございます。平成23年度に普通建設事業に充当した一般財源につきましては、6

億4,662万7,000円ということでございますので、この6億7,791万円の算定がえによる増と23年度の普通建設事業に充当した一般財源はほぼ同じ数字。この二つの数字から見ると、もし合併算定がえがなければ、新たな基盤整備は言うに及ばず、建物や道路の維持修繕も行えない状況というふうでございます。これが今の財政的な分析でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 財政に対する論争は私は決算の中でやるつもりでございますし、今のを反論しようと思うとかなり時間をとられます。

私も、例えば標準財政規模が一宮市と弥富がイコールで比べられるようなものではないことは百も承知です。しかし、今次長が発言された中にもございましたように、税収の25%は留保財源ということで、税収が多いほど基準財政需要額だとかそういうものに出てこない収入があるということも事実でございますし、問題は、他の市町に比べて、子育てするなら弥富でという風潮がずうっと広がった中で、こういうほかの市が税収が大幅に後退する中で、弥富はほぼ現状を維持し続けてきた。多分平成23年度もあまり変わらない状況が続くだろうというふうに私は見ております。

いずれにいたしましても、そういう状態がつくられて、とにかく子供の数が減らない、それから働き盛りの人たちが弥富に住み着く度合いが高いということから、例えば1人当たりの法人市民税、住民の所得をあらわす上では一番それに見合ったものだと思いますが、弥富市につきましては、平成17年度は1人当たりの市民税の額、個人住民税の額は4万2,299円。一番トップの岩倉市が4万6,204円。この手書きが入りましたグラフの中にありますが、これが平成21年までで比較しますと、弥富も含めて尾張8市の中で伸びた割合も伸びた額もトップで、したがって固定資産税の伸びもありますが、個人住民税の伸びもある。これは、明らかに子育て世代の人たちがよそに比べると弥富に住んでいただいていることをあらわしております。したがって、こういう不景気のもとでよそが後退幅が激しい中で税収をふやしてきた、あるいは仮に今は20年度に比べると若干の後退をしておりますが、それにしてもその後退幅が極めて少なく、市の財政にも貢献しているということについてはきちんと見ていただくことができると思います。

次の質問に進みますが、特にそういった人たちが弥富に住んでくださっているということから、今の子育て世代の人たちの負担というのは、一つは弥富に住むことで、親と一緒に住んだり、あるいは新たに住宅を構えて入った人たちの多くは、ローンを抱え、相当の固定資産税を払い、子育てをしているということですね。私も久方ぶりに保育所の前に立ってびっくりしたんですが、今は2人、3人とそういう人たちが子供を育てるということが非常に当たり前のような、特に30代の男の人が半分しか結婚できないというような深刻な状態の中

で、今子育てしている人たちは2人、3人と子供を育てるという意識が非常に強くて、おなかの大きい方が2人子供を連れて保育所へ来るとか、あるいは2人自転車に乗せてだとか、車に乗せてという人たちが非常に多いですね。そういう中で弥富市の保育料について言いますと、ローンを負担し、それから相当の固定資産税を負担しながらということですから、保育料が安いということは確かに弥富に住む大きい要因にはなっておりますが、そういう人たちが楽をしておるということでは決してないということですよ。そのことをひとつ御理解いただきたいということ。

もう一つは、B4の一番最後のところを見ていただきたいと思います、 の下から三つ目のところに県の無料化補助金というのがありまして、愛知県の、18歳以下の子供を頭に3歳未満の子供がおる人については、保育所に入所すると無料にしてくれる制度がありまして、ところが、これは弥富市の場合でいいますと、2人目だとかそういう人が結構多くて、実際に1人平均、月額でいいますと県の負担は3歳未満児で6,822円しかもらえない。あとの分は市が負担をすとかこういうことをやって、市の平均の保育料は、1万2,629円が平成22年度の保育料の月平均ですよ。そういう特殊な、3人目で無料だとか、県の制度で無料だとか、それから2人目の半額だとかという特殊な人を除きますと、1万6,246円が月平均の普通の人の保育料と。これは、私立幼稚園の保育料に国と市が負担をした給付金を引いた額と比べると、弥富市の保育料の方がまだ高い状態というのが現実でありまして、幼稚園の場合は全国平均でも公立は7,000円を割っていますよね。6,000円台が平均なんです。

こういう状況のもとで、高いところもあるという話は今聞きましたが、決して保護者の収入がふえていないもとで、また弥富市の保育料が、公立の幼稚園と比べても私立の幼稚園と比べてもそんなに安い額でないということもまた御理解いただけたと思いますし、市長自身就任された2年後に、低所得者の人たちの保育料が高いということで、子供の数で2割ぐらの保育料の引き下げを実施されたことも平成20年度にはあるわけでございますので、他と比べて高いか安いかというとそういう問題はありますが、負担能力、それから今の弥富に来た子育て世代の人たちがしておる苦勞、それから最近の非常に急速に景気の後退のもとで収入が減って苦慮している、こういう状態を考えると、私は、今財政の方からそんなに楽じゃないというお話がありましたが、他の市町に比べてこういう人たちが弥富市の税収や財政に貢献してくださっていることや、現在の生活の状況、そしてかつて20年度に市長も引き下げの提言をされました収入の低い人たちの状態というのはますますひどくなっておりますので、やっぱりこの時期の弥富市の保育料については、私は値上げをすべきではないと思いますし、こうした財政問題やいろんなことが総合的に見られる委員の一人でもございます監査委員の方も検討委員会の一員をたしか占めておられたと思いますが、その方の検討委員会での発言なんかを聞いてみますと、私立の幼稚園より高いような保育料にはすべきじゃないという御

発言もあったことは市長もお聞きになられたとおりだと思いますが、今この弥富に来て、ここに定着して子育てをしようとして一生懸命頑張っておる人たちと力を合わせて、さらに弥富市を発展させていくという立場に立った保育料問題の検討をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

さまざまな環境における私どもの市税の現状、そして財政の現状については御理解をいただくところでございます。今回、保育料の改正で検討委員会を立ち上げさせていただいたわけでございますけれども、これは平成23年度の私の施政運営方針の中にもお話をさせていただきました。そして、またこの11月から来年4月の新しい園児を迎え入れていかなきゃならないという状況にもございます。そんな状況でございますので、検討委員会を今立ち上げさせていただいておるわけでございます。

検討委員会につきましては、先回の全協でもお話をさせていただきましたけれども、過去3回委員会を開催し、私ども市側の案を検討していただいているところでございます。その御意見といたしましては、改正の幅が少し大きいのではないかと、あるいは県の平均よりも下げるべきである、延長保育に対する考え方は受益者負担というような状況でもいいんじゃないかというようなお話をいただいているところでございます。また、先日の議員の皆様全協の場においては、議員の皆様からも御意見をいただきました。そのときの私の判断は、今回は議員の皆様の御意見としては値上げを見送るべきであるというような形で、私としては議員の意見として理解をしているところでございます。

子育て世代の保護者を取り巻く環境というのは大変厳しい現状でございます。現在の経済的あるいは社会的な環境を考えなきゃならない。あるいは、子ども手当から新しい児童手当への制度変更といったことも、今、国の方で議論されているところでございます。そういうことを考えながら、私どもといたしましては、さらなる行財政改革、そして税収の確保に努めなければならないということでございます。そうした中で、今月の中旬に開催を予定されております検討委員会、これを最後にしたいと思っておるわけでございますが、いま一度市側といたしましては総合的に保育料を検討し、市の案をお示ししていきたいというふうに思っているところでございます。

一言つけ加えさせていただくならば、大変財政が厳しい状況においてはさまざまな事業を執行してまいらなければなりません。そういう状況の中で住民の皆様に負担の増や、あるいはサービスの低下はあってはならないんですけれども、そんな痛みをお願いする場合も今後にはあるわけでございます。そういったこともつけ加えさせていただきながら、総合的に保育料を検討し、答弁とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、市長の御答弁ですと、議会の全体の意向もお酌みいただいておりますというふうに考えますし、ただ私申し上げておきたいのは、本当にこの間の市の皆さんのいろんな御尽力もありまして、例えば平成21、22、23年度は今途中でございますが、この間の私どもが議員会報でいただきました入札の報告で見ましても、予定価格よりもかなり大幅に特に大型事業が割り込んでいることもありまして、3年間の合計で19億円余りの予定価格に比べて、予定価格も結構絞り込まれた予定価格だと思いますが、減額があるということも含めまして、本当に市が市役所は市民のために役立つところという立場に立って努力をすれば、丸々値上げをしてもたしか6,400万円ほどだというふうにお聞きしておりますが、頑張っただけ市民の期待にこたえることができないわけではありませぬので、ぜひその努力を精いっぱい続けていただきたいということを重ねて要望します。

同時に、特に今、日本の経済や地方が、あるいは若い人たちが苦しんでいる一番大きい理由は、以前にも市長がこの場で申されたんですが、中間層というような人たちがなくなって、本当に税金をまともに払える人がいない。それから、今の外食産業なんか、特に回転ずしだとか牛丼だとか、そういうところはそうでございますが、とにかく健康保険や年金の負担をするような人は働かせないと。4時間だとか細切れで働かせて、しかも時給700円だとか800円だとかね。2ヵ所で8時間働いたって生活保護とそんなに変わらないような、今の暮らしもできない、結婚することも子育てすることもできない、そして自分の老後に備える年金も満足に払えない、そして市町村に払う国民健康保険も非常に低い額の課税ですが、それすらもなかなか滞るという、こういう飢餓賃金というんですか、社会が成り立たない雇用の仕組みを、さきに市長の方からも要請もあり、議会としても全会一致で可決をしましたが、こういう働き方や社会の仕組みを政治の責任で変えていただくという方向での努力をぜひこの時期に、4万4,000人の市民を束ねる市政のトップとして、ぜひ国に対して積極的にその改善を求めていただくことを強く要請をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。15時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○6番（佐藤 博君） 通告に従いまして服部市長に質問したいと思います。

昨年の6月議会、本年の3月議会及び6月議会等においても、私が考えてきた弥富のまち

づくりの政策課題を提言したり、服部市長の取り組み姿勢をただしてまいりました。その根底は、幾らいい計画書、幾らいい文書、幾らいい言葉で表現されていても、実行・実現がされなければ弥富市の発展にはつながらないということを市長に理解していただきたいからであります。先ほど来も三宮議員からいろいろ財政状況のお話がありましたが、弥富は、教育、そしてまた福祉的な面ではずうっと先進的な施策が続けられてきております。特に財政的に弥富が非常にいいということは開発。例えば五明の区画整理事業だとか平島の区画整理事業だとか、また道路網の整備とか西部臨海工業地帯、こういうようなものが充実してきたから財政状況がいいということ。福祉面では税収をよくすることはできませんけれども、こういう開発的なものは常に裏返しでちゃんと税収にもつながってきますので、こういうものが最近おくれておるということを一度よく考えていただきたいということを私は申し上げたいのであります。要するに実行が伴わなければ弥富は発展をしないということを、まず最初に申し上げておきたいと思います。

市民参加のまちづくりとして第1次弥富市総合計画が配付されて2年半、よく読み、吟味しておりますけれども、服部市長が本気で弥富市のまちづくりをどのようにしていきたいと考えておられるのか、また市政運営をどのように考えておられるのか、具体的に目に見えたり、形にあらわれるような現実を私はなかなかうかがうことができない状況であると感じております。本年3月の議会において、服部市長の施政運営方針、予算概要説明書等の内容を吟味してまいったわけでありまして。抽象的ではありますけれども、具体性にはやや欠けておりますけれども、計画書としては大変すばらしいと思っております。市長就任以来、一貫して市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現、予算の節約と有効活用を市政運営の基本姿勢に掲げ、職員に対しては、「市役所とは市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりましたと、こういうくだりもあるわけなんです。大変私は立派なことだと思っております。

問題は、その次のところでありますが、このたび私は2期目を迎え、新たな決意と情熱を持って弥富市のさらなる飛躍と充実、市民生活の向上のため、全身全霊を傾けて市政運営に当たってまいる所存でございますと、こういうくだりがあるわけでありまして。さて、どのように実行し、実現をするかということが問題であるわけでありまして。私は、先般の議会でも申し上げたように、目に見えた形でなかなか開発的な事業等は進んでいないということを申し上げた。今までの現状は、どうも議会での質疑が過ぎればそれで終わりであって、1期目には市民が実感できるような政策課題、事業展開を感じるものがあつたかどうか。そのために、先回も述べたように、維持管理的修正型の行政運営にすぎなかったというように私は申し上げましたし、またそのように感じておる方も多々あるわけでありまして。

半年後の来年２月には市議会の選挙もありますし、服部市長が掲げておられる弥富市の政策について大いに討議していただく機会でもありますので、また市民に理解と協力を求めるチャンスにしていくことも重要なことであると考えますので、お互いに真摯にまじめに考えて、弥富市総合計画を進めていくというような抽象論ではなくて、まず第１に、現実的に今弥富市として取り組まなければならない最小限重要な重点政策課題は何であるか、また服部市長がぜひやりたいと考えておられる政策事業展開を一度具体的にきちんと示されたらどうかと、こういうことを感ずるわけであります。そして、議会にも、市民の関係者に対しても理解と協力を要請されていく絶好のチャンスと考えていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。市長の重点政策課題を一つ具体的に明確に示していただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

佐藤議員も首長の御経験があるわけでございます。町長時代20年という長きにわたりました大変な経歴をお持ち合わせでございます。私の認識と佐藤議員の認識が違つかもしれませんが、私は、かねがね首長の仕事、あるいは行政の守備範囲ということは、地味ではあるけれども着実に前に進めるべき仕事から、大きな夢を実現する仕事まで幅広くあるということがございます。今日の日本の現状、あるいは我々市町村を取り巻く現状、なかならず弥富市を取り巻く現状というのは大変厳しい状況にもあるわけでございます。そういう状況のもと、首長としては着実にさまざまな行政の問題について執行していく、いわばバランスということを考えながら、首長としての行政の守備範囲としての力を発揮していくことが私は今求められている、そんなことを思うわけでございます。市民と議会、そして行政がそれぞれの課題に対して認識を共有化し、時には一致をさせる方向でそれぞれが努力しなければならないと考えるところでございます。決して私ども行政だけで物事が進むとは思っておりません。そういう状況の中で市民の皆様の協働の精神、あるいは議会の御努力・御尽力・御協力という中でさまざまな事業が進んでいくというふうに思っております。最近、佐藤議員とはしばらくひざを合わせてお話をさせていただいておりませんので、少し質問の内容と私の答弁にかみ合わないところがあるかもしれませんが、御質問でございますので、今回も真摯に受けとめ、答弁をさせていただくつもりでございます。

重点政策は、先ほど議員がおっしゃいました私の３月の施政運営方針、あるいは私の２期目の選挙のときのマニフェスト、15の課題プラス１という形において述べさせていただいております。そのそれぞれの課題には、いつまでにその課題を完了し、クリアをしていくかということも明記をさせていただいております。そういう状況の中でまず課題を進めるに当たり前提として実行すべきは、プラス１のところにある意味であります行財政改革と自主財源の確保ということでございます。「財源なくしてさまざまな

政策なし」という言葉もございます。そういう中で職員ともどもさらに行財政改革を進め、財源を確保することに努力を傾注していきたいというふうに思っております。

それでは、具体的な課題につきまして申し上げます。

安心・安全なまちづくりに取り組まなければならないというのは言うまでもございません。施政運営方針のときにはそのような問題はなかったわけですが、今の一番の大きな喫緊の課題は、東日本大震災を受け、市の防災計画、市民の安心・安全をいかに確保するかということでございます。国の防災計画並びに県の防災計画は、当然ながら見直しを今検討していただいているわけですが、これには少し時間もかかってくるわけですが、また、私どもといたしましては、その連動も考えながら市としての防災計画を見直していかなきゃならないというふうにも思っているところでございます。しかし、今回の震災におきまして、今できることを考えなきゃいかんということで、私は今、議会にも御報告申し上げておるわけですが、市民の皆様が有事の際に一時的な避難場所をしっかりと確保することであるというふうに思っております。現在の公の避難場所は35カ所ほどありますけれども、その中では1万2,000名ほどしか避難をしていただくわけにはまいりません。4万4,500の人口に対してどのような形で避難をしていただくところを確保していくかということで、今、担当の部署と知恵を絞っているところでございます。共同住宅であるとか民間の施設を御利用させていただき、一時的な避難場所として今その交渉に当たっているところでございます。この秋を目標といたしまして、しっかりと新しいハザードマップを全戸に配布していきたいというふうに思っております。

2点目は、都市の基盤整備事業を計画的に進めていくということでございます。次の時代における環境整備といたしまして、農業集落排水事業が十四山東部が最後になりました。また、公共下水道事業は昨年の6月供用開始をし、新たな場所に対してお願いをしていくところでございます。議員の皆様にも、この公共下水道事業の普及に対して御尽力をいただければというふうに思っております。

道路に関しましては、主要幹線道路、いわゆる市道といたしましては中央幹線、そして県道・国道に対しては名古屋第3環状線及び名古屋十四山線等々の主要幹線に対して、これを皆様の御努力をいただきながら計画的に進めていかなきゃならない。これにつきましては、後ほど佐藤議員から御質問がありますので、担当部署からもう少し明細に細かく答えさせていただこうと思っております。

三つ目は、農業振興地域としての弥富として、農業政策をどのようにしていくかということでございます。そういう農業政策に対して市の役割をしっかりと果たしていく、そんなことを思っているところでございます。

そして、四つ目には西部臨海工業地帯の背後地としての土地利用でございます。先般8月

24日に大村知事を訪ね、県がこの6月に議会で定められた条例、都市計画法に基づく開発行為等の許可基準に関する条例でございます。この条例の適用を西部臨海工業地帯の背後地、鍋田地区及び末広地区に該当していただきたいということで、愛知県のものづくりに対して私たちは手を挙げ、積極的な企業誘致ということと一緒にやっていただきたいということをお願いしてきたところでございます。

優しいまちづくりについての課題を申し上げます。

子供医療の無料化も平成19年度から進めてまいりました。また、保育料の問題等につきましても、きょう現在では15年間という中で据え置きをさせていただいております。そのような子育て支援、今後の新しいまちづくりの中における子供たちのにぎわい、活性化に対して非常に大きな期待をしているところでございますので、このような子育て支援策を今後とも継続できるようにしていきたいと思っております。

また、優しいまちづくりの中で欠くことができないのは社会保障の問題でございます。介護、福祉の問題、医療の問題をどのようにしていくか。来年度から新たにスタートいたします第3期弥富市障害福祉計画、そして第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画がスタートいたします。少子・高齢化の時代の中で市の役割をしっかりと果たしていかなきゃならないと同時に、県・国に対して新たな要求、あるいは税に対する負担を要望していきたいというふうに思っております。また、医療の問題につきましては、この夏から始まりました海南病院の整備計画に対して行政支援をし、医療のネットワークの充実にさらに努めていきたいと、そんな思いでございます。

最後の項目とさせていただきますけれども、教育政策について、教育の問題について少しお話をさせていただきます。

児童・生徒の学習環境をしっかりと整備していくということにつきましては、耐震化を中心といたしまして以前からやってまいりました。すべての小・中学校におきまして耐震化は終了することができました。しかしながら、3月11日、東日本大震災で新たな問題が起きたと思っております。それは、小・中学校の体育館等における天井落下の問題があるわけでございます。あってはなりませんけれども、もし児童・生徒が体育館において天井が落下するようなことがあったら、大変な事故になるわけでございます。教室の整備とともにやってまいらなきゃならないわけですが、体育館等の整備を計画的に補修工事をしていきたいというふうに思っております。

桜小学校の問題につきましては、もう既に進行しておりますので、平成25年の春の開校に向け、着々と準備を進めてまいります。そして、子供たちの学習環境を整備していきたいと思っております。

そして、ことしから小学校において、新しい学習指導要領が組まれております。また、来

年度からは中学生が新しい学習指導要領のもとに勉強していくわけですが、ことしは小学校の英語教育に対して力が入っているわけですが。きょう午前中にも、炭竈議員から言語力の向上ということがございました。今現在、私どもは4人の外人講師を招き、英語教育に力を入れているところでございますけれども、教育委員会と相談し、来年度は1名増員をして、さらに英語力の学習を強めていきたい、そんな思いでございます。そして、その延長として、生きた英語を学ぶために、近い将来、生徒を海外へ派遣する、そんな夢を持っていきたいというふうに思っております。今現在、毎年行われております弥富高校とカリフォルニア州のマリーナ高校の交流がございます。このようなお力添えをいただきながら、私どもの中学生が近い将来、海外で研修をし、国際感覚を身につける、そんなことを要望していきたい。

そして最後でございますけれども、きょうの午前中に御質問がございましたけれども、この現在の庁舎を新しく建設に取り組んでいきたいというふうに思っております。平成23年度は基本構想を固め、24年には基本計画を実施し、そして25年には実施計画に移し、26年、27年で建設工事をしていきたいと思っております。老朽化し、耐震性に欠ける現庁舎でございます。早くやりたいということを常々思っておるわけですが、そんな計画を持ちながら進めていきます。現在、庁舎検討委員会を設け、基本構想を協議していただいておりますけれども、来年度は庁舎建設委員会を議会の中で設置していただき、さまざまな御意見をいただきたいというふうに思っております。

以上、私がどんな項目につきまして喫緊の課題としているかというところにつきましてお話をさせていただきました。どうぞよろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 今、それぞれよくわかりました。

ところが、問題は、抽象的なものも多いわけですが、それぞれの課題について今すぐに質疑をやるといっても時間が非常にかかりますので、簡単に一つ申し上げていきたいと思います。

特に安全・安心なまちづくりということで防災計画、これは今避けて通れない大事な問題であるわけです。ところが、これをきちっと実現するためには幾つかの課題があるんです。その一つは、道路網を整備することも大事なことです。それから、私が前にも提案した、例えば今弥富の中に不在危険家屋がたくさんある。これの解消がどこまで進んでおるかという問題。こういう問題についてどのように取り組んでこられたか。一時避難場所、これは私のところも指定を受けておりますので、御協力はさせていただきたいと思っております。しかし、この一時的避難場所だけではいけないという問題は、そこへたどり着くための道路網だとかいろいろなことを今申し上げたわけですが、これはしっかりとやっていただかなきゃな

りません。

そして都市基盤の整備、これは私が前から言っておるように、下水道事業は公共下水も集落排水もどんどん今進んでおりますから、これは問題ないと思っています。しかし、市街化区域の中の基盤整備、これは次の質問でやりたいと思っておりますが、この区画整理事業をどこまでやる気があるのか。そして幹線道路、155号線とか日光西線、これはここにもありますように、計画の中では市街地の整備、特にその中で区画整理事業の促進や道路の整備等を行いと、こういうようになっておるんです。区画整理事業をやる気があるのかないのかというのは次の問題として聞いていきます。

それから道路網の整備、例えば155号線と。今の計画書では促進をする、陳情をしますということだ、簡単に言うと。陳情をするだけで果たしてできるかどうかということだ。これは、後ほどまた聞きたいと思っています。

そういうように、一つ一つ確かに言葉としてはみんなそれぞれ整っているんだけど、具体的に実行性をどこまで考えておるか、これが問題です。特に弥富の場合には、最初に申し上げましたように、教育の問題だとか福祉の問題はよその市町村には先んじております。教育の問題も後で質問したいと思っておりますが、これは本当に今大事な問題なんです。ですから、私は、今市長が述べられたこういうような政策課題を私たちは真摯に受けとめて、真剣にお互いに考えていきたいと思っております。

そこで、私が続いて申し上げたいのは、要するに行政運営というのは、見えを張ることでなくて、政策内容を明確に示して着実に実行・実現することである。実行して初めて勝負したことになるわけです。納得をしていただくことができるわけです。ですから、これから2期目を迎えた服部市長は、今申し上げましたように、こういう政策を着実に実行に移していただきたいということをまず申し上げておきます。

特に私が心配しておりますことは、大村知事に先般会われたということでもありますから、またその状況は伺いたいと思っておりますが、現在の服部市長の状態というのは、大村知事とも議会とも真剣に腹を割って話し合い、信頼し、協力し合えるような環境にあるのかどうかという問題なんです。議会は、みんな弥富市民のために努力したいと考えていることで一致はしておりますので、市長がそうした審議を尊重した対応をきちっとされれば、私たちは大村知事とも、あるいは議会ともみんなうまく協力し合えると感じております。そこが問題なんです。はっきり申し上げて、今申し上げたように、やっぱり人間関係がきちっとできるかどうか、このことに私は徹すると思っております。

そういう意味で最初に伺っておきたいのは、大村知事と直接会われたと聞いておりますが、どのような目的で、どのような内容を、どのくらい話をされたのか、最初に伺っておきたいと思います。その成果はあったかどうか、これはまた内容次第だと思いますが、伺っておき

たいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大村知事には、8月24日の午後お会いをさせていただきました。お会いさせていただきましたのは、おおむね20分ぐらいかなあというふうに思っております。今回、私どもといたしましては、議員も御承知のように、県が土地利用の条例を定められました。市街化調整区域内における住宅開発といったことが、いわゆる従来の市街化調整区域の中における緩和策でございます。今現在この問題につきましては、学区単位でどれくらいの面積がそれぞれの市街化調整区域内で住宅開発ができるかということを、担当の方が整理をしているところでございます。まとめ次第、また皆様の方にお届けをしていきたいというふうに思っております。

もう一点は、先ほども基盤整備事業の中で申し上げました、西部臨海工業地帯における背後地の土地利用をお願いいたしました。これは、都市計画マスタープランに平成21年に記載をさせていただいたわけでございます。その場所は、鍋田地区の八穂クリーンセンターの西側の地区でございます。そして、もう一つは末広地区の現在の工業地域の西側でございます。そういう形で、これは愛知県の都市計画法に基づく開発行為等の許可基準に関する条例というのが、これは第4条でございますけれども、県知事の認可の中でできるようになってまいりました。ぜひ将来における弥富市のまちづくりの中で、この地域における工業地帯、ものづくり地域という形で県の方で定めていただきたいということを申し上げ、要望してきたところでございます。現在、愛知県は四つのブロックにわたってこの条例を進められてみえるわけでございます。一つは西尾張地区、そして東尾張地区、東三河、西三河、この四つの地域でございます。この尾張西部という状況の中で、私どもが都市計画法のマスタープランの中で記載をさせていただいた地域を手を挙げさせていただきたいということでございます。県の方の所管からも、ぜひ弥富市として手を挙げていただきたいという御要望もいただきながら、双方の考えも一致するところでございますので、これから一生懸命県との協議に入っていきたいというふうに思っております。また、大村知事のそのときの御返事も、一緒になって研究しようということでございましたので、大変期待を持っているところでございます。これは、単に私どもだけではなかなか進まないわけでございますので、また議員各位の御尽力もいただきたいというふうに思っております。

そして、もう西部臨海工業地帯の名古屋港管理組合が管理する用地は残っておりません。そうした中で、港湾を取り巻く自治体として、新たな私どもの地域に対して、ものづくり愛知、そして特に精密機械工業が御要望されているわけでございますけれども、そういったような地域として御活用いただきたいと思っているところでございます。御承知のように、川崎重工も初めての飛行機のフライトがこの9月か10月に実施されます。いよいよ本格的な工

場生産が軌道に乗ってくるわけでございますけれども、そうした意味における西部臨海工業地帯における精密、あるいは航空機産業ということに対して、そんな位置づけをしていただければ私どもとしては非常にありがたいというふうに思っております。何とか、すぐにはできませんけれども、努力をしていきたいというところでございます。

大村知事との話の内容につきましては、あと道路計画でございます。

名古屋第3環状線、この問題につきまして御要望いたしました。名古屋第3環状につきましては、鍋田地区において5月供用開始が一部のところでできました。そして、境地区における測量についてお願いをしてきたわけでございます。南の方から今進めているわけですが、何とかこれも23号線まで名古屋第3環状線を北進させたいと思っているところでございます。これは、現在進められております鍋田ふ頭の第3バースの整備計画が、岸壁のところがかしがつ最後になります。おかげさまで立派なバースができると確信をしております。新たな荷物の動きが出てくるというふうに思っております。その背後地の道路の整備も今一緒になって進行していただいているところでございますけれども、この道路計画があと4年残っております。その鍋田ふ頭の第3バースの背後の道路と名古屋第3環状線を結ぶことにおいて、より経済的な効果が生まれる道路になろうということでございますので、そのこともお願いをし、説明をしてきたところでございます。これについてもさまざまな人たちの御協力をいただきながら、早期に完成できるよう努力をしまいたいと思っております。

今議員がおっしゃいます区画整理事業であるとか、あるいは名古屋第3環状の北進、今1号線から平島のところまで入っておりますけれども、この南進についての道路計画を急がなきゃならないというふうにも御要望としてあろうかと思っておりますけれども、これも同じような形でしっかりとした路線を見ていただきましたので、今後の計画の中で取り組ませていただきたいと思っております。

区画整理事業につきましては、後ほどまた御質問があるということでございますので省かせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 大村知事に今のそれぞれの話をされたわけですが、進行してあるもの、例えば西部臨海工業地帯、中央幹線、こういうものはそれほど今力を入れなくても、県がしっかりとやっておってくれると思いますので、これはもう間違いなく進みます。

問題は、私が言っておるように、弥富のまちを大きく変えるものは何であるかということです。これは二つです。155号線の南進です。鍋田地区が整備されても、この155号幹線、要するに前ヶ須地区から名四国道までの幹線道路を整備しなければ弥富は変わらないんです。そのためには、私が前から申し上げておるように、前ヶ須の東勘助、ここをしっかりと整備することが大事だと。しかし、この前申し上げたように、区長さんに話をしたけれども難し

いということで終わったと。簡単に言うとそういうことで、進まなかったがためにもう土地はどんどんどんどん売れちゃった。

一遍私はこの点について市長にしっかりと尋ねたいと思っておりますのは、市街化区域、市街化調整区域の設定というのは国の方針でありまして、当時の弥富町が昭和45年に決定をしております。私、その後の46年に町長に就任しまして、県の指導のもとに広域的な都市計画街路網の協議に入りまして、現在の都市計画街路網が決定されているのであります。市街化区域の整備、街路網の整備は、当然弥富市の責任において実行・実現するものでありまして、これは絶対に弥富がやらなきゃいかん問題なんです。ただ、その中で155号線は2級国道として国が認定をしてくれたから、これは県が代行してやってくれと、こういうことであるわけなんです。あとの街路網は、弥富市が責任を持って全部整備せないかんです。

それで、この一番おくれておる155号線の南進問題にどう取り組むか、この姿勢が市長のやる気があるかないかということで私が問うていることであります。前から言っております。まず、こうした市街化区域、市街化調整区域の設定を受けて、東名阪国道とあわせて昭和47年、五明と海老江地区を区画整理事業をやることによって東名阪国道の用地買収をやるということで取りかかって、あそこの区画整理事業ができたわけです。その後、すぐに続いて48年に平島地区の区画整理事業の計画に入った。残されておるのは、簡単に言うと前ヶ須地区、特に東勘助地区であります。ですから、これを完成させなきゃ、区画整理事業を促進しとって幾ら計画書に書いても、絵にかいたもちにすぎないということ。このことを市長に自覚をしてもらいたいと思うのであります。

特にこの地区のことについて申し上げますと、昭和の初めの前ヶ須地区、鯛浦地区等が耕地整理というのをやっております。前ヶ須地区も行われたんですけども、東勘助地区はこのときの耕地整理が地主さんの関係であまり進まなかった。ですから道路網もふぞろい。見ていただければわかります。当然道路は不備です。だから、この地区こそ住環境の整備をすることはこの行政の責任であります。だから、私が一石三鳥として、以前にしっかりやりましょうよとって提案したけれどもやらなかった。いまだに進んでいない。そのために、どんどんともう地主さんたちはあきらめて土地を売り始めた。この計画を怠ったがために、今、乱開発が進んでおります。一遍あの地区を、市長、きちっと歩いて見てきてください。迷路ばかり。住宅地区としては全くふぞろいですよ。しかも、ここには幹線道路の155線の用地計画があるだけ。あとの道路網の計画が全く立っていない。平成元年にこれを立ててやろうということで、航空写真は撮ってあるはずなんです。ですから、やろうとしたけれども、平成3年に私が失脚をいたしましたから、その後、ほうりっ放しにされておるとというのが実情なんです。

市街化区域の整備が進まないと、今後、市街化区域の拡張は不可能であります。市街化区

域の整備をしっかりとやることから、次の市街化調整区域の用途利用ということも進んでくるわけですが、今、市街化区域に隣接しておるところの市街化区域への用途変更も非常に難しい、そういう状況であります。ですから、大村知事提唱の開発に期待している人は非常に多いわけであります。しかし、前ヶ須の東勘助地区の現状を見て、これが進まなければなかなか市街化区域の拡張はできません。この東勘助地区の現状を見て市長はどのように責任を感じておられるか、また次の機会に聞きたいと思っております。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 佐藤議員から、市街化区域、前ヶ須地区における区画整理事業についての御提言でございますので、私の見解を申し上げます。

先ほどの話の中にもありましたように、昭和45年11月に前ヶ須地区、平島地区は区画整理事業等を前提とした市街化区域に指定されたわけでございます。そして、昭和48年1月には都市計画決定がされ、名古屋第3環状線を初め都市計画道路が決定をされたわけでございます。御承知のように、今まで進められた市内の区画整理事業は、五明であるとか、川平であるとか、平島第1、平島東、平島中のそれぞれの土地区画整理事業があるわけでございますが、これらの地区におきましては、区画整理事業を進める上において、地権者の御理解をいただき、役員の皆様の大変なお骨折りがあったからこそ事業ができたというふうに思っております。しかしながら、私が聞き及ぶところにおきましては、前ヶ須地区におきましては、残念ながら区画整理事業を進めるための地権者の合意が得られなかった、調わなかったというふうに聞いております。先ほども佐藤議員は、その当時、町長でございますので、十分御理解、御認識をいただいているところではないかなあというふうに思っております。その後、このような形でマスタープランまでつくられているわけでございますけれども、事が至っていない。これは、とにかくにも地権者の合意が得られなかった、あるいは役員の皆様の一定数の確保ができなかった。だから、その当時、前ヶ須よりも平島地区を選択されていたといういきさつでございます。御認識をいただきたいと思います。

その後、一定期間の空白があったわけでございますが、平成20年、私が担当させていただきまして、その当時の区長さん方と協議をさせていただきました。そのときに出たのは、公共の用地としての道路であるとか水路等の用地が少ないため、減歩の割合が非常に大きくなる。計算上では約50%になるという形で、地権者もなかなか同意は得られないだろうと。あるいは、事業費を捻出するために設定する保留地の割合についても、地価の下落等によって一層多くの設定をしていかなきゃならないということがございます。そして、先ほど佐藤議員もおっしゃったように、近年この地区におきましては、都市計画法に基づく開発行為として宅地開発が進められてきたわけでございます。このことは、とにかくにも土地所有者、地権者が面整備よりも土地を処分するという形での判断をされているというふうに理解をす

るところでございます。したがって、現在のように住宅が立ち並び、未利用地が点在する現況では、土地所有者の同意を得ることはなかなか厳しい。そのような状況の中で土地区画整理事業をすることについては、現状では無理であると判断をしているところでございます。

しかし、市としてはこのままほっていくわけにもまいりませんので、この状況を注視し、先日私もその地域をしっかりと見させていただきました。これからは、地域に配慮した低・未利用地の宅地化に向け、公共下水あるいは道路の改良等を進め、前ヶ須地区の基盤整備に努めたいというふうに考えておるところでございます。現状ではなかなか区画整理事業を進めることは難しいということを再度申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 時間がないのであとのやつがやれませんが、これは大事な問題だから言っておきます。

それでは、区画整理事業をやるといって、簡単に同意がとれるようなところがあったかどうか。平島だって、同意がとれたところは部分的に同意がとれただけであって、もう40年かかっておるんですよ。前ヶ須でも、例えば50%の減歩といっても、今みんな売っておるんですよ。全部市が買えばいいんですよ。道路用地、155号線用地、こういうことで買えばやれるんですよ。みんな手放しておるんですから。そのところが、結局取り組み方の甘さなんですよ。同意がとれませんからやりませんと、そんなことは理由になりません。はっきり言っておきます。同意をとるためにどのような知恵を絞るか、これが腕の見せどころだということです。いいですか。私ははっきりと申し上げておきます。これからどうように考えていか、ある程度現状を見て考えるということだから、私も参加して、きちっとこの現状を打開していきたいと思っております。

それから、155号線の問題についても、大村知事とどこまで話をされたか知りませんが、私も、私がこの前申し上げましたように、用地交渉等は弥富市が責任を持ってやりますと、このくらいの発言をしなきゃ県なんかやってくれませんよ。そこが問題なんです。どうぞやってくださいと、そんなことでできる問題ではないんです。だから、私がいつも言っておるように、市長が先頭に立って汗をかくことをやらなきゃよくならないということです。このことをはっきり申し上げておきます。

続いて、私いろいろな問題を提案したいと思っておったわけですが、最後に二つだけ現在の教育環境の問題。

一番今弥富がやらなきゃいかんことは何であるかということ。これは、義務教育施設の設置者、管理者として、市長は、これはもう前から私が言っておりますが、学校の適正配置を真剣に考えないと学力の向上は望めません。また、青少年健全育成協議会の会長として、学

校教育、社会教育等をあわせて現状を市長がどのように認識しておられるかということが非常に大事な問題なんです。時間がないので、市長の答弁を聞いておると私が質問することができなくなるので、簡単に私から言っておきますから、よく考えて今後やってもらいたいと思います。

〔発言する者あり〕

- 6 番（佐藤 博君） じゃあ答弁してもらいましょう。

今の弥富の中学校の生徒たちの学力をどのように認識しておられるか、答弁をお願いします。教育長、あんたには私がしょっちゅう話をしておる。市長。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 何か私が答弁すると嫌われるわけでございますけれども、学校教育の適正配置の問題につきましては、現在進めております（仮称）第 2 桜小学校の問題をクリアすることがまず大事だろうと思っております。桜小学校における環境整備でございます。そういった中での過密・過疎というのは、弥富市が抱えている大きな問題になっておるわけでございますので、これも教育委員会、あるいは御父兄の方、学校当局で力を出し合っていたいて、協議をさせていただこうというふうに思っております。

中学生の教育の問題につきましては、現状これを一番正しく理解しているのは教育委員会というふうに思っておりますけれども、私は今、校長先生等から時々そういった学校の内容についてお聞きするわけでございますけれども、おおむねしっかりやれているというふうに思っております。しかしながら、学力という問題については、一人一人の比較の中にはそれぞれの科目において格差が出てくるだろうということも思っております。強いものはどんどん伸ばしていただければいいわけでございますけれども、平均的に弱いというような科目につきましては、教育委員会ともどもその辺の方向の修正を考えながら、教育の場を盛り上げていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。
- 6 番（佐藤 博君） 教育長、もしあなたがデータを持っておるなら答弁してください。
- 議長（伊藤正信君） 教育長。
- 教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

通告外だもんですからちょっとデータがございませんが、私の記憶でいきますと、弥富中学校、北中、十四山中学校すべて全国レベルよりやや上回っていると思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。
- 6 番（佐藤 博君） 全国レベルをどこに押さえておるのかわかりませんが、愛知県下でいくと、そんな標準より高いことは絶対はない。これが現状なんです。だから、そのく

らの認識は持ってやってもらわないかんと思っておる。

それと、私が今申し上げたいのは、特に教育というのは、市長、文部科学大臣に任せておくんじゃなくて、総理大臣が先頭に立つというのが教育の原点なんです。だから、教育委員会に任せておくということじゃなくて、市長が教育の先頭に立たないかんと思っておるんです。そのことをまず最初に申し上げておきます。私が非常に残念だと思っておるのは、青少年健全育成協議会の会長でありますのは市長なんです。だから、学校教育ばかりでなくて、社会教育から何から全体を見てどうあるべきかと。私は、はっきり言ってマンネリ化してると。これができたときは、確かによそにはなかったから非常に斬新的だった。しかし、だんだんだんだんマンネリ化してきて、今では大したものではない。方針とか活動もあまりしっかりしていないんです。ですから、一遍この点を見直してもらいたいということを最初に申し上げておきます。名前だけの会長じゃなくて、もっと真剣に、市長、考えてくださいよ。

私は、この前うちに、幾つかの問題を感じました。例えば、この前、厚生文教委員会で中学校を訪問しました。そのときにでも感じたことは、小規模学校、要するに平成14年に義務教育施設の適正配置は決まっておるんです、12から18と。ところが、今の十四山の中学校等はその適正配置の中に入っていない。弥富の場合には、小学校4校、中学校1校は適正配置に届いていないんです。それなりにやっておられるわけですがけれども、十四山の中学校なんて専門の教科担任の先生がないんですよ。十四山の中学校といったら伝統的に美術の進んだ学校だったんだけど、今は美術の先生がないんですよ。だから私は、適正配置なり、あるいは特区をつくって小中一貫教育、これはもう飛島が始めました。そういうことを真剣に考えるときだということも私は教育長には何回も申し上げてきておりますので、しっかりとひとつ考えてください。

それから、あんまりこんなところで言うことではない、教育長には何回も話しておるんだけど、生徒は生徒らしく、教師は教師らしく、保護者は保護者らしくやっぱりあるべきなんです。最近私が聞いたところによると、ある中学校で始業式でも短パンとTシャツなんですよ。これは、私がもう2ヵ月ぐらい前に、少なくとも子供たちにきちっとした服装をしてこいということで、親は洗濯をして、きちっとYシャツを着せておる。ズボンもきちっとはかせておる。そういう中で、先生みずからが先生らしい服装をせないかんじゃないかと、これは教育長に言いました。そうしたら、教育長は校長会で話をして、そうだなあと言われたということなんだが、9月1日の始業式の日にはTシャツと短パンの先生がいたということも事実なんだから、一遍調査してみてください。これでは生徒たちに及ぼす影響は大きいんですよ。だから、私はこの前、教育委員の選任のときでも、先生の指導ができるような教育委員さんを選ばないかんということを申し上げたかったのはそういうことなんです。そういうことで、この教育の問題はまた今度の文教厚生委員会のところで私はやりますから、よく調査

をしてください。

それから最後に、土地改良団体の排水費20%減額。これは市長がきょうも言っておられたわけですが、排水費用は1反大体1,200円ですから、20%減額というと240円減額するということになるかと確認していいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 青木農政課長。

○農政課長（青木和巳君） 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

排水賦課金の20%の減額でございます。それぞれの土地改良区によって排水賦課金の金額が違ってまいりますので、一律幾らというわけではございません。ちなみに、弥富土地改良区につきましては、孫宝排水土地改良区の賦課金になっておりますので300円の減になります。同じく弥富土地改良区の市江地区につきましても、孫宝排水土地改良区でございますので300円の減になっております。また、鍋田土地改良区につきましては360円の減になっております。また、十四山土地改良区の六箇、神場地区につきましては300円の減になっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員、時間が迫っていますので、要約して質問をお願いいたします。

○6番（佐藤 博君） 最後ですから申し上げますが、問題は、排水は私が前から言っておるように、市でみんなやるべきだと、農家だけの負担ではないんだと言っていますけれども、結局、土地改良団体の人件費がかかるがために、これは非常に問題なんです。今やらなきゃならんのが、本来からいったら用水費用。海部土地改良区に2,400円という経費を出しておるわけです。これを削減せん限りいかなのということと、それからもう一つは、土地改良団体がそれぞれ3団体あるわけですが、この団体が現状のままでは人件費でほとんどだめなるということなんだ。この根本的な組織改革ということから取り組まなきゃ、農家の経常経費の負担は減らないんです。そのことを頭に入れて、240円なり、それぞれ全部申し上げると切りがありませんが、それぞれ減ったことはいいが、これだけで満足しておってもらようなことではいかなということ、もっと根本的な対策を考えることが必要であるということを申し上げて、また次の機会にいろいろと議論をしていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（伊藤正信君） では、ただいまから暫時休憩をいたします。16時15分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時10分 休憩

午後4時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に山本芳照議員、お願いします。

- 9番（山本芳照君） 9番 山本芳照です。

通告に従い、大きく分けて3件の質問をさせていただきます。

初めに、防災計画の見直しについて伺いたいします。きょう午前中、小坂井議員の方からも防災計画の見直しについて御質問がありましたけど、なるべく重複を避けながらお聞きしたいと思っています。

3月11日に発生いたしました東日本大震災から約6ヵ月が経過しようとしています。この大震災を受けて、我が弥富市も防災計画の見直しが進められていると伺っています。

おととい、9月4日に、私どもが住んでいます白鳥学区でも、あの暴風雨の中、防災訓練が行われまして、約200名以上の方が参加をしてくれました。8時半から開会式ということで、私は車で現地へ出かけましたけど、地区の皆さんはそれぞれ集合場所に集まって、例えば佐古木地区の方でいいますと、約20分から30分かけてあの暴風雨の中、歩いて白鳥コミュニティセンターに集合ということで、ある意味では本当の暴風雨の中で避難訓練ということで、実際に自分たちが、いざ台風が来たとき、ああいった状況の中で本当に避難しなきゃいけない方は、緊急に暴風雨の中、自分の足で避難場所に避難しなきゃならないという状況が絶対に生まれるだろうというふうに思っています。そういう意味では、雨の中、大変でしたけど、いい体験もできたんじゃないかなというふうに思っています。地区によっては、暴風雨ということで中止になった地区もあったというふうに聞いていますけど、そういったことで当日は放水訓練、初期消火、それからAEDの扱い方、あと炊き出し等々がそれぞれ体育館等々の中で訓練されたわけでありまして、そういったことで住民の本当に多くの皆さんが参加をしていただきまして、防災に対する意識をまた新たにされたことじゃないかなあというふうに思っています。

そんな経過も受けながら、聞くところによりますと、弥富市も今回の震災の影響を受けて防災計画の見直しを図っているというふうに伺っていますので、どんな点が大きく見直しを図られているのか、お答えをお願いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） 防災計画の見直しの件でございます。お答えいたします。

現在ですが、午前中にもお答えいたしましたけれども、まだ県等の新しい被害想定というものが出ておりません。被害想定が適切なものでないことに対してそういった計画を見直すというのは、非常に危険もあるといったこともございます。現在行っているのは、まず津波等が起こった場合どこに逃げるかといったものの確保というのを、今、主に考えております。これにつきましては、民間も含めた形の中、一時避難所、緊急避難所でございますけど、

そういったものの確保といったものに現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、津波対策等々ということであります。

先日も中日新聞、また広報「やとみ」に、災害発生の際など住民の一時避難場所として、鍋田ふ頭にある民間事業所のビルを提供してもらう協定が結ばれたと新聞報道がなされておりましたが、今日現在、この民間企業の一時避難場所になった数は何社ぐらいあるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 震災以降ということでございますと、先ほど議員が言われましたNUCTのみでございます。それ以前、これは災害協定がございましたパディーとか佐古木のYストア、そういったところが民間では御協力願えるといった部分になっております。現在、民間ではございませんけれども、孫宝の排水機場の4階部分でございますけど、そちらの方がおおむね使わせていただけると協定が成立しているところでございます。また、八穂クリーンセンター、それから日光川下流浄化センター、愛厚弥富の里、こういったところと現在協議を進めておりまして、一定のめどは立っているという状況でございます。

○9番（山本芳照君） 数は何社ですか。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 現在協定を結んでいるのは3社でございます。それ以外に、見込みも含めまして今4カ所ぐらい当たっております。また、1カ所まだちょっとお話を一度しただけで、あまり固まっていなくてございますけれども、順次そういった調整を進めているというところでございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今も、民間企業のそれぞれ事業所3社と提携を結んでいるというお話でありました。

これに伴って、先ほど市長からお話がありました、民間の3階建て以上のマンション、これらも一時避難場所として提供されたいというお願いをしていると思いますが、こういったマンション等は幾つぐらいの数のところが使ってもいいですよという関係になっているのか、数を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階ではまだ確実な協定を結んだところはありません。

8月30日でございますけれども、マンションに限らず、昭和56年以降の新耐震基準の建物で、3階以上のもので、鉄骨とか鉄筋コンクリート造といった建物の所有者につきまして、説明会を行わせていただきました。その中で、当日は14施設の方に来ていただきました。現段階

で、そのうちの五つの施設につきましては、おおむね使わせていただけるのではないかと考えたことを考えております。ただ、現実的に行う場合につきましては、例えば3階、4階部分がありましても、そのビルの1階、2階の方が避難するといったことも考えられます。それで、非常に収容人数等については難しい問題もあるかと思えます。そういったことにつきましては、今後、順次調整しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、民間マンションについては5カ所ぐらい了解を得ているよというお話であります。

それからもう一件、先日市民の方からこんな質問を受けました。十四山地区に建設されています県立海翔高校が耐震補強が施されていないというふうに聞いているけど、校舎は大丈夫かと、こんな質問を受けましたけど、弥富市の避難所にも指定されていますが、どんな状況になっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 生徒さんのいらっしゃる校舎部分でございますけど、こちらの方は耐震補強は済んでいるというふうに伺っております。ただ、職員室等につきましては、若干まだ補修の済んでいない場所もあるといったことは伺っております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうすると、避難所として使うことは可能であるということですね。はい、わかりました。

それから、ハザードマップの関係でありますけど、ことしの秋にはそれぞれ全戸配布があるということで、今準備がされているというふうに伺っています。私は、今回、民間企業の避難場所に指定された工場と、またマンションと、それぞれいろんな条件があって、それぞれ制約もあろうかと思えます。このハザードマップが配布される時期にあわせて、私は、各小学校区で一度市から出前講座でも結構でありますけど派遣していただいて、住民の皆さんに集まっていいただいて、今回新たにつくったハザードマップはこういうものですよ、ここに避難所としてこうなっていますよ、ここには民間のマンションがありますよ、ここには民間の企業がありますよ、お話はついていきますと。それぞれ企業、マンションはいろいろ条件があろうかと思えます。先ほど課長からお話がありましたように、マンションでも1階、2階の人が自分たちのマンションに避難するよ、当然企業でも仕事であれば企業の方も避難するよと、こんないろんな条件もあろうかと思えますので、そんなことも含めながらこのハザードマップの見方、それから避難所として自分の地域にどういうところがあるのか、きちっと自分の足で一遍調べてくださいよと、こんなことも含めながら、一度私は住民の防災意識向上のために、そんな意見交換会の場を設けた方がいいんじゃないかなあというふうに思っ

ていますけど、市はどんな考え方を持っていますか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど言いました協定を結ばせていただいた施設につきましては、御本人の方の事情もございます。載せたくないという方もあるかも知れませんので、同意をいただいた方につきましては、新しいハザードマップには載せさせていただきたいといったことをお願いしております。

それから、説明会という形でとらえさせていただきますけれども、新しい防災マップの説明会につきましては、やはり配布するだけではなかなか理解していただけないことは承知しております。ただ、市民の皆様からどの程度その御希望があるかということもあると思います。ですから、区長会等を通してそういった御希望があれば、防災マップの説明会といったような形で対応させていただきたいと思います。また、もう少し小さい団体の中で説明をといるお話がいただけましたら、先ほど議員申されました出前講座、こういったもので出かけることは防災安全課としてはさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ地域住民の方、それからそれぞれ防災組織ができていいる地区もありますので、そういった場の方、機関の方を通じてきちっと意識高揚に向けて取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

先ほど安井議員からもお話がありましたけど、コミュニティバスの運行についてお伺いをいたします。

昨年の6月から、市民生活の利便性向上のためにコミュニティバスの運行事業が始まりました。22年度の実績を見ますと、1日平均利用者は約172人ということであります。平成23年度8月末までの約5ヵ月間のこのコミュニティバスの1日の平均利用者数は何人ぐらいなのか、把握していましてらお答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） データ的には4月から7月までという形で把握しておりますので、それで御了承願いたいと思います。また、通告の方で1便当たりのという形でこちらは理解させていただきましたので、各ルートの1便当たりの乗車人数という形で御説明させていただきますかと思ひます。

まず南部ルートでございますが、1便当たり8.0人の御利用でございます。北部ルートにつきましては3.1人、東部ルートにつきましては2.4人ということで、先ほど言われました170人程度が1日、平日と土・日とはかなり差がございますけれども、平均的に百七、八十人という御利用はいただいているかと思ひております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） 今、1日の乗車数がこういった数ということで、市は当初、大体どのくらいの方が利用していただけるのかなあという一定程度の目標があったかと思いますが、多分目標に達していないだろうなというふうに思っていますので、ぜひ多くの皆さんに御利用いただけるように努力をしていただきたいと思います。

現在、中型バス2台、それからマイクロバス3台で5系統を毎日運行しているわけですが、先ほど安井議員の方から質問の中でバスの変更というお話がありましたけど、これはできないよと、こんなお話もありましたけど、確かに5年契約というふうでやってみえるかと思いますが、中型バス、マイクロバスからいきますと燃費の関係がかなりの差が私が出るような気がしますけど、中型バスを1年間使うのと、それからマイクロバスを1年間使うのは燃費がどのくらいの差があるのか。中型バスは、課長の方から多いときで30人ぐらいの利用者がありましたよというお話がありましたけど、マイクロバスに立ったお客さんも含めて30人は乗れないのか。もし最高の30人ぐらいでしたらマイクロバスでも乗れるよということであれば、私はやっぱり中型バスを廃止して、すべてマイクロバス、もしくはいわゆるタクシー会社が使っていますワゴン車の、普通車で8人まで乗れますかね。運転手を入れて9人かな。そういうものに変更してもいいんじゃないかなという気がいたしますけど、市はどんな考え方を持っているのか、お答えください。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 燃費の関係でございます。年間に幾ら燃料費がかかるかという計算はちょっとしておりません。申しわけございません。積算の基本になるものでございますと、中型バスですとリッター3.5キロの走行で計算をしております。マイクロバスですとリッター5キロといったもので積算しておるようでございます。

それから、マイクロバス等に乗せたらどうかという話でございます。マイクロバスを南部ルートに走らせるという御提案かと私は思いますけれども、そういった場合ですと、現在特例的に北部・東部ルートにつきましてはバリアフリー化されていないバスを走らせていただいております。これが、南部ルートですとバリアフリーのバスを走らせなきゃいけないといったことがございます。現在使っておりますローザという機種でございますけど、こちらのバスで車いすスペースをつくる、それから現在行っています料金箱等、そういった設置を行いますと乗車定員が約15名程度になるんじゃないかという見込みでございます。30名までというお話でございますけれども、現在、午前中もお話ししましたが、木曽岬等ですと積み残しがあって、その後を役場の車がついて行って、その分をまた乗せて走っているというようなこともあるようです、場合によっては。ですから、そういったことも考えますと、現在15人程度という乗車を考えますと、現在の中型バスを、午前中も申し上げたように経費的な、5年間というリース契約等もございます。そういったことも考えますと、少なくともこの3

年間、４年間につきましては、現在の形態で走らせた方が非常に合理的ではないかなと思っております。

それからもう一つ、タクシー等という話であります。これはデマンド方式という形になるかと思います。予約をとっていただいて、その中で走っていく。これにつきましては、現在運行しています三重交通ではできませんので、タクシー会社の方にこういった形の要請をするという形になってまいります。デマンド方式は、飛島等も海南病院行きのものについては使っております。そういったこともこれから研究してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○９番（山本芳照君） 中型バスの実態は、私も時たま見ますけど、ほとんどお客さんが乗っていないというような状況でありますし、夜10時ごろ楠地区の方をバスが走っています、川崎重工の方へ向かって。もうほとんどバスは乗っていないというふうな状況でありますので、やはり時間帯等も含めながら、すべて中型バスじゃなしに、燃費の関係で3.6キロと5キロという差があるかもわかりませんが、やはりちりも積もれば山となりますので、少しでも経費削減のためにこういった努力を、市としてやらなきゃいけないことはきちっとやった方がいいだろうというふうに私も思いますので、確かに契約年数が5年間ということもあろうかと思いますが、総合的に計算した場合、いろんなことを含めて、ここで中断して中型バスをなくして、すべてマイクロバス、もしくはマイクロバスより小さい車を使った場合ということも含めてきちっと計算して、その中で市民が喜ぶ利便性の高い公共バスに見直しをする必要があるんじゃないかなあと考えています。

先日も、このコミュニティバスに関するアンケート実施が、8月末締め切りで、約2,000名の方を対象に実施がされております。このうち本当にバスを利用している方が何人ぐらいこのアンケートに参加しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） バスの利用者かどうかということを区別して出しておりませんので、何%という形は非常に言いにくい形になります。ただ、例年の例ですと、約7%の方が回答の中でバスを利用しているといったお答えをいただいております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○９番（山本芳照君） せっかくこういったことをアンケートを実施する以上は、私は50%ぐらいの方が、例えばバスの運転手がお客さんに対して渡せば事は済むことだし、書き終わったら役所に持ってきてもらってもいいし、直接もう一遍運転手さんに渡しておいてもいいよという方法を私はとれると思うんですわ。そんなに多くの乗車のお客さんがいるわけじゃないんですから。やっぱり利用する人の声をたくさん聞いた方がいいと思います。こんなことを言っては悪いですけど、各種団体の皆さん等々も渡っているように伺っておりますけど、

乗らない人に聞いたって、自分の頭の中で考えて、多分「だろう、だろう」でアンケートを書いているんじゃないかなあと。疑っては申しわけないですけど、そんな気がいたしますので、やはり弱者と言われる方が基本的には公共バスをたくさん利用しているような気がいたしますので、ぜひ半分以上は利用者の方がアンケートを書いていただくような、これからまだまだアンケート調査は実施されるだろうというふうに思っていますので、やはりお客さんを中心にアンケートをとった方がより中身の濃い結果が得られるんじゃないかなあと考えていますけど、市の考え方をお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） バスを利用されたことがない方が、実際に使っていないのにアンケートは書けませんよという、アンケートをお出しした方からのお話はいただいております。前年につきましては、今言った50%というのは非常に難しい話ですけれども、バスに乗られた方に対してのアンケート調査といったこともさせていただいた例がございます。ただ、利用されている方だけのアンケートをとるということは、これ以上の乗車の方がふえるということは考えにくくなってしまいます。いかにすれば乗っていただけるかということも検討するのが重要なことだと思います。現在の乗車数が悪いというお話であるならば、今のものをいかに合理的なバスの運行にするかというのも一つありますし、もう一つとしては、いかに乗っていただけない方を、例えばバスを利用した方がはるかに便利だと思われる方でも使っていただけない、そういった方々がどのようなお考えを持っていられるかといったことも調査するのが非常に大切なことだと思っておりますので、乗車されてみえる方されてみえない方を特に区別せずに、一部につきましてはそういったものも考えながらになりますけれども、調査の方を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 先ほど聞きました、バス乗車の方の数が約7%ぐらいというお話でありましたので、なるべくなら私は3分の1、半分ぐらいは利用者の声を聞いた方がよりベターじゃないかなあと、生の声が聞けるような気がいたしましたのでお話をさせていただきました。これからも検討会議は3ヵ月か4ヵ月に1回開かれておりますので、ぜひその中でいろんな意見を反映させていただいて、利用しやすい、利便性の高い公共バスに変えていくよう努力をされたいというふうに思います。

では、次に最後の質問でありますけど、保育料の見直しについてお伺いをいたします。

先日、全員協議会の席上、市側より県内の自治体保育料一覧表が配付されました。この表を見ますと、現在の弥富市の保育料は高いのか安いのか、一目瞭然でよくわかります。平成15年の三位一体財政改革において、国の保育所の財政補助、財政政策の変更によりまして、当時弥富町の補助の約1億8,000万円が、町として一般財源の繰り入れによって対応するこ

とになり、平成16年度において、町の保育所1ヵ所1億円必要と言われ、北部、二葉の保育所が廃止になった経過があります。当時、当面の保育所の財源について、保育所の統廃合によって、町として保育の現状維持、将来に向けての保育対策が一定程度確保されてきました。

以来7年の経過、市は来年度の保育の財源、市全体の財政について、副市長の方から、平成33年の10年間の財源を考慮すると、保育料の見直しは避けて通れないのでというような説明がありました。平成15年から、保育のあり方について国は幼保一体化が一定の方向性として示され、先日も読売新聞に大きく報道されておりました。多くの自治体でこれから幼保一体化に向けて取り組みが進められるだろうというふうに思っています。私は、市として、保育は一般財源、また教育についての財源と学校の改革は、今後なお一層求められていくというふうに思っています。

そこで、市にお尋ねをいたします。保育、教育の改革として、まず幼保の施設等どのようにこれから考えていく方向を持っているのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問に対して答弁させていただきます。

国は、すべての子供の健やかな育ちと、結婚、出産、子育ての希望がかなう社会を実現するために、幼保一体化を進めているところでございます。御承知のとおりと思います。そうした中で認定こども園として先進的に取り組んでいるところも若干ありますが、そうしたものを眺めてみますと、多額の財源を伴うことですので、まだまだ具体的な部分については検討中というところで国の方も進めております。そうした状況で幾つか検討のところがありますが、国は、平成25年度に新たにこども園（仮称）制度を創設するとしております。こども園は、いわゆる幼稚園の教育と保育の両方の機能を保障する施設です。しかしながら、幼保一体化に対して、全国組織の幼稚園関係の団体、あるいは保育園関係の団体から、移行については施策の整備などが伴うということがあり、反発の声も実際多く出ているのが現状でございます。国では、補助金制度や、あるいは幼稚園型の認定こども園についての保育所機能の部分について、あるいは保育所型の認定こども園の幼稚園機能の部分について、基準を満たせば財政措置を講ずることも検討されていますが、具体的なことはまだ示されている状況ではございません。

また、一定期間、一応10年ということにしておりますが、平成25年から取りかかるとなれば、そこから10年先の間に幼稚園及び保育所として存続しながら移行していくという考え方で計画を立てておりますし、見てみますと案としては五つぐらいのパターンを想定していて、そのまま最後まで幼稚園が存続できるとか保育園が存続できる案があったりということで、まだそのあたりも絞り込まれていない状況でございます。

そうした状況に沿いながら少し弥富市の場合を考えてみますと、具体的に幼保一体化が進

んだ場合なんです、本市の保育所はいわゆる保育所型の認定こども園に移行していく形になるだろうと思います。そうした場合、3歳以上児については、現行の幼稚園のように、希望する児童については、今まででは措置と私的というのがあったんですけど、そういうことがもうなくなって、全員を受け入れる形になります。それで、3歳未満児につきましては、保育園と同じような形で対応するもので、保育を必要とする方の子供さんを受け入れる形で対応していくことになります。そうした場合、今よりも人数的にふえるのかどうかということころは微妙なところでもありますし、その周りの幼稚園のところの対応との多分絡みも出てきます。幼稚園のところは保育所機能を持とうと思うと、給食室をつくるとか、夏休みが今までほどとれなくなってきたりするもので、そうした中で利用される方のいろんな選択も動いてくるとはと思いますが、今ある弥富市の保育所ですと、移行になった場合でも基本的には対応できる施設であると考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろいろ新聞報道を見ていると、今課長が言われたように、それぞれ中身の濃い教育ができるよと。英語教育があったり、体操教育があったり、小さいときからやっていくよと。時間も延長されて、保護者の方からは大変喜ばれているよと。その関係で、今まで70人だった園児が今は191人になったということこども園もあるというふうに報道されていますので、将来的にこういう方向に、少子化の一環対策としてこれから生まれていくだろうと思いますので、料金見直しについて、こういったことも含めながらこれからきちっと考えていかないと、ただ単に料金を見直すよというだけじゃなしに、その背景には何があるんだと、何の目的を持って見直しを図るんだということを市民の皆さんにきちっと理解ができるように、この幼保一体保育も含めて、将来的な展望を示しながらきちっと説明する必要があるだろうというふうに思っていますので、ぜひ丁寧に、その辺が誤解を招かないように、見直しについては慎重に取り扱っていただきたいと思います。

次に、この幼保も含めて学校のマンモス化の関係で、桜小学校について、（仮称）第2桜小学校の建設でマンモス化の解消が図られようとしております。先ほど佐藤議員からもお話がありました過疎の関係です。過疎の小・中学校における小中一体化の今後の方針を弥富市が持っていましたら、少しお話を伺いたいなというふうに思います。

○議長（伊藤正信君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

過疎の関係は特に小学校の関係だと思うんですが、今後大きな課題として、第2桜が進みますと、その様子を眺めながら、将来的には教育委員会の方で真剣に検討すべき時期が来ると思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） 過疎化もある意味で進んでいますので、保育所も幼保一体化、それから小学校もこれから小中一体化の学校を目指していかないと、いわゆる子供の教育は成り立っていかないだろうなあという気がいたしますので、そんなことも含めて、これからぜひ教育委員会の場の中でも議論をしていただきたいと思います。

また、今回の少子化対策の一環で、保育所の充実をということで弥生保育所の環境整備をしていただきました。弥生保育所より古い白鳥保育所等につきまして、市長が 2 期目に立候補されるときに、ぜひ見直しを図っていききたいと、こんなお話を伺っておりますので、環境整備が保育料の見直しの中に入っているのかどうか私にはわかりませんが、白鳥保育所の環境整備について今どのような考えを持っているのか、市長の方からひとつお答えをお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

その前に、幼保一体化の問題につきましても御質問いただいたわけですが、政府としても、今そういったことに対する「認定こども園」というような名称のもとに詰めていただいているところでございますけれども、相当難しい問題があるのかなあと。やはり保育園は保育園でいいところがたくさんございます。また、幼稚園は幼稚園でいいところもあります。そういった中で子供さんをどのような形で対応させていただくかということについては、大変難しい問題があるなあと考えております。また、財源的にも大変厳しいというような形で、社会保障と税の一体改革という中でその財源が目指された場合においては、この幼保一体化という形における財源と、子供たちの環境整備に対して税を使うということについても議論されているというふうに聞いておるところでございます。

白鳥保育所の整備計画についての御質問でございます。

ことしの春、弥生保育所を整備させていただきまして、開所させていただいたところでございます。多くの保護者の方には大変喜んでいただいているというふうに思っておるところでございます。御承知のように、白鳥保育所は弥生保育所よりも以前に建てられた保育所でございます。かなり老朽化が進んでおりまして、その環境は決してよくないというふうに十分認知しているところでございます。先ほど山本議員の方からもお話がありましたように、私の 2 期目の中でこの白鳥保育所の環境整備については進めたいということを公約として出させていただいております。そうした中で今後のスケジュールでございますけれども、少し早めていきたいという考え方を持っておるところでございます。平成 23 年度におきましては基本構想をつくり上げていきたい。そして、24 年度には隣地の用地の取得と造成工事を行い、並行して実施設計をしていきたいと考えているところでございます。そして、25 年には建設工事を着手し、できましたら 26 年度内に開所していきたいと思っておりますけれども、最悪

でも27年の春には開所できるように、その準備を進めていきたいというふうに思っております。

今の基本的な考え方でございますけれども、やはり弥生保育所と同じような形で、複合的な、多目的な保育所にしていきたいというふうに思っております。鉄筋コンクリートの3階建てを計画していきたいと思います。これは、1階、2階を保育所の園児が使い、3階につきましては、児童館あるいは児童クラブというような形と同時に、東日本大震災の状況の中での避難場所として利用していただけるような形で考えていきたい。そしてまた、屋上についても避難場所として考えていきたいと思っております。白鳥コミが2フロアの2階建てでございますので、あの周辺における一時避難の場所がございません。そうした中でそういうことを計画するのはいいだろうと思っております。いずれにいたしましても、また詳細になりましたら御案内申し上げていきたいというふうに思っております。とにかく白鳥保育所の整備計画を進めるという形できょうは答弁させていただきます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 白鳥保育所も、そういう意味で防災計画の一環としても見直しを図りながら、地域の皆さんが喜ばれる施策を前面に押し出して、保育所の見直しの関係がありますけど、そういったことも含めて、背景にはこういうことがあるよということを明らかにしながら住民の皆さんに御理解いただくことも私は必要じゃないかなあというふうに思っていますので、ぜひ今市長が言われたようなスケジュールで事が運んでいきますように、ぜひ再度市の方も努力いただきまして、我々も努力できることは努力させていただくということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子

平成23年 9 月 7 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
15番 三 浦 義 美
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

12番 三 宮 十五郎

13番 渡 邊 昶

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
教 育 部 長 山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義
財 政 課 長
開 発 部 次 長 兼 服 部 保 巳
商 工 観 光 課 長
教 育 部 次 長 兼 服 部 忠 昭
学 校 教 育 課 長
秘 書 企 画 課 長 山 口 精 宏
税 務 課 長 伊 藤 好 彦
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
環 境 課 長 伊 藤 邦 夫
介 護 高 齢 課 長 兼 松 川 保 博
いこいの里所長

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 村 瀬 美 樹
総 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 渡 辺 安 彦
健 康 推 進 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
監 査 委 員 長 服 部 正 治
事 務 局 長
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸
収 納 課 長 服 部 誠
保 険 年 金 課 長 越 川 博 文
福 祉 課 長 前 野 幸 代
総 合 福 祉 セ ン タ ー 佐 野 隆
所 長

| | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 十四山総合
福祉センター所長 | 伊藤 政 洋 | 児 童 課 長 | 鯖 戸 善 弘 |
| 農 政 課 長 | 青 木 和 巳 | 都市計画課長 | 竹 川 彰 |
| 下 水 道 課 長 | 橋 村 正 則 | 生涯学習課長 | 八 木 春 美 |
| 十四山スポーツ
センター館長 | 花 井 明 弘 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---------|---|---|---------|
| 議会事務局長 | 若 山 孝 司 | 書 | 記 | 横 山 和 久 |
|--------|---------|---|---|---------|

6．議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
|-------|------------|

| | |
|-------|------|
| 日程第 2 | 一般質問 |
|-------|------|

~~~~~。~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~。~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~。~~~~~

#### 日程第2 一般質問

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原議員、お願いします。

- 18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

服部彰文市長は、ことし4月まで、市民税で各団体あるいは自治区の団体に金一封を持っていき、そして料理やお酒の接待を受けていますが、県内では市や町は、もう町長や市長は全部取りやめたということを聞いております。また、市長が料理やお酒の出る場所に出ること自体をもうやめるべきだということも聞いております。自治区、また土地改良区、農業委員会、福寿会、こういうところで、市長というのはどちらかというと、市民の方はちょっとまだ御存じないかもわかりませんが、市長は特別職ですね。特別職というのは24時間体制をすることが特別職なの。だから、職員だと40年、30年勤めて40万とか30万いただくんですけれども、市長の場合は当選したその月からもう80万とか90万をいただくわけだから、これが特別職ということなんだ。そういうものをきちっとしないと。

それから、ことしの場合だと三陸、あるいはおとといの台風12号、こういうので亡くなられた方が多く見える。100名以上だということもきょう出ております。そして、那智勝浦町の町長なんかは、いわゆる災害本部長としてやってあって、自分の妻あるいは子供さんまで亡くすと、そのくらいの町民を守るということでやられておるわけ。特別職というのは、市民の生命・財産を守ることが特別職であります。こういうのを含めてね。

それから、市長が当選されたときは、ここに書いてありますけれども、これは中日新聞、19年2月5日、市民ホールで、市民税を一円も無駄に使わないということを言われておるわけね。それから、各団体とも距離を置くというふうですけれども、それから給料にしても、この間佐藤議員が、先回だったかな、一般質問をやられたときには、給料を今の20%カットする必要はないということと言われておりましたけれども、市民の中ではまだ市長は20%カ

ットしてみえると、まだほとんどの方がそう思ってみえるわけね。だから、そういうのを市長が、私は一円も無駄に使わないと、それからいろんな団体とも距離を置くということは、何度も申し上げて一般質問をさせていただきました。

先回には、名港管理組合の旅行へ行かれて、これについても説明があった。そのときにはファーストクラスに乗っていかれて、名港管理組合とか名港管理組合に参加してみえる市町村長に聞くと、今まで飛行機もエコノミーの方に乗っていったということで、今までないと。村瀬君は、この間そういうことが正しいと言うんだ。私、村瀬君は、ちょっと言うと、個人的ですけども、あなたが言っていることはなかなか信用できんわけなんだ。川瀬輝夫市長のときには、当時は町長でしたけれども、町長のときにオランダへ行ったときには、佐藤議員から尋ねられたときは確実に話してみえたわけ。今回私が言ったときには、ほとんどぶれて話している。

私、名古屋市にも聞きました。名古屋市は、海外研修に行くときは130万というふうになに規定が決まっておるんですね。そして、名古屋市の場合は人口が約240万人ぐらいある。弥富の場合は4万3,000近く。それこそ50倍近いような人数の差があるわけね。そういうのを含めると、市長が言ったことを守らずにおいたり、うそを言う人はアウトローに近いと私は個人的に思う。市長は市民の代表ですから、市民の代表のように言ったことをきちっと守っていただくことが、市民の安心とか安全、あるいは生命・財産を守っていただける服部彰文市長だというふうに思っていますが、この点についてまず質問をさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員の御質問にお答えを申し上げます。

質問の項目が多岐にわたっておりますので、少し答弁がしづらい点がございますけれども、御容赦いただきたいと思います。

最初におっしゃいました、自治会団体のいわゆる総会等における公費を使つての出席ということでございます。その点につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

私の行政運営の基本は、何回も繰り返し繰り返し議会議員の皆様にも訴えさせていただいておりますし、話を聞いていただいているところではございますけれども、いわゆる市民と協働のまちづくりをしっかりと進めていくという状況であります。そういった意味におきまして、自治会の総会であるとか団体の総会、あるいは役員会に出席をさせていただくのは、広く市民の皆様の御意見におけるまちづくりに対する思い、あるいは考え方、それぞれの団体の活動方針、そういったことを私はしっかりと意見として、あるいは要望としてお聞きする機会であろうというふうに思っているところでございます。市民の皆さんが行政とお互いに情報を交換し合う大事な場所であると思っております。今後も自治会あるいは団体から御

案内をいただければ、都合のつく限り出席をさせていただき、そして広く情報交換をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そのところにおける公費の支出でございますけれども、公費の支出につきましては、毎年毎年当初予算の中で、市の交際費として、その年度の当初予算として議会の御承認をいただいております。大原議員も議会の議長を経験されておられるわけでございます。そうした中においては、議長の交際費ということについても予算化がされておるというふうに思っておるところでございます。

また、自治会団体への総会に対する公費の支出でございますけれども、この金額につきましては、社会的儀礼の範囲ということで支出をさせていただいております。しかしながら、議員も先ほどおっしゃったように、この4月1日から私どもとしては行財政改革の一環として、弥富市の慶弔費支出基準というものを大きく見直しをさせていただきました。今後におきましては、市全体を対象とした組織、団体、あるいは各学区単位が主催する総会等に対してのみ支出をさせていただこうというふうに思っておるところであります。また、市の交際費につきましても、大幅に削減をさせていただいたところでございます。

また、大原議員は、先ほどいわゆる災害時等の対応についてというお話をさせていただきました。全くそういったことにつきましては、大原議員と考えを一緒にするところでございます。市民の皆様の安全を確保するということは、私たち行政に携わる者の最大の使命であるというふうに思っております。東日本大震災の教訓等を生かし、これからは市民の安心・安全ということに対して、より一層努めていきたいと思っております。あれ以降、私自身も自己管理ということに自分なりに努め、そういった会合の席へは少し自粛をさせていただいております。そうした中における市民の皆様等の御理解もいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、危機管理体制につきましては、職員一丸となって実施するという体制をとっているわけでございますが、具体的にその危機管理体制における弥富市の対応について総務部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） それでは、大原議員の御質問の災害対策本部についての本市の職員の考え方でございますが、私ども災害時の職員の行動マニュアルというこの冊子を全職員に配っております。その中におきまして、災害への対応につきましては、議員御指摘のとおり、市長が本部長となり指揮をとるものでございます。ただし、市長が不在、出張中もございます。また、市長本人も災害をこうむった場合、これは東日本大震災でもございましたが、そういった場合におきましては、本部長の順位といたしまして、代理として第1順位として副市長、第2順位として教育長、第3順位として私、総務部長ということになって、その都

度３段階において対応するようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） 市長、あなたは市長に平成19年１月21日に当選されましたね。そのときに言われたことは、先ほども言ったように、市民参加で初め３ヵ月か半年ぐらいいろんなところへ行って、料理もないところで市政報告をやられておったわけなんですね。そして、一部の自治会、福寿会、そういう団体について市長は、予算を組んでいただいたからということでされると。市長は、この間議運で宗教と政治とは分離だということを言われましたけれども、ここには供養と書いてあるわけよ。これずうっと全部書いてある。皆さん、見てください。これ仏教、仏さんにお供えするようなことは予算にはついていないはずですね。何だったらみんなコピーがあります。ここに仏教法要者というふうに書いてあります。そこでは市長から金一封をいただきましたというふうで、私もその席にいましたから聞いております。そういう予算を組んであるからと。

この間のときでもそうです。海外でも予算を組んであるからいいんだということで、そうしたら海外へ行ったときのお酒代は市長はどのくらい出されたかなあということを聞かないかんわね。予算の中で全部お酒を飲んでしまったという話なのか、海外へ行けば議員でもそうですけれども、研修に行けばバスの借り上げとか、あるいは鉄道、宿舍の借り上げ、あとの残りの分、宴会とかそういうのについては実費払いになっております。だから、議員がきちっと守っておるのに、市長はもっと守らないかんわね。こういうことが今の予算で認められておるのか、総務部長、あなたに聞きます。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘のお供えとかそういうものにつきまして、ことしの４月１日に改正をさせていただいたところでございますが、お供えにつきましては、今回の交際費につきましても、市全体を対象として組織する団体が主催をする法要、また学区単位の団体が主催する法要につきましては、お供えとして支出基準を設けてございます。ただ、政教分離というお話もございましたが、その考え方としましては、特定の宗教団体や宗教組織を支援するような場合に公金を支出する場合は違法になる可能性がございますが、これらについても、法的にはお供えについては問題がないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し補足をさせていただきますけれども、大原議員がおっしゃる、いわゆる団体等がお寺のところの会場でもって私がお邪魔するときの公費の支出の件をお尋ねでございますけれども、御承知のように、憲法第20条は信教の自由と政教分離が訴えられております。いかなるものも信教の自由というものを侵してはならないということでございます。

す。また、憲法89条には公の財産の支出ということになっております。そういうところに対して公の財産を支出するということはいけませんよということでございます。私がお邪魔しているのは、神社あるいはお寺の祭礼であるとか神事に出席をしているものではございません。そこの中の会場をお借りになった福寿会という団体、あるいはその他の団体がそういう形で主催をされる会場に対して私はお邪魔をしているものでございます。そうした状況における総会費という形でのお祝いの支出については、基本的には問題ないというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長、うそを言っちゃいかんと思うんだ。総会に行って、福寿会総会の中には祈願祭あるいは長寿祈願祭やら、亡くなった方の供養をするということで、そういう通知が出ておるわけなんだ。そうしたら、数珠を持ってきてあなたは拝んでいるがね。数珠を持って拝まなかったら別に私は何ともないと思うんだね。なぜ総会に数珠を持ってくるんですかということ。この辺がちょっと間違っておるんじゃないかなあと思うんだ。総会、例えば土地改良へ数珠を持っていくということはまずないと思うんだ。そういうちょうらかしというか、うそを言っちゃいかん。私は目の前で見ているんですから、これ何回でも。ずうっとこれ平成19年から約4年半ですから、ことしが一番最終ですから、最終は自治区の役員会ということで、4月10日日曜日となっておる。これは間違いのないと思いますけれども、東公民館でありましたけれども、仏故者法要というふうに出ておるわけね。だから、総会に行ったから金一封を持っていったって関係ないと、憲法69条には違反をしていないよというのとはちょっと違うんじゃないかなあと思うけれども、そういう担当は総務部長だから、総務部長がちゃんとやってください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） お答え申し上げます。

御指摘の、仏故者法要で数珠を持って市長がお参りをしておるというようなことにつきましては、政教分離の禁止事項には当たりません。これについては宗教の自由といえますが、そういう拝むことについては、社会通念上、一般的な範疇に入るものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 一般的って、市の皆さん方の税金、いわゆる市の税金というのは公金なんですね。公金を持って行って接待を受けておる。食事をいただいております。お供えというのは、物を持っていったときにお供え。金一封を持って行ってごちそうになっておるわけだ。その違いが私はあると思うんだね。

だから、ただ私が言いたいのは、市長が4年半もなってきたんだから、一番問題は、市民

税を一円も無駄に使わないということとか、各団体と距離を置くということを言われておるから、こういうことを皆さんが新聞で、先ほど言ったように、平成19年2月5日には東海3県の方はほとんど新聞を読んでいるわけね。そうすると、弥富の市長はこれだけ立派な人かということで、みんな評価したと思います、当時はね。だけど、今そういうふうでないというなら、前にも一般質問で言いましたけれども、取り消していただいて、私は市民税を一円も無駄に使わないということは取りやめますと、各団体とも距離を置くということもやめますと、給料も20%カットはもうやめましたということを新聞に書いて公開する。公開というのはあるわけでしょう。

だから、公開をきちっとしないと、市民の中ではまだ私と同じような考え方を持ってみえる人がようけ見えるわけね。大原さん、一遍一般質問でもよく聞いて、そして本当に無駄遣いをしておるのかということと、共産党の方が、保育所の値上げについてよくいろんな家庭に出してあります。そういう中で、大原さん、何でこんな保育所のあれが上がるんだということもありました。市長がもっときちっとやれば、こんなことを上げるというときには、市民がみんないいと思ったら上げる、市からじゃなくても。今度は4,300万足らんで上げたいという話ですけども、4,300万って、この間学校のときは10億の金が安くなったわけね。そうすると、20年近く保育料は上げなくても大丈夫だというふうに計算をするわけです。だから、市長が言ったことを守らないでは、市民がこれから税金を払うにしても、こういう世の中だからだんだん滞納ができて、市からの催促に応じない方も出てくるかもわかりません。

そして、この間の80歳以上の尾張温泉では、高齢者が約1万人近く見えるという話もほかの方から聞きました。そして、80歳以上は2,700人近く見えるということも聞きました。今までの一般質問では、災害対策やら防災対策、それから市民の安全・安心とかいう話が一般質問に出ていました。きょうも新聞に出ております。名古屋市なんかでも、これきょうの新聞を読みました。高齢者の住宅をつくって、そして名古屋市では約7万人おります。7万人の方を、今の河村たかし市長は市民に優しい市長なんです。

改革は、私は28年議員をさせていただいた中で、服部彰文さんになったら初めのときはちょっとよかったかなあと思ったら、川瀬輝夫市長よりももっと今の改革がおくれておるんじゃないかなというふうに私は思っておる。また、市民の方も私と同じようなことを思ってみえると思いますが、改革というのはどういうことをしたら改革になるのか。市長は、特別職というのは何と何をしたことが特別職の役目なのか、一遍聞きたい。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 大原議員にさまざまなことについてお聞きするわけでございますが、議員の御意見として承っておきたいというふうに思っております。常にそういうことがある

わけでございますけれども、通告外の質問が非常に多いものですから、私としても困惑するところでもございます。そうした中で、弥富市のこれからの将来に対して、私はしっかりとかじ取りをしていかなきゃならないわけでございます。そういった意味におきましては、先ほど来からもお話をさせていただいておるけれども、やはり議会議員の皆様の御協力なしでは、この弥富市の将来に対しても貢献していくことができないわけでございますので、いずれにいたしましても、議会議員の皆様の御協力、そして御尽力をいただきながら市の発展に尽くしていきたいと思っております。

特別職としては、市民の安心・安全も含めて、将来に対する私どもの市の発展ということが一番大きな職務であろうというふうに思っております。

る御質問の内容がでございますけれども、そんなような形でお答えさせていただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） もう一つつけ加えておきますけれども、地域の、平島町なんかだと7人ぐらいの市の職員が見えます。これには、参与として市民の自治会の中でいろんなことを相談していただいたり、あるいはお話をしていただいたりして、まちづくりをどうするんだということをしていただいております。これは、地元の自治区については、中には議員もおりますけれども、私もそうですけれども、地元では顧問をやったりさせていただいて、そしてまちづくりと市の報告、事業はどうなっておるんだとか、あるいは市長はどうだとか、職員はどうだとかという話を、市長には直接話すことはできないけれども、議員だったらええだろうと話していただきます。その意見を聞きながら、私どもは市の財政を審査させていただくものであって、調査をしておるわけではありません。だから、きちっとしたものをやっていたかかないと、なかなかかみ合わないということも出てきます。こういうふうに高齢者が多い中ですから、この新聞も市長も一遍読んでいただくとわかるけれども、高齢者が多いということになれば、当然市民の安心・安全ということも考えながら、愛知県の中では弥富市と、今、日進市になりましたけれども、あそことが県営住宅や市営住宅がないというふうに聞いております。弥富市も35番目になった新しい新生の市だから、高齢者が1万人もおれば、寝たきりの人もあれば、あるいは生活保護をいただいております人もおる。生活のえらい人もおる。こういう方が安心して住めるようなまちづくりをしていただくための服部彰文市長だと私は思っておりますが、実際にこういうことを何度も言わなきゃいかんのでは、やっぱりいかんと思います。

市長、もう一つ、土地改良区。

19年1月14日日曜日、市長選の告示がありました。そのときは市長がいろんなところで、土地改良はもう廃止しないかん、これからは農業は負担金が多くてだめだということを行

れました。私も聞いております。当時、相手の川瀬市長は、いや、土地改良は大事だから置かなきゃいかんよという話であって、片方はもうなくさないかんという話でありましたが、実際農業の負担金、それから排水機の負担金。きのう佐藤博君もやられましたけれども、芝井の土地改良区の金額ですね。農業をやっておってこれだけの、ここは1ヵ所ですけど、いろんなところがありますから、ここは3万720円払うわけですけども、そうすると田んぼだけで3万700円というのが絶対上がらない。そういうものであって、市長もきのうの発言では20%カットをするということを言われましたけれども、実際、土地改良なんかでも料理を食べたり、あるいは私も議長をやっておりましたから、海部土地、それから土地改良区、そういうところも招待されました。ごちそうがあって、お土産までありました。こういうのをなくせば、20%のカットだって50%ぐらいのカットは十分できると思う。あとは会合だけやればいいわけなんですね。市の600万を土地改良の方に出しておって、そこで飲み食いをされておったら、百姓屋さんはこれからは、私も農業委員をこの間までやらせていただいたけれど、ほとんど農業者が、機械銀行に預けてもらわな、もうとてもじゃない草むしりもできんと、そのくらい農業者というのが今は気の毒になっております。

こういうのを含めて、改革はやっぱり改善をしながらしていくことが大事だと思うけれども、市長の考え方は少し私に比べるとおくれておるんじゃないかなあと思いますが、市長は無投票でなられて半年近くなりますから、これからのあと3年半の市長の職をどのようにされていかれるのか。こういうのはもう廃止して、そして各団体からの招待があっても、酒の席についてはもう一切参加しないと。ごあいさつだけをして、そして退席するというふうにすることによって、市民は、向こうへ行って、ごちそうをいただいてということ数を多く私も聞きます。聞くと、私が直接市長に言いなさいと、職員に言いなさいと言うと、困るからと。困るって、私に言ったっていかんがやと。私に言うたら、私はみんな名前を言うよと言ったら、いや、大原さんは名前を、人のことを言わないから大丈夫だといって、市長に直接言ってくれという話だ。だから、市長からこれからの考え方をひとつ抱負をいただいて、一般質問を取りやめさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと御質問をいただくわけでございますけれども、土地改良区につきましては、その団体と、当初の段階におきまして発言した内容としては私もしっかり覚えております。一定の距離を置くというお話をさせていただきました。しかし、廃止をするというようなことについては、いつ、どこで、どのような形で私が話をしたのか、そんなことは一切ございません。もしありましたら、後日でも結構ですので教えていただければというふうに思っているところでございます。

土地改良の問題につきましては、3月議会、6月議会を中心に、佐藤博議員から種々お話

を伺っているところでございます。私も、農家の方が大変厳しい状況にある中で、経常賦課金の問題、あるいは転用決済金の問題等々、多くの問題があるかと思っております。そういう状況の中で、ことしの4月から、排水賦課金については20%市の方で負担をしていこうという形で改善をしているところでございます。

また、3土地改良区、あるいは孫宝排水土地改良区があるわけでございますけれども、これにつきましては、さらなる合理化を進めていかなきゃならないという中で、合併ということを前提とした、いわゆる協議会を立ち上げていきたいというふうに思っております。その案内を各土地改良区に出させていただきます。これから具体的に、それぞれの代表者と我々行政が土地改良のあり方についてしっかりと議論をし、協議をしていこうと思っておりますので、一定の期間、また議員の方からもいろんな形で御理解をいただきながら、アドバイスもいただきたいと思います。大原議員と考え方の誤差、あるいは活動におけるおくれがあるかもしれませんけれども、そういったところにつきましては、まだまだ私も5年目でございます。大ベテランの大原議員とは相当の格差があるかと思っております。そういった意味では、今後とも御協力あるいは御尽力いただきながら、我々行政の推進に際してお力添えをいただければというふうに思っております。

そして、これからの各自治会への参加の問題につきましては、最初に話をしましたように、市民との協働のまちづくりをしっかりと進めていかなければならない。それぞれの自治会が持ってみえる意見、考え、要望、そして活動方針、そういうものをしっかりと理解することは、私が行政を進める上において大変重要なことだろうと思っております。しかしながら、この4月からは公費に対する支出は各自治会にはいたしません。そういう形での行財政改革、あるいは慶弔規定の見直しということを図っているところでございます。会合には参加させていただき、いろんな形でお話し合いをさせていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 参加はいいけれども、ただ私が言うのは災害ね。これから30年以内に地震が来るという話も聞いております。テレビで見ていると、この間なんか今月の26日に来るとかいう話もテレビでやっておりました。これは、地球の曲がりによってこれが当たると、そこに地震がいるというような話をしてみえましたが、これはどういうふうになるかわかりませんが、特別職というのを市長が忘れないようにして、時間内は公務ということもあるし、だからそういう点について、私なんかでもそうです。自分でLPガスをやっておりますけれども、こういうところなんかは24時間体制でやらなきゃいかんということで経済産業省から言われておるわけね。それに違反すると、免許証として点数がどんどん減っていくと免許証が取り上げられちゃう。このくらい厳しくやって、市民の財産や生命を

守るためにそういうのが義務づけられておるわけ。

市長の場合でも、私は市長が前に出られたときに言いました。市長は若いから、3期、4期やっていただいて、弥富市を築いて、そして弥富市が、本当にここに住んでよかったというふうにやってくださいよとお願いしておきました。そういうのを含めて、これから市長は初心に戻った体制で弥富市の市民の皆さんに、私も市長を応援しますから、ちゃんとそれなりにいろんなものがあれば応援をさせていただいて、そして弥富市が仲よくなるように、そういうまちをつくるために、冗談でこれを言っておるわけじゃありません。やっぱり悪いのは悪い、いいのはいいと言わないと、市民から一票をおかりして私らは議員をさせていただいておるわけ。自分からやりたいといったって、票をかしていただければ当選できません。こういうことがありますので、その一票を大事にしながら、市長、職員の皆さんとともに安心できるまちづくりをしたいので、また市長には御指導いただきながら、そしてまた議員の方にも御指導いただきながら私も一生懸命頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げて一般質問をやめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして1点質問させていただきます。

私は、住宅リフォーム助成制度の創設をということで質問させていただきます。昨年の12月議会、それからことしの3月議会でも取り上げ、先進地の事例もいろいろと紹介をさせていただきました。今回、重ねて制度の創設を提案いたします。

今、全国の多くの自治体で、地場・中小零細企業の仕事づくりや地域おこしの制度として、住宅リフォーム助成制度が注目を集めております。繰り返しになりますが、この制度は、住民が地元建築業者等に依頼をして住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することにより、住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用の改善に寄与しようとするものであります。この住宅リフォーム助成制度を実施する自治体は毎年大幅に増加をいたしまして、昨年私が一般質問をいたしましたときのデータ、平成22年10月末時点では全国で175の自治体で実施がされておりましたが、それが、それぞれの地域の中小業者の自治体に対する熱心な働きかけなどもあり、ことしの4月1日現在ではその2倍近くの330自治体まで広がっております。このように、制度創設に向けた全国的な大きな流れができつつあるところであります。

例えばお隣の岐阜県では八つの自治体、養老町、恵那市、美濃加茂市、郡上市、可児市、羽島市、飛騨市、下呂市、この八つの自治体の実施をしております。この愛知県でも、昨年の蒲郡市に続きまして、今年度、設楽町と江南市がこの制度を実施しております。両自治体とも今年度1年だけの制度としてスタートをいたしましたが、いずれの市町でも住民の要望にも合致をしまして大変に好評であり、地元建築業者、関連業者の仕事確保、地域経済の活

性化に大きく貢献をしているとも聞いております。

とりわけ先ほど申し上げました江南市の例を紹介いたしますと、江南市のリフォーム助成制度は、市内の業者を利用してリフォームなどを行う場合、工事費の20%、上限が20万円を補助するものであります。対象工事は、住宅の修繕、壁紙の張りかえ、浴室・トイレの改修工事、ドアや建具の交換などと幅広いのが特徴であります。江南市の場合、実施期間は来年2月末までとしておりましたが、受け付けの開始とともに申し込みが殺到いたしまして、初日の朝7時30分には行列ができ、初日だけで80件の申し込みがあり、わずか1週間で予算総額の2,000万円に達し、締め切られる事態になったと聞いております。申込件数は133件で、工事額の合計は1億3,900万円となっております。初日に申し込みをしたSさんは、反響の大きさにびっくりしています。いい制度だけに、予算をもっとふやすことが必要だと話しています。

住宅リフォーム助成制度につきまして、この意義について要点を述べさせていただきます。

まず第1に、住宅の新築需要は低迷をしておりますが、小規模な修繕、リフォームについては、一般住民の中になんとか多くの潜在的需要があるということでもあります。制度ができることがきっかけで、少額でも公の助成があるならばこの機会にリフォームをという人が多いこと、経済活性化への呼び水の力を発揮することであると考えます。

また二つ目には、少ない出費で大きな経済効果を生み出すことであります。先ほどの江南市の例でも、市の予算2,000万円の助成額で、直接の工事費の総額は1億3,900万円となっております。また、愛知県で昨年初めてこの制度を始めました蒲郡市では、昨年10月の補正予算で2,000万円を計上しました。蒲郡市の場合は、市内の業者に発注で工事費の1割、これも限度額20万円が助成されるという内容であります。ここでも市民の応募が殺到いたしまして、1回目の予算2,000万円が昨年11月には底をつき、ことし2月に2回目の補正でさらに5,000万円を計上しましたが、これもことしの6月にすべて使い切り、締め切ったという話であります。この間、トータルで、平成22年10月1日から23年ことしの6月10日までで全体工事の件数は737件、工事費の総額は9億9,700万円、実に助成金の14.4倍の事業規模となっております。このように、少ない投資でこれだけのお金が地元で動くことになってまいります。

全国各地でこの制度によるリフォーム工事を受けた大工さんや業者さんの多くからは、住宅リフォームは商品の購買連鎖が続きます。壁紙を新調すれば新しいカーテンや照明器具を買うお客さんはたくさんいます。ついでに別の場所も直そうというケースがかなりありますということが言われておりますように、波及効果が極めて広範囲にわたってまいります。従来、公的な助成制度で耐震補強やバリアフリーが行われてまいりましたが、当然それ自身は多くの人々の暮らしの願いであります。年金暮らしになって、少しリフォームして高齢者用

に改造したいとか、子供の部屋をつくりたいとか、さまざまな要求が潜在的にあります。先ほど述べましたが、不況のため高額な丸ごとの新築の数は減っていますが、住宅リフォームはふえています。多少でも住みよくしたいという要求が強いのでありますが、もう少しお金がたまってから様子を見てなどと二の足を踏んでいる人が多いです。そこで、助成制度があると助かるという声になります。助成制度ができると、この際改築しよう、もう少し新たに広げよう、この際思い切ってあそこもここもとなり、需要が大きく広がってまいります。長引く景気低迷の中、少額の投資で地域の仕事おこしの起爆剤的な役割を果たすこの住宅リフォーム助成制度をぜひ実現していただきたいと思います。先ほどの江南市の建築関連の業者の皆さんも、市の助成制度は平成23年度1年となっているが、こんなにいい制度であれば予算をもっとふやしてほしい、制度の延長を考えてほしいと市に対して要望をしておりますが、我が弥富市でも2年、3年と時限的な制度としてスタートすることから始めてみれば、必ずやその経済効果が明らかになるのではないかと考えます。とにかく始めてみて実施状況を見ていくことも可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、杉浦議員にお答えします。

先ほどは愛知県の事例としまして蒲都市、あるいは江南市の例を挙げて住宅リフォーム制度のことをお話ししていただきました。昨年の12月議会、ことしの3月議会でも答弁しましたように、国、愛知県、周辺市町村の動向を見きわめた上で検討するということになっておりますので、現段階において弥富市で住宅リフォーム助成制度を創設するということは、今の時点では考えておりません。

弥富市としましては、議会でも申し上げましたように、平成15年度より木造住宅耐震改修補助の制度を実施しております。補助額は60万円となっております。国は、平成22年度、国の緊急支援事業としまして、補正予算対応で一律30万円の上乗せ補助の予算措置を行い、市もことしの3月議会で補正対応の措置を行っております。平成23年度事業で一律30万円を上乗せし、合計90万円の補助金を改修事業者に支出することとしました。平成23年度は、改修費補助金を今までに比べ30万円増額したことにより、申し込みが当初予定戸数より多くなり、追加戸数分については、愛知県が補正対応としまして、6月議会において補助額を90万円に増額し、必要戸数およそ3,000戸ですけれども、それを予算措置を行いました。これを受けまして、弥富市も追加戸数分の事業費の補正を、6月議会において必要な予算を確保いたしました。愛知県からは、木造住宅耐震改修補助について、今回申し込みが増加したことを受け、平成24年度の補助制度の見直しを今後検討するとの話を聞いております。3月11日に発生しました東日本大震災以降、市民の関心は、この地方において発生する確率が高いとされる東海・東南海・南海地震に対する不安ではないでしょうか。弥富市としましては、市民み

ずからが対応できる対策としての木造住宅耐震改修補助の推進を今後も図っていくことで、市民の安心・安全の確保をより一層確実なものにしていけると思っております。今後も、この制度に対する愛知県の対応、あるいは周辺市町村の対応を注視しながら事業の継続を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、課長の方からお話がありましたように、木造住宅の耐震補強につきましては、従来の60万円から90万円に増額されたということで、それはそれで積極的にやっていただきたいと思います。

今お話の中で、この住宅リフォームについては、課長のお話では周辺自治体、県の動向を見ながらというお話であります。私が前回、それから2回ほどお話ししましたが、単なる耐震補強、単なるというはおかしいですけれども、耐震補強という限られた目的ではなくて、この住宅リフォームというのが、当然耐震も重要でありますけれども、地域の活性化ということに主な目的がある。景気の低迷の中で住宅の着工件数も、1990年代の終わりごろには新築戸数が年間170万とかあったのが、2008年の数字ですと100万件ということで、リーマンショックなどがありまして非常に落ち込んでいると。その後も、やはりなかなか新築の建築戸数がふえてこない。そうなりますと、当然それに関連する業者が非常に仕事がなく困っちゃうという状況がずうっと続いているわけであります。

耐震補強は本当に大事なんですけれども、私があえて申し上げますように、住民の住環境の整備ができて、その上になおかつそういった地域の経済の活性化につながるという意味では、非常にこの住宅リフォーム助成制度というのはいろんな意義があると思います。これは実際他の自治体の話なんですけれども、この制度を利用した住民から、台所の水漏れだけを修理しようと考えておりましたが、助成があるんだったらということで廊下の板張りも変えました。大変気持ちがいいですと、そういう声もたくさん寄せられております。また、今申し上げました蒲郡市の例でも、主な工事内容はいろいろあるんですけれども、例えば外壁の塗装とか台所の改修、浴室の改装などあります。

蒲郡市の場合ですけれども、昨年の10月からことしの6月までの合計で737件の助成が実施されました。工事規模は、その737件のうち10万円以上50万円未満というのが229件、約31%です。それから、その上の50万円から100万円というのが217件、29.4%です。それから、100万円から200万円が23.7%ということで、これだけで9割近いんですけれども、本当に身近な問題でこういうところを解決したいと、リフォームしたいということでやっておるんですけれども、当然受ける業者も、地元の小さな業者の方がたくさん受けているということです。例えば蒲郡の方のお話を聞いたんですけれども、この737件のうち畳の張りかえというのが42件ありました。この畳屋さんの話ですと、ここ数年ずうっと細かい仕事しかなかった

と。ところが、この制度ができたおかげで久しぶりにまとまった仕事 came ました。本当に久しぶりですと、こういう話がありました。このように制度を利用した人も当然喜んでおりますし、地元の業者の方も、公共工事には入れない、元請になれないような小さな業者さんも仕事が回ってくる。大変に好調であると、こういう話をたくさん聞いております。また、蒲郡市の職員さんの話でも、今まで自分が担当した仕事で住民にこんなに喜ばれたのは初めてです。本当にやりがいがありますと、こんなことも言っていたそうであります。繰り返しますが、木造住宅の耐震改修とあわせて、この住宅リフォーム助成制度はまた違った意義があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今年度の耐震改修補助事業の制度を利用して申請等をされている方の内容を見ますと、基本的なものは耐震改修ということを中心としてやられる方と、それにあわせて別にもリフォームもということで、補助対象にはなりませんけれども、リフォームを考えてやられる方もあります。そういった形で、耐震改修補助事業とあわせて個人の方がリフォームをするということで、今、弥富市の事業の内容となっております。単独でということになりますと、蒲郡市あるいは江南市のように、工事費の10%あるいは20%で上限20万となっておりますので、耐震改修補助事業ですと90万という補助を受けてやれるということもありますので、そういったことと安心・安全のということで考えてみますと、耐震改修補助事業を利用させていただいて進めていただいた方がいいかなと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 周辺自治体の動向を見てとか、いろいろおっしゃってみるので、なかなか踏ん切りはつけていただけないようではありますが、予算的な裏づけというのが問題になってくると思うんですね。

例えば今紹介いたしました江南市のお話です。これを先ほど紹介いたしましたけれども、今年度2,000万円の予算を組んでおります。申し込みが殺到いたしまして、もう終わっちゃったんですけれども、この財源が、江南市の場合、全額自主財源なしで、国の交付金ですべて賄ったというふうに聞いております。これは何かといいますと、例の、平成22年度ですけれども、国の経済対策で地域活性化交付金の中できめ細かな交付金というのがありまして、それが1年間だけなんですけれども交付されましたということ。これを、事業計画を立てまして、申請して、今年度23年度に実施ができたというふうに聞いております。あと私3月議会でもちょっと質問いたしましたが、社会資本整備総合交付金というのが国の方でありまして、これもうちの国会議員に聞きましたら、住宅リフォーム助成事業にも適用が可能であるという話も聞いております。実際に22年度に岩手県の釜石、八幡平市、福島県いわき市、そ

れから茨城県の結城市、下妻市、坂東市、つくばみらい市、こういった市が、今申し上げました社会資本整備総合交付金を活用して住宅リフォーム助成制度を実施したとも聞いておりますし、ほかにもあったそうです。こういった事例もありますので、もし予算的な面で二の足を踏んでみえるんだったら、こういったこともぜひ研究していただいて、将来的には活用できるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

ただいまの国の社会資本整備総合交付金を活用するという考えでございますけれども、社会資本整備総合交付金は、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援の四つの分野で構成されております。これらの分野の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹事業と、基幹事業と一体となって効果を一層高める関連社会資本整備事業と効果促進事業を行うこととなっております。現在弥富市が行っている交付金事業は地域住宅支援で、その基幹事業は木造住宅の耐震診断と狭隘道路整備等促進事業が該当しております。関連社会資本整備事業は、社会資本整備重点計画法に定める事業がないため該当しておりません。効果促進事業は、現状では弥富市の提案はありませんが、基幹事業の目的である安全で快適な住宅、宅地環境の整備・推進を、基幹事業と一体となって効果を一層高めるためのものを対象として提案することができます。御質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、効果促進事業に該当すると思われます。この場合は、事業費全体の2割を効果促進事業として提案でき、交付率は2分の1です。例えば弥富市が住宅リフォーム助成制度を提案した場合、基幹事業となる木造住宅耐震診断事業や狭隘道路整備等促進事業の実施見込み額を300万円とした場合、その約2割の60万円が事業が提案でき、交付金としては30万円配分されることとなります。しかしながら、木造住宅耐震診断事業や狭隘道路整備等促進事業は市民対象の事業ということで、事業量が不確定であると。そうすると、住宅リフォーム助成制度を安定的な事業として提案することは今の時点では難しいと。また、提案できる事業の額が少額ということになりますので、事業の組み立てができないと考えております。したがって、今のところ社会資本総合整備交付金を活用するような事業でということとはちょっと考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、課長から交付金の活用方法についてお話があったんですけども、住宅リフォームを実施された自治体を見ますと、こうなったらああなるとか細かい詰めがあったというよりは、とりあえずやってみようかということでやってみたら、ああ、これはええわなということで、先ほど交付金の説明の中で額が少ないとか、いろいろ適用し

にくいというお話をされたんですけれども、これもいろいろ工夫をしていただければ、私は、実際に使ってみえるところがありますので活用できると思います。とにかく一度スタートしたらいかがでしょうか。先ほど申し上げましたけれども、時限的な条例をつくって、一度その様子を見てみると。そうすれば、とにかく始めてみて、結果がついてくるんじゃないかと私は思っておりますので、その辺、積極的に前向きに考えてほしいんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

住宅リフォーム助成制度という形で全国の自治体でも拡大をしてきている。また、愛知県でも三つの自治体が取り組み始めた。その内容・効果におけることもお話を伺ったわけでございます。地域経済の活性化に必ず結びつくというふうに私も思っているところでございます。

しかしながら、先ほど来、所管の課長が話をしておりますように、私どもといたしましては、県の連動の中での木造住宅の耐震改修工事ということについて、ここ当面は力を入れてやっていかなきゃならないだろうと思っております。住民の皆様の多くは、3連動型の地震がいつというようなことに対して大変心配をいただいているところでございます。弥富市にあってはなりませんけれども、そのような地震が発生した場合、一番心配されるのが液状化現象であり、住宅の倒壊あるいは傾きであります。そうした状況において、私は一つの案でございすけれども、幹線道路であるとか生活道路の主要道路に面するところの住宅が仮にそういうような状況になった場合には、大変復旧するのに時間もかかる。本来的にはそういうところに面した住宅こそ早く耐震改修工事をしていただくと、その後の復旧・復興ということに対しては一つの効果があるかなあというふうに思っております。しかし、特定することはなかなか難しいわけでございますので、私としては、液状化現象に対しても十分備えるという意味においても、耐震改修工事について来年も、この23年度の予算を考えながらしっかりと予算計上させていただき、そっちの方に力点を置いていきたいというふうに思っております。

また、住宅リフォームにおいては、先ほど担当課長が話をしましたように、個々の住宅の状況が大変異なりますので、そういった形については個々でお願いできればというふうに思っております。だから、耐震改修工事を進めながら住宅リフォームもしていただくということが一つの方向ではないかなあと思っております。いずれにいたしましても、東日本大震災からさまざまなことを我々としては教訓として学ぶわけでございますけれども、ぜひ弥富市の皆様における住宅も、耐震工事ということに対して方向を見出していただければと思っております。そうした中で、少なからずその改修工事に対して応援をさせていただきたいとい

うふうに思っているところでございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今市長からお話しありましたように、本当に今、喫緊の課題ですね、災害対策、地震対策。これは当然進めていかなきゃなりません。要望になりますけれども、違った面で非常に地域の経済にいろいろ波及効果があるということで、市としても、私もいろいろ事例なんかも説明いたしましたので、引き続き住宅リフォーム助成制度を研究していただくことを要望いたしまして質問とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

ここで11時15分まで暫時休憩をいたします。15分から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆様、改めましておはようございます。1番 堀岡敏喜でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問は、大きく3点であります。初めに、防災機能の強化についてお伺いをいたします。

東日本大震災を受けて、文部科学省は、全国の学校施設を地域の防災拠点として整備していく方針を打ち出しました。今回の震災ではピーク時には622校が避難所として使われ、5ヵ月を経過した現在もその1割が避難所になったままになっておりまして、現場からさまざまな問題提起がなされております。これらの学校では想定を超える人数の被災者が詰めかけ、食料や水、防寒具が不足をし、備蓄が十分でなかったことを露呈しております。例えば約1,000人が避難した岩手県陸前高田市の中学校では、石油ストーブが2台しかなく、震災当夜は教室のカーテンを全部外して、2人から3人で1枚ずつ体に巻いて寒さをしのいだといっています。また、断水によりトイレが使えなくなった学校も相次ぎ、衛生面でも課題を残しました。宮城県南三陸町の志津川中学校では、生活用水の復旧に1ヵ月半ほどかかった上に、水道水は今も飲み水としては使えないといっています。また、震災当初は校庭に穴を掘ってブルーシートで覆い、仮設トイレとして使ったそうであります。菅原校長は、今回一番困ったのは水だった。災害の大きさを事前にしっかり想定し、相応の備えを十分にしておかなければと話しておられます。通信手段や電気が長らく途絶えた学校も多かったことが指摘されておりますし、今回教職員らが、児童・生徒の安全確保や学校運営に加え、被災者対応にも終日追われたことも重要な問題であります。避難場所としての学校の位置づけ、その場合の学校

施設の利用計画も明確にする必要があります。

こうした教訓を踏まえて、文部科学省は震災後、防災や建築の専門家らによる検討会議を立ち上げ、震災に対応できる学校施設のあり方を議論、今後の整備に当たって緊急提言を取りまとめられました。緊急提言の柱は3点であります。一つ目に学校施設の安全性の確保、二つ目に地域の拠点としての学校施設の機能の確保、三つ目に電力供給力の減少などに対応するための学校施設の省エネルギー対策の3点であります。6月議会におきまして、小・中学校を初めとする指定避難所の耐震化、備蓄、またトイレの整備の充実について質問をいたしました。加えて確認しておきたい事項があります。文科省の提言では、学校には震災発生時の被災者の緊急避難や、数日間の生命 safety の確保、数週間の生活のための機能が求められるとして、数日分の食料や飲料水、燃料、毛布、ストーブなどの備蓄と、そのための倉庫の整備を求めています。まずは冬期に避難を要する災害が起こった場合、これからますます台風シーズンに入ってまいります。特に水害を伴った場合、避難された方々はほとんどがずぶぬれ状態であることが予想されます。弥富市の指定避難所におきましては防寒対策は十分なのか、また災害対策本部と連絡をとるための災害時の優先電話や自家発電機などの設備対策はどうでしょうか、市側の認識と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

文科省の提言につきましては、現段階では具体的な内容については把握していないのが現状でございます。ただ、広いスペースがある学校施設は、当然災害の避難場所の拠点になると考えております。

さて、御指摘のとおり、水害発生時にぬれた状況で避難所に避難される方があるというのは当然考えられることでございます。現在、市では1万2,000枚ほどの毛布の備蓄を行っていますが、その他の防寒機材や衣料の対策はとっておりません。6月議会でもお話ししましたように、災害が発生した場合は、公的な援助が可能になるまでの最低3日間生活できるよう、寝具も含めてでございますが、非常食、水、日用品など個々で準備していただくことが原則になっております。引き続きこのことを市民の皆様方にもお願いしてまいりたいと思っております。また、非常持ち出し品の防水対策というのも当然大切なことになっております。なかなかこの辺の周知はできておりません。こういった重要性についてもお知らせしてまいりたいと思っております。

今回の大災害における津波につきましては、想定を上回るものでございました。避難準備を行ういとまのない状況でした。また、避難所自身も被災し、機能しない場合が多くあったようです。このような中で防寒対策をとることは非常に困難だと考えております。まず、災害発生直後に生命を守る、そのことを現在の最優先課題として取り組んでいきたいと考えて

おります。台風のように事前に来襲が予想できるものにつきましては、自主避難による避難所への早期避難の必要性についても市民の方にお伝えしてまいりたいと思っております。また、衣料品を含めまして防寒対策等につきまして、これは夏の熱中症の対策も含めてでございますけれども、そういったものにつきましては、今後、備蓄場所の備蓄能力の問題といったものもございます。こういったことも考えながら、見直しを行う段階で来年度に向けた検討課題として行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 現段階では完全に完備はされていないということでございます。

東日本大震災が3月11日に起こって、2時46分で、津波にのまれて孤立された方々がたくさんいらっしゃいました。亡くなられた方も、皆さん御存じのとおりたくさんいらっしゃるわけですが、津波が原因で亡くなった方もいらっしゃいます。ただ、孤立された中でびしょびしょのまま、真っ暗な中で屋根とか木戸につかまって、寒さがゆえに凍死をされたという方もいらっしゃいます。また、避難所に行ってもぬれたままで、着がえもなかったということもあります。特に弥富の場合、避難しなければならない災害というのは、主に水害が多いと思うんです。用意するにももちろん限度があるとは思いますが、せめて避難所で収容できる人数、毛布を2人で1枚でもいいですよ。そのあたりのことはしっかり考えておかなければならないのじゃないかなと思います。それは、市がということよりも、今課長がおっしゃったように、避難される市民の方々も意識をして、6月の議会では指定避難所、一時緊急避難所を設定していくということもお聞きしておりますので、自治会、また地域で取り組んでいくことも必要です。そういったこともしっかり課長の方から、また市の方から周知をしていただく。今の段階で災害が起こっても、もう本当に逃げるだけで精いっぱいだと思うんです。どこかでだれかが、こういうこともあるぞということを想定していかなければ、救うべき命も救えないんじゃないかなあと思います。本当に最悪を想定しながら最善を尽くすということが大事だと思います。

続いてお伺いをいたします。

避難所運営につきましても、施設職員と教職員等、地域住民の自治防災組織の間で、避難者の誘導や炊き出しなどの役割分担を明確にするよう提言をしております。避難所での生活を強いられた場合、運営が円滑に行われるようマニュアル化されているかどうか、まただれもが運営できるよう、設備や備蓄品の配置図、炊き出しの方法など、必要と予想される情報が明確になっているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所の運営でございます。避難所運営マニュアルにつきましては、現在は県のマニュアルを準用しております。内容につきましては、かなり詳細なも

のになっております。ただし、各避難所ごとで事情は変わってまいります。細部につきましては、各避難所ごとに運営を、行政担当者また施設管理者等がどのように運営していくかということを考えていかなければならないと考えております。マニュアル自体の周知も現在不足していると思っております。まず、運営責任者等にこういったマニュアルの周知を行ってまいりたいと思っております。また、備品等の場所等といったものも入ってくるかと思えます。そういったことにつきましても、今後、各避難所ごとにどのようにやっていくかといったことを考えてまいりたいと思っております。また、備蓄品につきましては、現在、各避難所の方に配備するというスペース的な問題がございますので、そういったものは少なくなっております。基本的には市で備蓄している備蓄品を災害時にそちらに搬入する、これはいろいろ難しい問題があるかと思えますけれども、そういった形で行ってまいりたいと思っております。また、各種機材等の使い方につきましても、担当者、それからコミュニティー、自主防災会の訓練、そういったものの中で周知を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） マニュアルは一応存在はするんですね。はい。

ただ、そのマニュアルですけれども、自主防災会もそうですし、各運営担当者の方が、実際分厚いものだと思うんですけど、読んで、ああそうかと真剣に頭の中にたたき込めるかといったら、実際そうではないと思うんです。

続いて質問させていただきます。

さて、今も申し上げましたけれども、どんなにすばらしいマニュアルがあっても、活用ができなければ全く意味がありません。実際の災害時、必死で避難所にたどり着いた大勢の市民が冷静さを取り戻し、助け合いながら避難所生活をするためには、だれかが運営の中心者、協力者となっていかなければなりません。そういったことを実践的に学べる、静岡県が行っている「避難所ハグ」というツールを御紹介いたします。

避難所ハグとは、「避難所」のローマ字表記で頭文字が「H」、「運営」のローマ字表記の頭文字が「U」、そして事前に地域の方々と親交を深める意味で「ゲーム」の頭文字「G」の3文字「HUG（ハグ）」といいます。また、英語での「ハグ」の和訳は「抱き締める」という意味があり、避難所で寄り合ったすべての方々と難局を乗り越えるという意味が込められております。

内容を簡潔に御紹介いたしますと、5人が1組となって、避難者や年齢、性別、また国籍やそれぞれ抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかということを模擬的に体験できるゲームであります。議長、ちょっと紹介させていただいていい

ですか、物がありますので。

○議長（伊藤正信君） はい。

○1番（堀岡敏喜君） 「HUG」というのはこんな字なんですけど、要は先ほども申し上げましたとおり、避難所の設備平面図に、例えば小学校ですと体育館であるとか、校舎であるとか、校庭であるとかというものが平面図としてあります。これは、これの模擬的なものなのであまり意味がないです。例えば弥生小学校だったら弥生小学校、桜小学校、また社教センターなり、それぞれの設備の平面図に対してさまざまなことが予想されるんですけども、そういったことがあらかじめ250枚のカードにいろいろ書かれてあります。普通の人が来るわけじゃないです。主婦であったり、高齢者の方であったり、要支援者であったり、連れられて、また地域でない方もいろいろ来られるわけです。ここにちょっと二、三御紹介しますと、これは床上さんという、防災に関連したいろんな事柄をもじって名前になっておる。床上さんは家が全壊して妻と長男がおるとか、そういうものであるとか、観測さん、父、母、全壊の世帯主だと。あと急傾斜さん、93歳。そういういろんな方が避難所には押し寄せてこられる。女性であったり、また妊婦さんであったり、お子様連れであったり、いろんな状況に応じて部屋割りを決めたり、またけがをされている方も来られるでしょう。そういった本当の現実即したような事例を模擬的に体験できるものであります。プレーヤーは、このゲームを通して、災害時、高齢者や子供、女性や要援護者に細やかな配慮をしながら、適切な対応や部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置など生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して思いのままに意見を出し合ったり話し合ったりしながら、ゲーム感覚と言えは語弊がありますが、避難所の運営を学ぶことができます。

また、その効果は学べるだけではありません。自治会や自主防災会等で行えば、自治コミュニティの強化にも期待でき、自主防災会のない地域では立ち上げのきっかけにもなります。既に取り入れた自治体も多く、その効果として、新たな課題が抽出できた、自治会の中での親交が深まった、運営を学ぶことでより防災意識が高まったなどの声が上がっております。ハグの開発は4年ほど前でございますので、御存じの方もおられるかもしれません。東日本大震災、阪神・淡路大震災、中越沖地震、さまざまな災難・震災に遭われた方々は、自助・共助の大切さ、地域コミュニティの大切さを一様に訴えられております。弥富市におきましても、防災意識の啓発、また一つのアプローチとして検証してみたいはいかがでしょうか。市としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） ハグ訓練でございますけど、私も2年ほど前に1度経験しております。非常に興味深い訓練でございました。短い時間で判断を積み重ねていくということで、決められた時間内でそれが達成できなかったといったことがありまして、なかなか瞬

時で判断するという事は難しいなということで、判断力を高めるためには非常に重要な訓練だなというふうに認識しております。また、行っている内容でございますけれども、どれが正解といったものがないというのが現状でございます。その段階その段階でどれがベストかといったことをグループの中で考えながら行っていくといったことになっております。こういったことにつきましては、避難所の運営の基礎知識というものがなくなかなか難しいかなということも感じております。事前学習も必要だと感じております。こういったような訓練も取り入れながら、今後避難所の運営を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 私も、1週間前に静岡県に電話して取り寄せたんですけど、これで4セット入っておるんですね、一つで。4セットということは、20人単位でそういう実習ができます。先ほど課長がおっしゃったように、正解ということはないわけですよ。だけれども、実際の避難所生活というのはどういったものなのかというのを模擬的に体験するということは大事ですし、一人じゃないんだと。運営者というのは主にならなければならないという厳しさも体験できると思います。自分はおいてでも人を救われなければならないし、中心者となったその責任の重さというものが擬似的に体験できるものもあります。地域における、ここではこういう問題が起こったねと、そういう新たな問題の抽出にもなりますし、今後の対策、弥富市での防災、地域地域での防災の本当の立て方というのにも役立ってくると思います。私も実際に見ただけですので体験はしておりません。でも、すごい有意義なものであるということは体験された方からお聞きしております。先ほども申し上げましたとおり、自主防災会等、また地域のコミュニティーで使うことによって、これ一番最初に自己紹介があるんですね。それだけで、ああ、そんな人やったんかみたいな、お知り合いになる、コミュニティーが深まると、これも大きな利点じゃないかなあとと思います。今後本当に検証していただきまして、私も、多分体験者は課長しかいらっしゃらないので、課長と一緒に一遍組を組んでハグしたいなあとと思います。

防災関連でもう一つ、6月議会で質問いたしました、答弁漏れがあったということで再度お聞きをいたします。

避難しなければならない災害がこの弥富で起こった場合、かなり広域な災害になると思われます。もちろん近隣市町村との連携が必要となりますが、そういった近隣市町村との連携についてどういう認識を持っていられるのか、市にお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 災害時におけます連携についてでございますが、現在、消防協定といたしまして、海部地方消防相互応援協定と、これは廃棄物の処理についてござい

ますけれども、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書といったものがござい  
ます。8月19日に開催されました愛知県の副市長会の議題として、県内自治体全体として災害  
応援協定の締結が議題となっております。具体的な方向としてはまだ示されていないという  
ふうに伺っておりますが、大規模な災害に対しましては広域な応援協定が必要になってまい  
ります。県内自治体全体で協定が結べるよう、また三重県に隣接する本市といたしましては、  
国にもお願いして、県を越えての応援協定についても、いろいろな機会をとらえて今後願  
いしてまいるつもりでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） これからという御答弁でございます。実際に愛知県では津波というも  
のは、内海ということもありまして、三陸のようなああいいう30メートルも40メートルもとい  
う津波は来ないだろうと言われてはおります。海から来たものに関しては海から離れるとい  
うことだと、愛西であったり津島であったり近隣の市町村に逃げなければならないし、お  
世話にならないかもしれません。いろんな状況が考えられるわけで、これは木曽川に面して  
いる、またこの海拔ゼロというところである市町村、一つの広域という考え方でしっかり協  
定を結んでいくことも大事じゃないかなあと。災害になれば、はっきり言って市もへったく  
れもないと。助かるためだったら逃げないかんということもありますので、また避難の仕方  
であるとか、そういったことも情報を出し合って、何が有効かというところを探っていっ  
ていただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

本年3月11日に起きた東日本大震災から半年がたとうとしております。この震災に起因し、  
発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、我が国で初めて原子力災害対策特別措置  
法に基づき、原子力緊急事態宣言が発令される事態となりました。いまだ収拾のめども立た  
ず、全国的に汚染の拡大が懸念されております。事故当初より深刻な事態があったにもか  
かわらず政府の対応は遅く、的確性を欠いていたことは言うまでもありません。本来この事故  
につきましては言いたいことは山ほどありますが、しかしこの場におきましては、市民の皆  
様からの多くの不安の声、御意見、御要望を代弁する意味から、弥富市の防ぐべき実害に焦  
点を置いて質問させていただきます。

現在、愛知県では、県環境調査センターで毎日24時間の地上34メートルの空間線量と、県  
内12市町をモニタリングポストとして可搬型サーベイメーターで地上1メートルの空間線量  
を毎日10時に5回計測をしております。いずれもガンマ線のみを計測し、その平均線量は県  
環境調査センターでは毎時0.044マイクロシーベルト、12市町のサーベイメーターでは毎時  
0.065マイクロシーベルトであります。また、上水道、名古屋港、三河湾における放射能核  
種、放射能測定値は、セシウム137、セシウム134、ヨウ素131、いずれも不検出であるとし、

今のところ愛知県における福島第一原子力発電所事故の影響はないに等しいとしております。東京大学、児玉龍彦教授は、セシウム137は1940年代以前の自然界には存在せず、ウラン235の分裂により、原爆と原発で人為的につくられるとおっしゃっております。1940年以降、広島、長崎に投下された原爆を初め、これまでに全世界で行われた核実験、空中・海中・地中の総計は公表されているだけで2,099回、また現存する世界の原発の総数は431基であります。日本は3番目に多く、54基の原発があり、私たちの暮らす弥富市から半径130キロ以内に16基、関連施設である「もんじゅ」を入れますと17基の原発施設があることになります。現在、地震災害におきましては、東海・東南海・南海の3連動の海溝型巨大地震をも想定をし、市の防災計画が見直されております。加えて、原発事故等による2次災害も考えていかなければなりません。不安をあおる意味ではなく、現実を見据え、市民の安心・安全と被害を未然に防ぐため、市としてこの問題にどう向き合い、どう取り組んでいくのか、お伺いをしてまいりたいと思います。

愛知県では被災地域から瓦れきの処理を受け入れるとしており、弥富市の施設も該当をしております。被災地支援に関していえば、できることはどんなことでもすべて行っていただきたい、そういう思いであります。しかし、実際汚染数値が出た場合、また疑いのあるものは、市民の安心・安全を何よりも優先をしていただき、断じて受け入れるべきではないと考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） 今、堀岡議員から瓦れきの受け入れの御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

瓦れきの受け入れにつきまして、本年4月8日付で環境省災害廃棄物対策本部から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築についての通知を受け、愛知県環境部より、県内の各自治体へ災害廃棄物の受け入れ処理への協力に関する調査がございました。この調査につきましては海部地区環境事務組合が回答をしておりますが、それによりますと、環境事務組合は、弥富市及び地元鍋田地区の了解を得た上で、日常業務に支障のない範囲で可燃性廃棄物を受け入れると愛知県に報告されております。なお、愛知県は、年間約15万トンの瓦れきを受け入れ、県内の焼却施設などで処理する方針でございまして、県内34市町村の処理施設のうち、処理能力に余裕のある施設に受け入れを求める考えではございますが、放射性廃棄物や有害物質は受け入れないということで明言をされております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 問題は、その放射性汚染物がどういう基準で決められたものなのかということだと思うんですが、その辺というのは環境課の方は認識をされておられますか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） この8月18日でございますが、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法というものが施行されております。この法律の趣旨を見ますと、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっており、そういうことにかんがみまして、国が被害を受けた市町村にかわって災害廃棄物の処理をするための特例を定め、あわせて国が講ずべきその他の措置についても定めており、この法律の中で、国は災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針や災害廃棄物の処理の内容及び実施時期を明らかにしました工程表を定め、必要な措置を計画的かつ広域的に講じるとともに、必要に応じて被災地の市町村にかわり、災害廃棄物の収拾、運搬及び処分を行うということになります。この法律の運用に当たっての留意事項というものがございますが、これは今後環境省で検討の上、別途連絡される予定ということで聞いております。今のところはまだそこまではわかっておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 災害廃棄物で汚染も何もないのであれば、できる限りの応援というのはしてあげべきだと思いますし、それは皆さん御異論はないと思います。ただ、今回、福島第一原子力発電所事故というものが重なってしまって汚染廃棄物ということになった以上、先ほど一番冒頭に申し上げましたとおり、原発事故なんだという観点で見るとすれば、本来であれば原子炉等規制法というのが実はありまして、これは、放射性物質として扱う必要がないものとそうであるものというのを分けるクリアランスレベルという基準があります。このクリアランスレベルという基準は、毎時に換算しますと0.001マイクロシーベルト。これは、先ほど述べました愛知県モニタリングポストでやっている空間線量より低い値になります。そのぐらいであればもちろん問題はないですけれども、環境省の決めるその基準値というものが明らかにされていませんよね。瓦れき処理法というのは、要は瓦れきの処理に対しての施設であるとか、そういったものを国がやっていくという法律だと思っております。今の技術で、場所さえあればその処理はできると思います。でも、拡大だけはやっぱり避けなければならないです。復旧・復興は全国民が祈ることでもありますけれども、災害を広げるということではまた意味が違ってくると思いますので、弥富市としては、そういう強い態度でこの汚染というものに関しては敏感になっていただいて、今後の処理に当たっていただきたいと思います。

続きます。愛知県ではモニタリングポストにて空間線量を計測しておりますが、計測地点の数は現状を考えれば明らかに不十分であり、住民が納得し、安心できるものではありません。空間線量だけでなく、同時に土壌の計測も行っていくべきだと考えます。具体的な取り組みとして、弥富の未来の宝である子供たちのため、市として保育所、小・中学校のグラウ

ンド及び通学路、公園等における独自の計測が必要だと考えますが、市側の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 保育所、小・中学校の定期的な放射線量の検査ということで御質問をいただきました。

これにつきましては、平成23年8月19日に文部科学省の方から、「放射能を正しく理解するために教育現場の皆様へ」と題しましてインターネットで公表されている資料からまず説明をさせていただきたいと思います。

まず、シーベルトとかベクレルとかいろいろ単位が出てきておりますが、まずシーベルトとは、人の体が放射線を受けたときに、その影響の度合いをはかる物差しとして使われる単位のことであるということです。それから、1シーベルトは1,000ミリシーベルト、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルトというふうにあらわすということでございます。この資料によりますと、この4月19日に文部科学省は暫定的な考え方として、年間1から20ミリシーベルトを目安として、今後できる限り児童・生徒の受ける線量を減らすというふうにしておりましたが、5月27日には当面の対応として、学校で受ける放射線量は年間1ミリシーベルト以下を目指すというふうにされました。これは、単純に時間あたりに割りますと、1時間あたり0.114マイクロシーベルトというふうになります。

そこで、議員もおっしゃいましたように、放射線量の現状につきましては、現在、文部科学省の放射線モニタリング情報とか、愛知県環境調査センターでの空間放射線量率の測定結果がインターネットで確認できるということは皆様御承知のとおりでございます。この結果を見てみますと、平成21年度におけるモニタリングポストの空間放射線量率、いわゆるガンマ線でございますが、0.036から0.061マイクロシーベルト/時、この範囲とほぼ同様の結果でございました。したがって、この地域での通常の生活や学校生活においても、安全性には特に問題がないというふうにされておるところでございます。市としましては、この8月下旬に3日間にわたりまして、海部南部消防署から線量計をお借りし、学校が夏休みでございましたので、市内の保育所で測定をいたしました。1日8時間の3日間で24時間の累計が1から2マイクロシーベルト、これを時間に直しますと0.042から0.083マイクロシーベルト/時でございますので、自然界から受ける放射線量の範囲内であり、特に問題はないと考えております。議員が言われますように、放射線量を測定しまして市民の皆様方にきちんとお知らせをし、安全であることが確認できるような対応が望ましいと考えております。今後、市としましては、測定器を購入しまして、必要に応じて測定し、安全を確認していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

- 1 番（堀岡敏喜君） それが、本当に風評被害を広げない、市民の皆さんが安心していただくための一つの数値、目安になるんじゃないかなあと思います。

続いて質問させていただきます。

今後心配されるのは、食の流通による内部被曝であります。特に高濃度汚染の稲わらを食べた牛肉が流通した問題は記憶に新しいのではないのでしょうか。今や安心の裏づけを自治体独自で行っていかねばなりません。先ほど教育部長の方からも報告があったとおりであります。大手スーパーなどでは産地の公表はもちろん、放射線量を独自に計測し、安全であることを示していこうとしています。当然ですね。福島、宮城、岩手を初め青森、秋田、新潟、山形、栃木、千葉、長野、東京都、神奈川、山梨、静岡などなどでは、自治体独自で検査機器を導入し、土壌、水、食品、その産地でとれたいろんな産物を自治体独自で計測しております。また、近隣では、岐阜県大垣市では10月から実施をするとしております。現在の弥富市における小・中学校の学校給食を初め、食品の安全性についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いをしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

- 教育部長（山田英夫君） 学校給食の食品の安全性についてのお尋ねでございますが、愛知県におきましては、平成23年3月11日から7月22日の間に、学校給食に放射性物質に汚染された稲わらを与えた可能性のある牛肉は使用されていないということが既に確認をされております。また、御承知のように、学校給食での米飯は、これまで地産地消の推進の点から、海部地域、特に弥富、飛鳥産でございますが、こういった米を使用しているところでございます。この8月16日の初出荷がございましたが、その前の8月5日に、愛知県の経済連が自主的に市内の「あきたこまち」の乾燥玄米3キログラムをサンプル抽出いたしまして検査をしました。その結果、放射線セシウムは検出されませんでした。学校につきましては、品種は「あいちのかおり」というものを食しておるわけでございますが、今については22年産でございますので、この23年産につきましても、この「あいちのかおり」のセシウム検査は自主的に経済連が今後やるというふうにお聞きしております。

また、学校給食会からも放射性物質の検査についての通知がありました。厚生労働省が示した地方自治体の検査計画に基づきまして、愛知県のモニタリング検査や生産者の自主検査により安全性が確認はされておりますが、さらに独自に学校給食会では主食や副食についても放射線量の測定を実施いたしまして、万が一異常な値を検知した場合には、直ちに購入中止や出荷停止の措置をとるということとされました。

したがって、今後の取り組みにつきましては、これまでと同様に、米とか牛肉に限りませず、食材全般の選定及び納入に際して、学校、教育委員会と学校給食会及び食材の納入業者等の連絡を密にし、産地の確認や厚生労働省の行っている調査結果や出荷制限等の情報

に留意し、安全確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ぜひ継続して、市民の方、また子供たちが安心しておいしく食べられる食材、そういう環境を守っていただきたいなと思います。

続きまして質問させていただきます。

また、風評被害のもととなっていますのは、放射線に対する知識であったり情報が散在をしていて、正しく判断できないためだと思います。計測に関しては、実数を公表していくことは当然として、それを判断するための基準となる正しい知識を共有するため、広報を初め講演会を開催するなどして、正しい情報を発信していくことが大切であると考えます。けさの議会運営委員会でも同じような議論がされたわけですが、いろんな学者がいらっしゃいます。プルトニウムを食べても大丈夫だという学者もいらっしゃれば、一切だめだという学者もいらっしゃいます。何に基準を置いているかというところが大事だと思うんですね。先ほど課長の答弁でもありましたけれども、大丈夫だと言うだけでは安心できない時代になってしまった。ですから、こうだから大丈夫だという一つの論拠を示していけないと、どんどんどんどん情報が流れていって、数字だけは、はっきり言って市民の方もすごく詳しくなっております。そういう変な風評を広げないために、確実な数字を出して、しっかりと公表していただきたいと思います。今の話ですが、市として、市民に対して広報等また講演会等今後開催をしていただいて、正しい情報というのを公開していくべきじゃないかなと思いますが、市としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） 放射線に対します正しい知識、理解ということでございますが、福島第一原発の事故に伴う放射性物質の拡散によります人体への影響が懸念されておりますが、市は、愛知県が測定する放射線量等の状況により、現時点での健康への影響が発生する状況ではないという認識にまず立っております。ちまたではベクレルやシーベルトの単位がはらんしており、この単位を聞いただけで不安を抱く人も少なくないため、市といたしましても、市民の皆様放射線に関する正しい知識を得ていただくための普及・啓発に取り組まなければならないと考えておりますが、その方法によっては逆に不安をあおる結果になりかねないので、よく検討し、取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、今後の取り組みといたしましては、国から提供されるパンフレット等の活用及び広報等への記事への掲載などにより、放射線に対する正しい理解による風評被害等の抑制を図りたいと考えております。ベクレル、シーベルトといった人体に影響する値に対する知識、また福島第一原発事故以前から自然界や宇宙からの放射線を人間が常時受け続けているが、健康に影響なく生活しているという現状、放射線は悪いことばかりでなく、レントゲンやが

ん治療などに使用されていることなど、放射線に関する正しい知識を得ることによって、間違った情報に右往左往することのないようにしていかなければならないと考えております。  
以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） まさに環境課長がおっしゃったように、私が言いたいのはそこなんですよ。正しい情報というのは、放射線と一言に言ってもいろいろあるわけですので、今回飛んでいるものは何なんやと、ふだんのものは何なんやということを、当たり前はこの日本に住んでいる以上、本当は知っておかなければならなかったんじゃないかなと。栃木や茨城など被災地に近い自治体では、今後は放射線教育というものも取り入れていくとの話もございます。実際にそういうことをしていかなければならない時代になるのかなあと思うとちょっと心苦しい部分もありますが、現状をしっかりと見るということであれば、そういうことも絶対必要なんじゃないかなと。現にいろいろ不安なものをいただいております。不安というのは、わからないから不安なんですね。それがこうだよということをしっかりお伝えすることができれば不安もなくなる。その根拠として、弥富ではこういう数値だったよ、大丈夫だよとしっかり言っていたきたい。これは国に言っても、大きいんですよ、範囲が。愛知県と云って広いですからね。さっきの愛知県がやっているモニタリングポストといっても、12市町と云ってこの近辺はないんですよ。この弥富の近辺というのがね。自治体独自で計測していただくことを強く要望するとともに、先ほど課長がおっしゃった取り組み、市民全体で正しい情報を共有していく。講師の選定も大変かと思いますが、しっかり見きわめていただいて、一方的にテレビ、インターネット、報道等から流れる過剰な情報に対して振り回されないようにということを訴えていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤正信君） では、12時になりましたので、ただいまから暫時休憩をいたしまして、13時再開ということで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 午前中に続きまして質問させていただきます。

午前中も放射線対策について御質問させていただきまして、弥富市におきましては、何よりも市民の命を守り、安心・安全な暮らしができることに目線を置いた取り組みを強く期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨日より登壇された方々からも指摘のあった、増加する単身世帯対策と地域の見守りの強化について伺いをいたします。

総務省が6月末に発表いたしました2010年国勢調査の抽出速報で、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となったことが明らかになりました。それによれば、一般世帯の家族形態別割合においてひとり暮らし世帯が31.2%となり、今まで最も多かった夫婦と子供世帯28.7%を上回った形になりました。このことは、1960年に世帯に関する調査開始以来、初めてのことであり、将来この単身世帯はさらにふえ続ける見通しであります。日本の社会保障システムは、従来、夫婦と子供世帯を標準としてきました。これまでの政策は、「人口減少」「高齢化」がキーワードでありましたが、これに「単身化」が加わることになり、ひとり暮らし世帯の増加がもたらす影響は決して小さくありません。

新たなセーフティネットの構築が必要となってきました。特に高齢者のひとり暮らし対策は早急に具体化しなければなりません。全国では高齢者の15.6%、457万7,000人が単身で生活を送っておりまして、男性では10人に1人、女性の5人に1人までに達しております。ひとり暮らしの高齢者は引き続き増加が見込まれ、団塊の世代が65歳を超える2015年以降は急増するはずであります。昨年夏に見られたような高齢者の所在不明問題のような事態を二度と引き起こさないためにも、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みが必要であります。現状の認識と具体的な見守り強化対策を提案いたします。まず、弥富市の高齢化率、単身世帯の増加、特にひとり暮らし高齢者の実態、介護認定者数、認知症患者の実態についてどのような認識を持っておられるのか、伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 堀岡議員の御質問にお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者数、また認知症高齢者数の実態と、それにつきましたの認識についての御質問でございました。

まず、弥富市のひとり暮らしの高齢者の実態につきました御報告させていただきますと、平成23年4月現在の住民基本台帳上によりますと1,024人となっております。平成17年の国勢調査の数字で586名となっておりますので、議員のおっしゃられますように、ひとり暮らしの高齢者数は増加してございます。愛知県の方でも、ひとり暮らしの高齢者につきましたは、平成37年には平成22年の1.5倍ほどになると見込んでおりまして、世帯主が65歳以上の高齢者世帯の3分の1を占めると見込んでございます。ひとり暮らしの高齢者の方につきましたは、家族や地域とのつながりが弱くなりまして、その結果、社会的孤立に陥りやすくなりますので、孤立を防ぎ、住みなれた自宅で暮らしていただけますように、見守り体制の構築が必要かと思っております。

続きまして、認知症高齢者数の実態につきましては、海部南部広域事務組合への介護認定の申請の数字で説明させていただきますけれども、ことしの6月から8月の3ヵ月間で654件の申請がございました。そのうち268名の方に認知機能の低下が見られるということでございました。また、654名のうちの29名の方に徘徊、または外出しても自宅の方には戻れないだろうという判定が出てございます。以上のように、申請のうち40%の方に認知機能の低下が見られまして、4%から5%の方が徘徊等の判定が出てございます。認知症高齢者につきましても、先ほどのひとり暮らしの高齢者と同様、今後急増するものと考えてございます。愛知県の方でも、認知症の出現率が高い75歳以上の高齢者の増加に伴いまして、平成22年度では約11万人と推計しておりました認知症の高齢者が、平成37年には約18万人と見込んだという報告を受けてございます。認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けていただけますよう、ひとり暮らしの高齢者同様、見守り等の体制づくりが必要と考えております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 高齢化率はわかりますか。
- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 失礼いたしました。ことしの4月現在で人口が4万4,478名でございました。それで、65歳以上の方が9,224名となっておりますので、高齢化率は20.74%でございます。
- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 御指摘したように、かなり深刻な事態が進んでいると認識しております。

それでは、ひとり暮らしの高齢者の見守り強化についてお伺いをいたします。

先ほども課長の方からおっしゃられているとおり、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域の人々との交流や、関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認などを通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行っていくことが求められております。WHOが本年5月に発表した平均寿命ランキングによりますと、日本人男性の平均寿命は80歳、女性は86歳となっております。女性の方が長生きするとなれば、高齢の単身世帯がふえていくのは当然であるかと思えます。ひとり暮らし高齢者の見守りは、現在、民生委員さんなどで行っておられますが、日ごろからの安否確認を、郵便事業会社や新聞、乳酸菌飲料などを配達する民間事業者と連携をとって強化する取り組みはできないでしょうか、市側の見解をお伺いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、ひとり暮らしの高齢者の見守りを、現在の民生委員さん中心ではなくて、郵便会社なり新聞販売店等との連絡の強化というお話でございましたけれども、これにつきましては、御本人の個人情報の関係もございますし、プライバシー、防犯上の問題もありますので、先ほど言われました郵便事業会社、新聞販売店等への情報の提供は難しいと考えてございます。反対に、郵便物なり新聞等が何日分もたまっておりまして、そういった家庭について市の方に御連絡がいただけないか、今後協議したいと考えてございます。また、ひとり暮らしの高齢者の方に対しましては、日ごろより地域の方でも関係を密にさせていただきまして、隣のおばあさんが朝から姿が見えないけど大丈夫だろうかとか、周りの人に絶えず気をつけていただき、気にかけていただけますよう、日常の暮らしの中で声かけ等、また見守りの関係づくりも大事と思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 個人情報の保護という観点では、一方向からのアプローチではやはり限界があるんじゃないかと思います。実際見守るといいましても、余りにも主体的になり過ぎては見守られる方も迷惑に感じます。地域の住民や関係団体、見守り協力機関などが高齢者に対して行う声かけや訪問などは、さりげない見守り、無理がない見守りを通じて高齢者の安否確認を行うことが大切ではないでしょうか。個人情報の壁は、一つの事業として総合的に申請方式にすることでクリアできないでしょうか。申請といっても、まるでサークルにでも誘うような、見守る側と見守られる側とでコミュニティーを形成するような取り組みが大切なのだと考えます。また、このような取り組みにより、地域から高齢者が孤立する状態を防ぐこともできると思うのであります。単身世帯がふえていきますとコミュニティーが弱くなる傾向があります。取り組んでいる多くの自治体では、高齢者地域見守りネットワークとして地域コミュニティーを強化する事業としても取り組んでおられます。

次も同じことが言えると思うのですが、重ねて認知症高齢者の徘徊など、事故を未然に防ぐ対策についてもお伺いしたいと思います。

徘徊するおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、先ほどの話では26名いらっしゃるということでありましたが、公共交通機関、ガソリンスタンドなどの協力事業者や警察とも連携をとりながら、地域ぐるみで早期発見、保護できるような、認知症高齢者の事故を未然に防ぐ取り組みは市としてできないでしょうか、市側の見解と取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、認知症高齢者の方の徘徊などの事故を未然に防ぐ取り組みについての御質問でございましたけれども、認知症高齢者とその家族につきましては、自宅や地域の

方でも安心して暮らし続けていただくためには、身近な地域の住民の方とか小売店といったような、日常生活に直接かかわり合う仕事に従事している人々の支えが必要と考えております。国の方でも、地域の皆さんで認知症高齢者とその家族の方を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていく運動の一つといたしまして、認知症サポーターの養成というものに取り組んでおります。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に支援の手を差し伸べるものでありまして、そういった方々の応援者となっていただくものでございます。活動といたしましては、例えばお友達や家族の方に認知症の講座で受けました知識を伝えていただいたり、認知症になった人の気持ち、また家族の気持ちを理解するように努めていただいたり、隣人あるいはまちで働く者として、自分のできる範囲でのお手伝いをしていただく等、活動内容については人それぞれでございます。弥富市におきましても、地域包括支援センターによりましてこれまで講座を5回開催いたしまして、延べ406名の方に認知症サポーターとなっていただいております。

御質問にありました、認知症の方の事前登録をいたしまして、事故を未然に防いだらという御意見でございましたが、該当する方の個人情報の関係もございますし、地域でどのようにその情報を共有するかとかプライバシーの問題もありますので、今後は幅広い年代の人を対象にいたしまして認知症サポーターの普及に努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員、時間がまいりましたので要約をしてください。
- 1番（堀岡敏喜君） 最後で、これで終わらせていただきます。

今の御答弁では、認知症サポーターというのを、包括センターを中心に市民にその輪を広げていただいているという御答弁でございました。大変すばらしい取り組みだと思います。高齢者がふえていく中での地域のネットワークといいいますのは、形としては事業なんですけれども、本来であれば人とのつながりというものを強調していく上でのネットワークづくり、コミュニティーというものを構築していくためには、市側の、行政側の一つのきっかけが大事だと思うんです。それがコミュニティー、自治会で動き出せば、先ほどの例えば個人情報の保護であるとか、これは当然個人を守る権利ではありますが、見守っていただきたい、見守りたいという双方の理解があれば、それをも凌駕できるんじゃないかというふうに思います。一番最初に言いましたハグもそうですけれども、一つコミュニティーを強化するための手段であると思います。実際防災であれば防災、地域の見守りであれば高齢者の安否ということがありますけれども、これの大きな目的というのはやはり地域のコミュニティーの強化であると。それがなしに遂げられれば、さまざまな事業とかいったものが形をつくらなくても各地域で回っていく。それが各自治体の大きな力となっていくんじゃないかと思います。今後も市行政としましては、弥富市民がみずからの自治体のさまざまな地域とのコミュ

ニケーションを図っていく上での活動のきっかけづくりをしていただいて、また停滞しているなと思ったら油を差していただいて、いいなと思ったら評価をしていただいて、全域でそういうものを広げていっていただきたい。そういうことを強く要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に山口敏子議員、お願いします。

○3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

6月議会に続きましてまたラストでございます。少しだけお時間を下さい。

今回は、市内スポーツ施設において、空調設備及び救護機器の充実をしてくださいということで質問させていただきます。

本市には、国体を開催するような会場になったすばらしいスポーツ施設があります。そのために、小・中学生の体育競技会、球技の会場に選ばれることが多くあると思います。特に夏には中学生の郡市スポーツ大会、西尾張大会の会場として何度も開催されています。私たちが育った時代とは気象状況が比べ物にならないくらい熱帯化しているのが現実でございます。私たちのころの部活は、練習中の水分をとることは禁止され、まるで我慢大会のような中で練習や大会が行われたことを思い出します。でも、その時代は当たり前だったんです。水もお茶も飲むなんてもってのほかと言われて部活をやってきたという記憶がございます。でも、そのころの気温は30 になるのが時々あるぐらいで、今のように連日30度以上が当たり前で、時には体温と間違えるくらいの気温が、連日35度、36度と報道されております。今はスポーツ医学が進み、水分補給は絶対に必要という状況の中で、子供たちは大会とかスポーツの練習に励んでいると思います。

この夏に、十四山スポーツセンターで中学生のバスケットの郡市大会が行われておりました。このときも昨年以上の酷暑の中で、選手は我が校の名誉をかけ、次に進むべき西尾張大会、県大会と進めるために白熱した試合が行われておりました。体育館の中といえども、かなりの室温があったと思われます。選手はもちろん、審判の先生もコートの中を走り、家族の方は応援に、それはそれは大変な暑さの中で行われていたと思われます。この日は、2階のアリーナ席で応援されていた方の中で気分が悪くなった方が見えました。体調を崩された方のためにすぐにでも対応できるように、各スポーツセンターとか皆さんが集まる場所は車いすが置かれております。そのときも車いすをすぐに用意し、会場に持っていきましところ、残念ながらアリーナ席は階段状でございます。もし車いすで運び出して下のクーラーのきいた事務所でちょっとでも休ませれば、応急手当ができたかもしれません。少しの間、回復を待って、次の段階のところへ行けたかもしれません。残念ながらアリーナ席は2階で、熱い空気はみんな上に上がってしまいます。残念ながら車いすを上を持っていくこともできなかったということを聞いております。その気分を悪くされた方を下におろすためにはどう

することもできずに、救急車に連絡されたということです。

この夏は、6月末から2ヵ月間、8月25日まで、熱中症の疑いで海部南部消防署に救急車の要請は43件あったそうです。多い日は1日に6回の救急車の出動する日もあったと伺いました。市内にはアリーナ席のあるスポーツ施設は2ヵ所あると思います。もしこういうような状況が起きた場合、担架が一基でもあれば、熱中症の疑いがあって、ちょっと気分を悪くされた方を2人、3人の大人の力で運び出すことができたかもしれません。このような担架は置いてございますか、ちょっとお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） それでは、山口議員からの御質問であります、市内スポーツ施設に空調設備及び担架の設置ということで御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、市内で屋内で運動可能である主な施設としまして、総合社会教育センターの総合体育館、市立武道場、白鳥・南部コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、十四山体育館及び十四山公民館講堂、さらには小・中学校の体育館、また総合福祉センターにおいても多目的ホールでは運動可能でございます。そのうち空調設備の整備状況につきましては、総合体育館の多目的室、それから白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンターの多目的ホール、十四山スポーツセンター第2アリーナ、十四山公民館講堂、総合福祉センター多目的ホールが冷暖房可能となっております。

担架の設置でございますが、現在は中央公民館と総合体育館、これは市民プールと兼用でございます。それから十四山スポーツセンターそれぞれに各1基設置してあります。質問の中でありましたように、十四山スポーツセンターにおいては、結果的に担架の設置はございましたが、その時点では保管場所がわからず、利用には至らなかったということについては深くおわび申し上げます。今後につきましては、未設置の施設には順次配置するとともに、設置場所を表示し、改善を図りたいと考えています。また、万が一急病者が出た場合には、直ちに応急処置を実施し、119番通報をしましてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 設置がされていたということで、本当にそれは残念だったと思います。私のお聞きしたときはなかったということを聞いておりましたので、でも設置されていたということは宝の持ちぐされということもありますので、今後ともわかりやすいところに置いていただけたらありがたいなあとと思います。

東日本大震災が発生した3月11日は、雪がちらついている季節でした。寒い時期は、何とか布団、毛布、それに石油ストーブでも暖をとって体育館での生活をされている様子がテレビ、新聞で報道されておりました。季節は春から夏へと移り、それは暑さとの闘いの始まり

でした。東北地方といえど暑さはこの地方と変わらないほどで、気温の上昇を伝えている報道がたくさんありました。避難所になっている体育館での生活は想像を絶する状況で、まるで蒸し風呂のような場所で寝起きする毎日。空調設備のない段ボールで仕切られた狭い空間で、涼をとるのはうちわだけの生活。あの過酷な環境の中での5ヵ月間に及ぶ避難生活をされた岩手県、宮城県、福島県の皆さんのことを思うと、本当に胸が痛みました。

8月のお盆ごろの新聞は、ぼつぼつと仮設住宅が整備され、体育館での避難生活の終わりを告げる閉所式が行われている、そういう新聞を少しずつ目にするようになりました。避難生活をされた皆さんが久しぶりに会って手を取り合う笑顔の写真が載っておりました。あの皆様方がこれからどんな苦難で生活をされていくんだろうと、本当に胸が痛くなる思いでその新聞を見ました。でも、この写真の中に、50年ほど前の私たちの姿がダブリ、思い出された方があったのではないのでしょうか。このような体験は二度とはあってはなりません。市内34ヵ所以上の指定されている避難所ではスポーツ施設も入っております。あってはならないことですが、もしものときはそこで生活することになります。もしそこで生活するとき、それから子供たちはそこで体育大会もやります。何とか空調設備、それから空調設備だけじゃなくて、そこに付随して大きい温度計をつけられたらどうでしょうか。そうすると、ああ、この温度だったらもうちょっと扇風機を回すとか、空調設備をしなくてはとてもいけないという、見やすい温度計と救護設備、それから空調設備がどんどん進められたらいいなと思っております。

それから、けさの朝日新聞の朝刊、こういう50年前の写真でございます。伊勢湾台風のときに鍋田干拓が全部なくなって、1年後にはこういう復興住宅ができたという51年前の9月22日の写真でございます。絶対に起きないことではありません。台風12号では死者・不明の方が106名、おまけに土砂ダムも4ヵ所、まだまだふえるかもしれません。その方のことを思いますと心よりお悔やみを申し上げます。もしものときのためにも、転ばぬ先のつえとして、使わなければ幸いです。幸いのことを想定して、安心・安全の社会にしていっていただけないでしょうか。私たちも心して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 市長、設備の関係はどうか。

○市長（服部彰文君） 山口議員にお答え申し上げます。

今回、東日本大震災で私たちは数多くのことを教訓として学び、それぞれの自治体としてやれることを一つ一つ積み上げていき、安心・安全なまちづくりにしていかなきゃならないというのは全く皆さんと同様だと思っておるところでございます。きのうの答弁でもお話をさせていただきました小・中学校における耐震化の問題につきましては、昨年度までにすべて完了することができました。これも、国の支援並びに議会の皆様の御支援のたまものだろ

うと思っておるところでございます。今回の震災において、大きな事故につながっているのは、いわゆる避難場所としていく施設の天井の落下でございます。天井の落下ということに対しては、来年度からしっかりと予算を立て、一つ一つその施設の改修をしていきたいと思っておるわけでございます。

その中での空調設備の問題でございますけれども、当初の目的のスポーツ施設というような状況では、空調施設がほとんどの施設で弥富市は設置してございません。そうした中では今後検討材料ではあるわけでございますけれども、多額の経費が必要であることも御承知のとおりでございます。スポット的な空調設備というようなことは考えられるわけでございますけれども、まずはその建物の安全というものを総合的に考えていきたいということが優先順位としてございますので、御理解もいただきたい。

また、温度計の設置という御提案がございましたけれども、これにつきましては早急にできることだと思っておりますので、実施してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、それぞれの施設の安心・安全という中で、市民の皆様に使っていただくために総点検をしていきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） いい御答弁をいただきましてありがとうございます。私たちも、これから体育館も使ったり、社教センター、いろいろ使ったりすると思います。それを、担架があるところとかを見ながら、これから私たちもみんなと一緒に明るい安全なまちをつくっていききたいと思います。ありがとうございました。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶

平成23年 9 月 8 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 十 四 山 支 所 長 | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長 | 山 田 英 夫 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 開 発 部 次 長 兼
商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 服 部 正 治 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 防 災 安 全 課 長 | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長 | 服 部 誠 |
| 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長 | 越 川 博 文 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 邦 夫 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼
いこいの里所長 | 松 川 保 博 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー
所 長 | 佐 野 隆 |

| | | | |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合
福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長 | 鯖戸善弘 |
| 農政課長 | 青木和巳 | 都市計画課長 | 竹川彰 |
| 下水道課長 | 橋村正則 | 生涯学習課長 | 八木春美 |
| 十四山スポーツ
センター館長 | 花井明弘 | 図書館長 | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 若山孝司 | 書記 | 横山和久 |
| 書記 | 岩田繁樹 | | |

6．議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第3 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について

日程第4 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について

日程第5 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について

日程第7 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第41号から日程第18、認定第8号まで、以上の17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いをします。

○ 12番（三宮十五郎君） おはようございます。

決算委員会もございますので、ここでの質疑は基本的なことさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、実情をリアルに反映した予算編成を行い、市民と議会、行政が認識を一致させるための一層の努力を求めるということについて、本決算を中心にお尋ねをいたします。

今、服部市長の意向もありまして、いろんな形で、財政につきましても、あるいは予算につきましても、いろんな資料が議会にも示されるようになってまいりまして、私どもはそれを見ると、弥富市の特に財政の状態というのは、実態と予算や決算というのはまだかなりかけ離れているのではないかと思います。努力をしていただくということで、この間の議会の中でも私どもも繰り返し求めてまいりましたが、残念ながらかなり、特に22年度などは前年度等に比べても実際の収支と決算の中で、要するに行財政の運営ということで見ますと、数字が間違っておるということではありませんが、弥富市の財政の実態を広く市長や職員の皆さん、市民の皆さん、議会が共有するという面では、かなり問題があるということを感じておりますので、まず最初に、そのことを中心にお尋ねをしたいと思います。

弥富市の行財政運営につきましては、平成17年度には2割カットをしなければいけないということで、かなり乱暴な予算の切り込みが行われました。その当時、当初予算の収入見込み額は94億6,000万円ほどでございましたが、弥富中学校の建設用地の取得等が、平時にはない予算がその中に7億円余り組み込まれておりますので、実際のそれを除きますと87億5,200万で、前年度の82%に削り込んだ予算が編成をされました。決算では103億9,200万円になりまして、全く実態を反映しないものとなりましたが、そのときに区長や区長補助員、民生委員さんの手当を削ったり、いろんな住民サービスを2割削らなきゃいかんということを理由に削りまして、私どもはその経験から、本当に市の行財政の実態を広く議会や行政当局、市民が共有することがどんなに大切なことかということを痛感してまいりました。

市長が就任された平成19年度には、前市長が編成した予算でもありまして、とても通常は賛成できるものではないが、市長が改善の努力をするということを表明されたこともありまして、実際は大きな手直しもせずに賛成をして、平成20年度につきましては、そうした私どもの指摘もあってなのか、職員の皆さんが、市長を初めとして尽力をされたのか、かなり改善をされておりましたが、22年度の決算では、それがまたかなり実際とかけ離れてたものになっているのではないかと思います。

具体的に問題を申し上げますと、弥富町時代を通じまして、平成14年から16年度の間は、当初予算の収入見込みと決算の差というのはごくわずかでありました。例えば平成14年度は、当初予算の収入見込みが102億円、決算額は102億2,200万円、それから15年度は、当初予算が100億2,000万円、決算は102億500万円、16年度は、見込みが108億4,000万、決算は106億

8,600万円、予算と決算の差はごくわずかでございましたが、17年以降から予算と決算は大幅な食い違いが生じるようになってまいりました。その大きな理由というのは、一つは税収ですね。最も市の基本的な収入であります税収、それから当然その前年からの繰越金、前年の収支の結果発生する、この税収と繰越金の、一番自主財源の基本のところでもあると思いますが、実際の収入見込み額と予算に計上する額の間にはかなりの差がずっと発生しております。これに地方交付税を加えた当初見込みと決算の実際の差で言いますと、今申し上げました平成17年度は何と9億4,200万、予算全体の9.96%も乖離がありました。18年は7億7,100万、6.35%、さらにだんだん予算は大きくなってきますから、19年度はその差が10億8,600万、7.7%、これが平成20年度は4億3,300万、3.41%に縮小しております。21年度は5億2,300万、5.41%、22年度は7億4,400万で5%でございますが、予算規模が大きくなるに従って、実際の額というのはかなりふえてきております。

しかも、この平成17年から22年度までの間で見ますと、弥富市では、弥富中学校の用地取得と建設費で39億6,300万円、それから小学校の耐震補強等を中心にいたしました工事請負費が8億7,200万、弥生保育所の建設が7億600万であり、これに同報無線と、それからケーブルテレビの支出を合わせますと4億5,000万で、6年間で59億9,100万、あまり平時にはない特別な支出がありまして、こうした支出があることもありまして、尾張8市の中でも、普通建設事業と言われます投資的経費は全体のたしか18%近くだったと思いますが、8市の中で1番の位置を占めております。

積立金はほとんど減らずに、借金は確かにそういう大事業をやっていますからふえておりますが、そういうことからいいますと、こうした当初予算と実際の決算との間に差があるということは、私、このたび各課長などの皆さんと話をした中で、本当に弥富市の財政は厳しくて、ぎりぎりで職員もどんどん削ってきておって、そんなに住民の要求を聞けといったって、とても聞ける状態ではないということが当たり前のように話されますが、実際のこの予算の組み方、こんな留保財源があるということについて、恐らく私たちもなかなか理解ができなかった。

新年度予算を、最近、毎年中日新聞で比較でグラフをつくって出されますが、見ますと、繰入金や今までためたやつをそこらじゅうから引っ張り出して、いっぱい山のようにやって、大変苦労しながら予算を組んでおるなというふうに、それだけ見るとだれもが思うような予算の組み方がありますが、今のような高額な留保財源を持ってそういう形をつくっておけば、私は、これは市民に対してもそうですし、市の各担当課が自分たちの仕事をしていく上で、市の財政状況をなかなか正しく理解できない、そういう原因にもなっていると思いますが、どうして平成14、15、16年度はほとんど当初予算と決算の額が変わらないような予算が編成することができて、今いろんな努力をされながら、一時のむちゃくちゃな状態は、私どもも

これは行政のていをなしておらんということで、こんな市政は退場してもらう以外ないという立場をとってきましたが、努力をされている中で、なおかつ今のような大きな差が出てきている原因についてどのようなお考えになっているか、まずお尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、当初予算の編成においては、歳入におきまして、社会経済情勢や国・県の政策動向等を踏まえて、さらには過去の収入実績等も検討しまして、適正額の計上に努めております。

さらに、歳出におきましては、義務的経費を除く継続的経費において枠配分方式を導入しまして、さらには決算額との乖離が大きい項目については、予算を減額するように指示しております。そういった状況の中でも、予算額と決算額の乖離があるということでございますが、これにつきましては、今後乖離が少なくなるように、さらなる努力をしてみたいということでございます。

それで、なぜ最近乖離が大きくなってしまったかということで、その分析でございますが、例えば交付税をとりましても、国の交付税算入の計算式がかなり複雑で、いろんな要素を絡めて計算する部分もあります。そういった面で、なかなか完全には交付税や臨時財政対策債発行額の見込みを、当初予算において実際の決算見込みを出すことは非常に難しい問題もありますが、たまたま本年度、23年度におきましては、かなり近い額で計上することができました。これにつきましては、県の方のヒアリングを受けたときも、かなり他団体に比べて近い額で計上しているというお言葉をいただいております。こういった努力もしていますので、さらに他の分野におきましても、極力決算見込みに近づけるような研究をして、当初予算において決算とそんなに乖離がないように、今後努めていきたいと思っておりますので、御理解お願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、私、収入予算について申し上げたんですが、今、次長の方から、そういう乖離の大きいものについては予算を減額するように努力をするということが述べられましたが、実は歳出予算の中で、これは佐藤次長や財政当局の方が非常に努力をしてつくっていただいた資料で、私は非常に参考になる資料だというふうに思っておりますが、平成22年度を頭にいたしまして3年間の収支見込みをつくられて、そういう努力をしているということでありますから私にも下さいということをお願いして、それを比べてみると、実は、今、次長が言われたことと実際には少し、特に基本的なところでその努力があまりされていないのではないかと思えないようなことがありますので、少し立ち入ってお尋ねいたしますが、例えば22年度の決算で、歳出と歳入の見込みを、さっき次長がおっしゃられた義務的経費とその他の経費、それと投資的経費の三つに分けて見込みを立てる。それから収

入につきましては、自主財源と依存財源というふうに分けて見込みを立てるというやり方をとっておりますが、この収入の面で、私、非常に気になりましたのは、まず事務的経費の中の人件費ですね。これが、例えば今年22年度の場合は、当初予算が28億2,200万円でございましたら、決算額は24億3,300万で、3億8,900万円もの当初予算と決算の間に差がございます。このときの22年度の最終見込みに対しても、なおかつ2億9,100万円の差がある。人件費で、こういう傾向がここ何年か続いておりますが、当初予算と最終見込みとの間にこんな差は実際にあり得ないことであると思うんですね。給与体系は決まっておりますし、昇給率やそういうのも決まっておりますから。ところが、このことがずうっと最近数年間、よく似たような傾向でやられております。

本年度につきましては、23年度予算は、例の3年間の見込みでは22年度と変わらないという見込みでありましたが、ここだけは26億6,100万に一定引き下げられておりますが、しかし、この間ずうっと20年度も21年度も22年度も人件費についてはそういう扱いがされ、全体として決算額は、20年度の人件費につきましては、決算額25億5,400万が、21年度は25億2,000万、22年度は24億3,300万と減り続けておりますが、今言ったような差はずっと同じような形でございますし、22年度につきましては3億8,900万の見込み額と当初予算額との差があり、最終見込みとの差が2億9,100万ございます。

それから、その他の経費の中で、これも実際には、結構当初に見込めるはずの物件費が、本年度は当初予算が22億1,300万に対して決算額は18億9,700万で、3億1,600万の差があり、最終見込みとの間でも、ここも3億円の差があるということでありまして、予算全体にいろんな変動があることは当然であります。こういう最も基本的なところで、しかも、実際に当初、大体見込めるところでこういう歳出の方で差があることが、一つは収入の方でも差があり、もう一つは収支の方で不用額が非常に大きくなっていく大きな原因の一つではないか。多分ここを見ますと、ここを調整用に使っておるということも見られますが、それにしてもこの差というのは、特に人件費、物件費という一番市の仕事で基本的なところでございますので、こういう差が当初予算と決算の間で生じるということは、やはりこの予算の組み方、あり方、考え方に改善しなきゃならん問題があるんじゃないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず人件費につきまして、最終予算の見込み額と決算額が乖離があるという部分、これの一つの理由としまして、嘱託員さんの給料を性質別で人件費で計上しておったわけです。これが、県の考え方、市町村課なんですけど、これにつきましては、物件費の方で、性質別においては計上を切りかえるというようなお話がございましたので、そういったことで結果的に決算額で人件費が小さくなったということでございます。

ます。

それで物件費につきましては、最終予算と決算額の乖離につきまして、これはという大きな理由は今ちょっとわからない部分がありますが、最終的に予算で不用額があるわけですが、不用額ということは予算は削らなかった、当然のことです。ですから、最終見込みのところに支出したものとして計上されてしまうわけなんです。ところが、現実に支出しなかったもんですから、そこで決算額が少なくなったということで、あと大きな要因があるかはわかりませんが、ちょっと今この場でわからない部分でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 実は、私も人件費と物件費というのは、今、次長の方でも話がありましたように、委託だとかそういうことで職員を減らしていくと、こっちの費用が当然ふえるという相関関係がありますので、だから、どっちかがということじゃなくて、両方が、20年度も21年度も22年度も今のような状態があるというのは、やっぱりうちの予算の組み方のどこかに問題があるのではないかということと、もう一つは、職員の給与については、合併当時の非常に低い状態ではまずいということで、当時も、今の市長になられても、改善をするということでいろんな努力もされておりますが、実際には、国の全体の削減の中で、全体としては、人数が減る以上に人件費が減っておるということも含めて、それから本当に弥富のいろんな制度をつくっても、やっぱり市民にきちんと周知をしたり、市民の様子を聞いたりするという作業を抜きにして、本当に市民のために役立つ仕事というのはなかなかできないわけありますので、こんな形で予算が全体として組まれ、しかも不用額がいっぱい出るということであれば、これは一工夫も二工夫もしていただいて、本当に今の大変な市民の暮らしにこたえる、それから職員の皆さんが大変な苦勞をしながら頑張っている中でいろんな問題が発生しておりますが、具体的な問題については、安井議員の方からお尋ねがあると思いますので私はそこはやめますが、こういう予算の編成や決算のあり方を考えると、今、次長の方もなぜそうなったのかちょっとわからんところがあるというんですが、私どもも、実はこういう資料をいただいて初めてこういう仕組みになっておって、これは私自身も具体的に何が問題かよくわからんところがございますが、しかし、人件費やそういうものが予算を組まれておっても使わないという状態は非常にまずいと思いますので、実際に必要な職員の配置をする仕事ができる仕組みにさせていただく上でも、ぜひ具体的に原因を明らかにしていただいて、問題点を改善していただきたいと思います。この点は要望にとどめて次の質問に移りたいと思います。

次に、今、市では行革大綱だとか、いろんな形で数値目標も決めて、予算の節約だとかをやっておりますが、弥富町、あるいは市自体を通じまして、市民や議会、行政が、多年にわたるさまざまな形で無駄遣いをなくす行政改革の協働の取り組みの活動がございましたが、

それを一層発展させていくことについて、少し立ち入ってお尋ねしたいと思います。

一つは、実際の市場価格と行政が購入している価格との差が非常に大きいということがこの間問題になりまして、これは全国的にもそうであります。公共単価が実際の市場価格に比べて高過ぎるということで、特に私が直接かかわった問題で言いますと、たしか平成10年当時だったと思うんですが、消防自動車の積載無線の購入価格が実際の市場価格に比べて3割、4割と高いという市民の方からの指摘がありまして、この場でも何回か問題にしたんですが、どの市町も同じ価格でやっていると。全く問題ありませんと、当時の担当者からの質問がありましたが、住民の方から、自分たちが扱っている同種のタクシーなどの無線なんかの仕入れ価格だとか、そういうものが提供されまして、余りにも差があるのではないかとということで、半年ぐらいすったもんだやって、結局、予定価格を絞って入札をやるということがございましたし、特にそのときに私の知り合いで商社に勤めている方からこういうお話がございました。

例えば蛍光灯一本につきまして、商品番号の下にXだとかLだとか一つつけるだけで、これは官庁用と。同じ商品番号で、民間と市町村に納入するものが違っておればこれは問題になるから、そういう細工をすることで官庁価格を高くつり上げておるといようなこともありまして、そういうこととあわせて問題にした中で、ようやく当時行政として、これは一定の改善をしましょうということがされて、そして、これは市長になられてからも、同報無線なんかの入札や何か、特に電子・電気機器というのは実態と乖離が激しいということもあったと思いますが、されましたし、ケーブルテレビやそういうものも、この時期にはかなりの削減がされてきたということもございます。

それから南部水道や環境事務組合でも、環境事務組合の談合で問題になりました焼却場と焼却炉の建設に当たりまして、当時、私も環境事務組合の、当時は名前が違っておりましたが、その議員をしておりましたが、組合が事業予算を組んだときは300億円の事業費で、しかも三菱の意見も聞きながらつくりましたよね。ところが当時、既に新聞でもかなり談合の疑いがあるとか、いろんなことが言われておったこともありまして、実際には、たしか250億円まで絞り込んで落札がされるということで、50億ほど事業予算が削られましたが、さらに、それでも談合が認定されて、その後、遅延損害金も含めて20億円ほど損害賠償をいただくということもございましたが、実際に、かなり市町村が、なかなか実際の値段を知り得ない、あるいはその事業効果がわからんということで、特に焼却炉なんかにつきましては、大都市についてはそれぞれ研究しておると。ところが、一般の市町村はなかなかそういうことができないから言い値で通るといような言い方をしておることが報道されて問題になったんです。

特にこの環境事務組合につきましては、既に三菱は、今問題になっております焼却灰をス

ラグにするやつが営業運転をしておるといふ説明が私たちにされておったんですね。ところが、決定した後、私も横浜市で営業運転をしておるといふことを聞きましたので行って、横浜市の鶴見の焼却場だったと思うんですが聞きましたら、実際には、横浜市としてはまだ、このラグにする技術が有効なものかどうか、共同で研究しておるけれども、そういう結論が得ていないというのを、国の方針によってそういうものをつけて、高額な補助金をいただいて、事業費をどんどんふやして建設がされた経緯もございますが、こうした無駄遣いをなくしていくという努力というのは、当然、今後もいろいろの間、市の担当者の皆さんも市長を先頭に努力をされてきたと思うんですが、こうした、本当に市民と一緒に、可能な限り、市が購入するものについて正常な価格で購入する努力をしていくということについては、こういう時期でございますので一層努力をしていく必要があると思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今の御質問の件でございますが、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、今までも努力はしておりますが、今後、さらに一層、国や県の補助制度を利用して、補助金を活用できるものは補助事業に乗せるとか、あと地方債制度、これにつきましても調査・研究しまして、少しでも有利な利率で借りられる地方債、また交付税算入率が高い地方債、こういったのを活用することによって、より事業効果を上げたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） あと、例えば今年度の決算でも、たしか二千数百億円の道路の占用料だとか、それから公共物の使用料ということで収入予算が組まれておりますが、これにつきましても、かなり以前になりますが、当時は、道路にある電柱を移転するのに大変高額な費用負担がございまして、私も行政側に対して、公共用地をただで使わせておくのはまずいじゃないかという指摘をして改善を求めたことがございますが、そういう費用のことを考えると、結局、やったって市の経費だけが持ち出しになるぐらいであまり効果がないから、それを取らんことで中電はよけてくれるという、よけてくれるもんでその方がいいということをやっておった時期もございましたよね。それに対して、実際には愛知県もそれに近いことをやっておった時期もございますが、既に県は直しておったり、全国的にはそんなことは絶対にできない仕組みになって、特に国との関係はごく限られた一部の移転についてだけ国が負担をするという仕組みが確定してございまして、私も、当時の共産党の県議団とも相談をしまして、いろいろ県の方でも努力をしていただいたこともありまして、結局、最終的に中部電力が、市町村がそういう条例をつくれれば条例に従うということが確約された中で、それでも結構時間がかかりましたが、今の制度が弥富市でも条例化されて、そういう収入が毎

年確保される。ことし22年度の決算の場合ですと、たしか33万円だけ移転補償で済む。今、次長もおっしゃられたんですが、こういう制度をきちんと見て必要な収入を確保していく。

それから、さっき次長がおっしゃられたんですが、今の国の財政の仕組みを活用した努力をしていくということなんですが、弥富町時代に、私たちが、議長も多分その当時も見えていろいろ御意見も出していただいていたと思うんですが、弥富中学校の移転改築と桜小学校のマンモス化対策というのは大きな課題になっておりました。

ずうっと結構長いこと議会では問題になって、最大の問題は、鉄筋コンクリートの建物の改築に対して国の補助金がもらえるかどうか、これがネックになっておって、ただ、当時、愛知県は中部空港や万博にかなり力を入れていることもありましたので、弥富町の当時の町長部局も、教育委員会も県に相談することもせずに、必要性は認めるがなかなか難しいといっってずうっとこの問題を棚上げにしてきた経緯がございますよね。

たまりかねて、全員協議会の場合でも、私も直接、当時の文部省へ行って、こういう問題があるがどうだということでお尋ねをしたら、もう、私帰ってきましたら当時の町長が、「三宮議員、やっぱりそういう制度あったんだなあ」と私に話をしてくれたんですが、私たちが帰るまでに文部省の方から愛知県に連絡があり、愛知県を通じて弥富町に連絡があって、必要な手続をとって、一定の基準を満たせば補助制度を適用することになっておりますから、問題があれば県を通じて申請してくださいと通知があったと。

そういうことが、本当に今のような、職員が朝から晩まで仕事に追いまくられる、それから結構病気で在職中にも亡くなったり、あるいはメンタルの病気なんかでお休みになるような職員も多いようでございますが、こんな働き方をしておっては、そういう制度をきちんと研究して二重投資をしないようにしていく。当然、それはまたトップの人たちの責任でもあります、長年にわたって議会から指摘をされて、それでも解決できなくて、私も直接文部省に行って聞いて、初めてその道が開けるなんていう。

当時の仕組みから言いますと、ずうっと長期に弥富町は交付団体でございましたから、そのころに早く手をつけておれば、今のような1,000人規模になって、新たに600人の学校をつくって、残りは400なんていうような二重投資を防ぐことができますので、どっちにしたって大きい事業はなかなか単独ではできないのが今の国と地方の関係でございますので、そういうことが考えられる職員の職務の状態をきちんと保障していくというんですか、随分、今尽力はされておると思いますが、そういうことを考えることが、ますます今の時期に大切になっていると思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほど弥富中学校の改築問題等の国の補助金等々の問題につきましては、私もその当時、

三宮議員の御質問の議事録を読ませていただきました。やはり財政に強いというか、そういう担当者がまさに必要だなということを強く思うわけでございます。いろんなことに対して、我々はそれぞれの所管の方から県を通じ、あるいは国の方という形の中で、いろいろと仕事をさせていただかなければならないことがあるわけでございます。

しかしながら、小学校・中学校の問題につきましては、基本的には建設工事に対する免責であるとか、あるいは校舎棟、体育館等におきましては、国の負担金という状況の中での補助金が一定額つくことになっております。これは今も昔も変わらないわけでございます。そしてまた、いろんな学校におきましては対象の施設があるわけでございますけれども、例えばプールであるとか給食棟につきましては、それを設置するかしないかという問題。あるいは給食棟におきましては別途にそういった施設をつくって、いわゆるセンター方式ということも考えられるわけでございますので、そういった形の中での給食室のあり方においては、補助金という問題ではなく、交付金という形の中でそれが支給されると思っております。

私も今回、（仮称）第二桜小学校の建設に対しては、議員の皆様の御尽力をいただきながら、県の方の教育には何回も御相談を申し上げました。そして、国の方におきましても足を通わせていただいたという状況でございまして、総額といたしましては6億2,500万という多額の補助金と交付金をいただいております。そういった形の中で、それぞれの制度というものがあるわけでございますので、それに精通していくことが、基本的には財政に強い担当者を育成していかなきゃならないということにつながってくるわけでございます。今後も、議員各位の御指導をいただきながら、財政に強い担当者を一人でも多く育てていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） いろいろお尋ねしたいことございますが、時間の関係もありますので、あと入札問題について少しお尋ねしたいと思います。

最近、全国的な大手企業の仕事がないということもあったと思いますが、この競争の激化も伴いまして、特に大型事業におきましては、相当、従来考えられなかったような低価格落札が行われております。

もう一方で、弥富町時代から行っております、そんなに高額ではない指名競争入札のものにつきましても、以前、私どもがいろいろお尋ねをしましても、結局、前年の実績だとか、そういうものを重視している仕組みもございまして、新規の人たちがなかなか入札に参加できないとか、あるいはしましても、これも以前申し上げたことがございますが、極端な場合は、入札につきましては130万円以上ということになっております。ところが、そういう新規参入業者が、少ない入札機会に参加して、そんな大きい工事じゃないですね。そしたら、たしか七十数万で、従来の常連の建設業協会の業者が落とすというようなことをやられると

か、それに対して、何遍私どもが申し上げても、担当者の皆さん、指名願が出ている業者でも、建設業協力会の業者については一定割合で参加させるが、そうでないものは指名回数ゼロなんていうのがあって、改善を強く求めてきましたが、先ごろ市側から報告されたことによりまして、その点ではかなり改善がされてきておると思いますが、もう一方で、実際の入札の議員会報で配られた報告を見ますと、参加している業者によってかなり落札額に差が出る。その人が落とさなくても、要するに競争入札に真剣に取り組んでいるというふうに思われている業者が参加している落札額はかなり減るが、そうでないものは、最近は全体としては以前と比べるとかなり減っておりますが、それにしても95%前後というのは、まだ珍しいというかな。だから、ある条件のもとでは競争入札が担保されているけれども、そうでないところは、やっぱり従来型の入札制度という域を出ないというんですか、全体としてはかなり改善がされ始めてきておりますが、そういうことも含めて、実際の競争入札が保障される、またもう一方で、本当にそのことによって完成がちゃんと保証できないというようなことがあっては、これはまた市民の大切な財産、税金を無駄遣いすることになりますんで、あってはならないと思いますし、その辺の、最近の市の考え方については、この前一定のお話はありましたが、担当の副市長がたしか入札関係は仕切ってみえると思うんですが、今後どういう改善をしていくお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず今まで取り組んできた内容と申しますと、総合評価競争入札、あるいは制限つき一般競争入札、それから低入札価格調査、それから電子入札の導入など、入札制度の見直しをしてまいりました。

また、これは課内のことでありますけれども、21年度には契約検査グループを総務課に一元化して、工事の入札・契約事務を一元化してまいりました。

今後、県内の各市の状況を調査して、さらなる改善を行っていきたいと考えておりますが、まず具体的には一般競争入札でありますけれども、これは現在対象とする工事につきましては、土木一式工事は設計金額8,000万以上、建築一式工事につきましては設計金額1億5,000万以上、舗装工事・その他の工事については設計金額1億円以上で執行させていただいております。

平成13年3月9日の閣議決定、それから平成18年5月23日の一部改正の閣議決定の中で、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中では、不正行為を排除し、公正な競争が行われるよう適切な入札及び契約の方法が選択されなければならないとしております。そのためには、手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、そして入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いことが求められておるとしております。

一般競争入札におきましては、これらの点では大きなメリットを有しておりますが、不良・不適格業者の排除が困難であることや、競争参加資格の確認などに係る事務量が大きいことなどの問題があり、これまで一般競争入札については、先ほど申しました一定規模以上の工事を対象に行われてきました。

指針の中では、今後は資格審査の適正化及びこれに係る体制の充実を図りながら、できるだけ速やかに一般競争入札の拡大を図るものとしております。

最近では、豊明市が1億円以上の一般競争入札の範囲を2,000万以上にしたという事例もございましたので、他の自治体の事例を研究しつつ、一般競争入札の対象工事を拡大する方向で検討していきたいと思っております。

それから、特定建設工事共同企業体に係る工事でありますけれども、現在、建築工事については5億円以上、土木工事2億円以上の大規模かつ技術的難易度の高い工事につきましては、技術力の結集による工事の安定的な施工の確保と、地元企業の参画の機会を確保するために、共同企業体による一般競争入札を実施しております。しかしながら、どの自治体においても、特定建設工事共同企業体だけの入札の場合は、参加共同企業体の数は少ない傾向にあります。先ほどの指針の中でも、特定建設工事共同企業体により行われる工事でもございしても、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格者があるとき等については、適正な競争のための環境整備の観点から、これを入札に参加させるよう努めるものとしております。

今後、大規模かつ技術的難易度の高い工事につきましては、入札により多くの者の参加をさせることにより、適正な競争を図るため、共同企業体と単体有資格者の混合による入札を、今後検討していく考えでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） いろんな入札につきましては、地元業者の育成だとかというような問題もございしますが、そういう諸条件も勘案しながら、公正な競争入札が行われて、予算の節約がされることを十分担保できる仕組みをつくっていただく。それから、先ほど次長の方から、どうして人件費と物件費がそんなふうになっておるか。私も、この皆さんがつくっていただいたやつを見なければ気がつかなかったことなんです、多分数字が間違っておることではないと思いますので、なぜそうなったのか、ぜひ、なるべく早い時期にこのことについては解明していただいて、よりよい方向に改善されることを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時からいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安井議員、お願いをします。

- 11番（安井光子君） 質疑に入ります前に、お配りいたしました資料でございますが、この資料は平成18年度から22年度までの決算主要成果報告書から拾ったものでございます。平成23年度は、市の報告を受けて書き入れたものでございます。ごらんください。

では、質疑に入らせていただきます。

弥富市の第2次行政改革大綱によりますと、これは平成22年から25年のものでございますが、定員管理の適正化について示してございます。小泉内閣の国と地方を挙げての行政改革推進法では、5年間で国家公務員を5%、地方公務員を4.6%以上削減、給与引き下げや規制改革と官業の民間開放の推進などを定め、行革が進められました。国の方針を受けて、弥富市でも平成19年3月、弥富市集中改革プランが策定・実施されました。平成23年2月、第2次行政改革大綱と実施計画が策定され、平成25年までの計画で進められております。

大綱の2ページには、比較的余力のある今だから、この緊急的かつ重点的に行政改革を断行する必要がある。本市では、行政を経営するという概念を強く導入して云々、実際に改革を担う職員の意識改革・能力開発を重視し、行政改革に強力に取り組んでまいりたいと書かれています。

まず、この考え方は小泉改革の地方版であり、小泉改革は、国民の大負担増による貧困と格差の拡大、小さな政府の名による規制緩和が進められ、国民から総反撃を食って、政界から退かざるを得なくなり、政権の交代が行われたのではありませんか。小泉改革の流れを受けてのこの市の大綱は、どこでだれが中心になってつくられたのでしょうか。また、毎年のチェックはどこで行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

- 総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） これにつきましては、行政改革推進委員会という会に案を提案しまして、その答申に基づきまして市の方で決定したということでございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） その、推進委員会というのは、どのようなメンバーで行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今、メンバーの資料を手元に持っておりませんので、全部は言えない部分もございますが、例えば区長さん、商工会の会長さん、福寿会の会長さん、それから民生児童委員の会長さん、それと公募の委員の方等でございます。そのときのメンバーということでしたら、後ほど資料がございますので、それを見ていただくということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） じゃあ、後ほどメンバーの名簿をよろしく願いいたします。

それから年度ごと、ここにございますが、22年度では退職者が15名、採用予定者が14名、削減数が1名、23年度は退職者11名とか、あとは具体的に申し上げませんが、これ大綱の実施計画を見ていただいたらわかると思いますが、そこに具体的に書いてございます。毎年毎年のチェック、それが実際に実施されたのかどうか、そういうチェックというのはあるんでしょうか。例えば県に提出をするとか、国の方に出すとか、そういうチェックというのがあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 集中改革プランのときは、国の指針に基づいてやっておりましたので、それを国等に提出するというものはございました。しかしながら、今の行政改革大綱等につきましては、国からの指示に基づいてつくっておるというものでございません。他の自治体もそうでございますが、国からの指示がなくなったからといって、行政改革を推進しなければ行財政運営に行き詰まってしまうという観点から、これはほとんどの自治体がつくっていると思いますが、新たな行政改革大綱をつくったということでございます。したがって、これにつきましては実施結果を国や県の方に報告するという制度はございません。しかしながら、市の方で毎年毎年検証しまして、取り組み結果につきましては、ホームページで公表するという形でとっておるというところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） じゃあ、そのチェックというか検証ですね。毎年毎年、市長を中心にやっておみえになるんでしょうか。市の方のどういう部門でやられているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、総務の方から、採用・退職を含めた職員の管理の観点から御説明をさせていただきます。

先ほど、議員の方からも御説明がございましたけれども、定員管理については、国の指針に基づきまして、平成17年を基点としたおおむね5年間で4.6%を上回る職員数を削減する

ようにという指針がございまして、この目標に基づいて私どもも集中改革プランを策定し、この要請に従っておるところでございます。また、平成18年には、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、平成17年度を基点とした5年間で、職員数を4.6%以上純減させることの管理が厳格に要請されているものでございます。さらに、骨太方針2006において、国家公務員の定員削減目標と同程度の5年間で5.7%の定員純減を図るとともに、定員純減を平成23年度まで継続するようということもされております。

こうした中におきまして、本市は採用・退職の数を見ながら、職員の定員管理に努めております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬課長、だれを中心に点検をしているかということをお答えください。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員の採用につきましては、市長をトップとしまして、私ども人事の方と協議をさせていただきながら、全体の職員数について管理をしております。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 特にここにおきましては、行革の中身はいろいろございますが、職員の定数の適正化、職員の定数の抑制とか削減について立ち入ってお尋ねをいたします。

大綱の13ページでございますが、職員定数の適正化基本方針では、本市では、今後10年間に職員の3分の1、116名が退職するという異常事態が発生します。この危機的な状況を、逆に抜本的な組織変革に向けた好機ととらえ、職員が担うべき業務分野を明らかにした上で、再雇用、嘱託職員、臨時職員などの活用や、事務事業のアウトソーシングの推進を図るとともに、国の公務員制度改革の動向を見ながら、派遣職員や任期つき職員等の活用を検討し、職員定数の抑制・削減に努めますと書かれております。

このお配りしました表を見ていただくとわかりますが、平成18年4月1日、367人の職員は現業部門がこのうち50名でございます。23年4月1日には349人、現業部門では39人にと18人減っております。大綱の32ページ、平成22年度から25年度まで、先ほど申しましたように、退職者、採用予定者、削減数が示されております。市では、現在の職員を何人まで削減すると適正だと考えておみえになるんでしょうか、この点についてお尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず、全国の地方公務員の行政部門の職員数の推移を申し上げますと、平成18年度が102万7,000人、平成22年度が93万人でございまして、公務員の職員数は4年間で9万7,000人の削減、率にしますと8.8%減少しております。一方、本市の職員数は、先生がおっしゃられたとおりでございまして、4.9%の減であります。

そうした中、私ども職員数の適正な数が幾つかという御質問でございますけれども、私ど

もは、国の指針を注視しながら、今後も職員数の定数を、355名が今のところ上限となっておりますので、それに向けた数をもって、嘱託職員、OB、そして民間委託等々の推移を見ながら、この職員数の削減については、そういう状況を見ながらの兼ね合いで決めてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私が、現場の状況とか、保育所も現場を見せていただいたりしますと、保育所も本庁の職員もこれ以上の削減はもう限界ではないか、そのように私は認識をいたしております。

この一覧表では、23年度4月1日では、児童館が今まで6名の正職だったのがなしになっております。いこいの里では1名の正職が今年度はなしになっておりますし、十四山公民館、白鳥コミでも、正職は一人もありません。あと、そのなくなったところに、どのような方が配置されているのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 先ほどの先生の御質問の中にもございましたが、私も、今後10年間で116名の退職者が出てまいります。そうした中、職員のOB等々も活用しながらこの穴を埋めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、嘱託職員の方が児童館など全部に配置されているのでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

すべての場所ではございませんが、嘱託職員が配置できないところにつきましては、常勤的臨時職員、その他の職員をもって充て、その業務に支障がないように努めております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に、保育所のところを見ていただきますと、平成18年の4月1日は113名から、平成23年度4月1日では9人ふえて122名となっております。そのうちの20人は、給食婦さんで、現在、お聞きしましたら15名の保育士が産休でお休みになっているということでございました。実質87名、これは所長さんも主任さんも入れた数でございますが、正規保育士87名と105名の臨時保育士で保育が行われておる現状だと思います。

3歳未満児の入所が昨今急増している中で、臨時保育士の募集、広報の9月号にも出ておりますが、専門職であるのに時給970円、時間も制限されるでは、生活がやっていけないと、大変厳しい雇用の状況だと考えます。

保育士さんたちは大変頑張ってくださっています。子供たちが安心して保育してもらえる

ように、臨時の人を、もうこれ以上募集しても、なかなか募集に応じてもらえない、なかなか見つからない、こういう状況がずうっと続いていると伺っております。臨時の方をこれ以上ふやすのではなく、必要な正規の保育士を入れるべきではないでしょうか。昨日も児童課に伺いましたら、3歳未満児が昨月から今月も14名ほど問い合わせがあった。その方が入れるかどうかは全くわからない状態であるということも伺いました。官製のワーキングプアと言われる人たちをこれ以上ふやすのはやめていただきたいと、私は考えます。

私の方へ投書が寄せられております。「2人目の子供を産んで産休に入ったら、預けていた上の子がやめさせられました。産休明けで預けられるか不安です。仕事はどうしても続けなければならないのに、何とかしてほしい」、こういう声も届いております。ぜひ、この点お考えいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 先生から、職員の状況についての一覧表をちょうだいしております。平成18年が、保育所に113名の職員がおりまして、23名が技能労務職、調理員さんでございます。そうした中、では実際の保育士はといいますと、90名であります。その中に15名の産休の職員がおるとするならば、75名になります。平成23年4月1日を見ていただきますと122名の職員がおりまして、20名が調理員さん等でございます。そうすると102名の職員がおるわけございまして、そのうち15名が産休等で休んでおるとするならば、87名になります。

表を見ていただきますと、一般職につきましては4.2%、先生の表から見ていただくと減をしておりますけれども、保育士については、保育の状況を勘案し、ふやしております。もし一般職と同じように削減するならば、6名の保育士がこれよりも減となるわけでございます。そういうことも勘案しながら適正配置に努め、採用の計画に当たっておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 先ほども申し上げましたように、3歳未満児が今までの想像を超えた状況でふえていると伺っております。今の産休の方を除きますと、正職員の比率は、全体でいきますと45%、臨時保育士が55%を占めていると思います。実際に現業に携わっておられる方でございますが、この調子でいきますと、臨時保育士さんがどんどんふえていく状況、でも実際には臨時保育士さんが見つからない、こういう事態も生まれております。

以前の質問でも言いましたように、やはり全体の削減計画がこうだから、実態をよくとらえていただきまして、実態でどうしても必要な場所には正規保育士さんをぜひ配置していただきたいと思います。このように全体が減っている中で、保育士はわずかにふえているからというお話でございましたが、御努力はわかりますが、それ以上に需要と供給の関係という

か、ふえておりますので、また御検討いただきたいと思います。

それでは次に、全体の職員の配置について質問をいたします。

国は、お金を出さず、仕事は国から地方へとどんどん押しつけてきています。特に、ほかのところでもあると思いますが、民生部関係は制度の改変で仕事が大変ふえていると聞いております。例えば減免制度、国保とか介護、その他福祉なんかでもございますが、減免制度など、せっかくいい制度をつくっても窓口で十分相談に乗れない。市は、コンピューターでその人と家族の状況は把握されております。あなたならこの制度を利用できますよ。申請してくださいと市民に丁寧に説明する時間もゆとりもないという声がございます。

新しく変わった制度を説明し、市民の皆さんにわかってもらおうと思うと、随分時間がかかります。若い方ですとのみ込みも早いかと思いますが、高齢の方ですとなかなか理解していただくのが難しいと思います。そして、窓口で何人も待ってみると大変なことでございます。各課の職員数がぎりぎり、また削減されると、市民に対して心を通わせ、温かい親切な対応が難しく、職員が本当に力いっぱい頑張ってもらっても、サービスの低下にならざるを得ない場合がございます。

三宮議員の質問にもありましたように、弥富市の財政状況はそんなに逼迫したものではございません。今、どこの課へ行きましても、財政が大変だから、財政が大変だから、もう人はふやせない、こういうお話を一律にお聞きします。本当にそうなんでしょうか。私は、どうしても必要と思われるところには、市民へのサービスもございます。総合的に判断していただき、職員をふやすことはできると思いますし、またふやすべきだと考えます。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

昨今、安井議員も御承知のように、地方分権から地域主権という形の潮流、流れが起きておるわけでございます。これがどこまで進んでいくのかというのも、我々はしっかりと注視していかなきゃならないわけでございますけれども、国から地方公共団体へ、そしてまた都道府県から市町村へという形の中のいろいろな権限の移譲、あるいは場合においては財源等も精査して移譲していくというような流れがございます。

そういう状況の中で、私ども地方自治体としての市町村の仕事の量というのが非常にふえてきております。また、さまざまな制度に対する改正・改変というようなことも、これは日常的でございます。そういった形の中で、常にその制度をまた新しくきちっと市民の皆様に御理解いただくようにしていかなければならない、仕事の量がふえてきておるわけです。

そういう状況の中で、私ども、先ほど所管の課長が話をしておりますように、国の定数管理、あるいは市町村における定員管理、職員における定員管理ということが要望される。そ

うしたことに對しては、仕事の量と、職員の数という形の流れが逆行しているという疑問もあろうかと思ひます。しかし、定員管理の大きな目的というのは、御承知のように今900兆円を超える国の債務残高でございます。そういうような状況に對して、これは国としてもしっかりと考へていかなきゃならない、そんなようなことがあるわけでございます。そして、これからの適正管理という形に對する、いわゆる業務の効率化というものが求められ、最少の職員数で最大の効果が上がるように努力しなさいということだと思ひております。

また、本市におきまして、平成18年に合併をいたしましたけれども、市民から見た市町村の合併の一つの大きな効果として期待されるのが、やはり行財政改革という中での職員数の問題等もあろうかと思ひます。そういった形の中で、職員数の削減及びその適正配置ということにつきましては、今後も市として、しっかりと考へていかなきゃならないと思ひているところでございます。しかしながら、市民の皆様から負託される、あるいは市民の皆様にお役に立つ場所でございますので、そういう状況の中で、いろんな仕事が滞ってはならないということは、常々思ひておるところでございます。また、そういった職員に對しての過度の仕事が集中しないように、さまざまな組織的な改変等も含め、職員の健康管理には十分努めているところでございますので、御理解をいただきたい。そういう大きな潮流であるということをお理解いただきたいというふうに思ひております。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長の方から、職員の健康問題について少し触れられましたが、私も大変心配をいたしてあります。最近、ある方は病気になってやめられた、またある方は入院をしていらっしゃる、こういうお話を聞いて、胸が痛んであります。

職員の健康管理につきまして問題があるのではないかと。問題がなければよろしいんですが、病人がこのように出ているということは、どこかにやはり無理がいつているのではないかと、こういうことを考へます。今、病気で休んでおられる重い病気とか、メンタル等の職員は何人でしょうか。それとあわせて、有給休暇、生理休暇の取得率は、ここ数年の流れがわかったらお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、職員の病気休暇等の状況について、報告をさせていただきます。

ただいま、病気休暇等をとおっている職員は全体で4名でございます。なお、年次休暇の取得日数については、平成22年度で8.5日でございます。生理休暇についてはございません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 有給休暇につきましては、さかのぼっての数字は後で教えていただ

けますか。

○議長（伊藤正信君） はい、後で。

○１１番（安井光子君） お願いいたします。

生理休暇については統計が出ていないのか、実際にとられていないのか、そこら辺のところをお話しいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 生理休暇について統計はとっておりませんが、私が生理休暇についての承認権者になっておりまして、私は一度も判を押したことがございませんので、取得はゼロだというふうに考えております。もし、この件が間違っておれば、また先生の方に改めて御報告させていただきます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 女性が全体の何人がわかりませんが、若い方も多い職場の中で、生理休暇がとられていないということは大きな問題ではないでしょうか。女子の健康面、やはり労働基準法で示されている生理休暇について、皆さんにとっていただくように勧めていただきたいと思います。それから、とれないような雰囲気というか、職場の実態にあるんじゃないか、そこら辺のところもぜひ検証をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 一度、実態について、きちんと整理してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 何度も申しますが、大綱の13ページでは、人材こそが最も重要な経営資源と念頭に置いてということ云々と書かれております。人材が経営の資源、市役所は経営というふうに位置づけて、その資源が人材であるというふうに書かれておりますが、私は、知識が不十分かも知れませんが、血の通った人間を物扱いのような書き方、それから温かい血の通った人間として扱われていないんじゃないかと、こういう印象を受けました。

以前、小泉改革の中で、前三重県知事の野呂知事が、人間愛のない冷淡な小さな政府論が蔓延していると自治日報で批判をされていたことを思い起こします。私も同じように感じました。財政的に厳しいから行革だという一面的な考え方や押しつけではなく、市民に信頼され、お役に立つ市役所はつくれないのではないのでしょうか。

先日のマスコミでも報道されておりましたが、東日本大震災で市町村の職員の方々が、不眠不休の救援活動や復興活動の中心的な役割を担っておみえでした。しかし、その前から職員の数減らしてきたことが、救援・救済・復興の大きな痛手となった、このことが報道されておりました。必要なところには必要な人材を配置して、この弥富市でも心の通った市民

とのコミュニケーションがとれれば、職員の皆様は元気に誇りを持って仕事に打ち込めるのではないのでしょうか。そして、将来のまちづくりのため、職員も市民も力を合わせることができるのではないのでしょうか、私はこのように考えます。市の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 御質問にお答えをさせていただきます。

先生のおっしゃるとおりだと思っております。私どもの人材は「人財」ということで、市長も常々言っております。ですから、研修にも非常に積極的であり、また職員の健康管理についても、常日ごろの課長会等で、体を大切にするように、家族とのきずなを大切にするようにということの話もございます。そんな中の「財」でございますので、御理解をいただきたいと思います。決して物ではございません。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私も承知しております。きちんと、括弧して「人財産」と書いてございました。しかしながら、庁舎内で財政が厳しいから大変だ大変だという空気が全体に蔓延していると思います。それで、職員の皆様は、やっぱりもう1人職員が欲しいんだけどなとか、そういうこともぼろっとお聞きすることもございます。だから、大幅に、無制限にこれだけふやしてほしいというのではなく、やはり市民と心が通う市をつくるためには、行財政改革という課題がありますが、実態をよく聞いていただいて、ここではどうしても必要だから1人ふやそうとか、ここにも1人ふやそうとか、職員の皆様は宝でございますので、本当に市民のために先頭に立って働いていただくために、ぜひ、私が申し上げましたような御配慮もいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答えを申し上げます。

財政厳しいのは、異口同音だと思っております。大変厳しい状況であることには、変わりございません。しかし、仕事の量ということにつきましては、先ほども言いましたように大変な仕事の量を職員が抱えるわけでございますので、特に昨今、民生部門における仕事の量がふえてきておるわけでございます。私どもといたしましては、その仕事の量と職員の数ということに対しては、やっぱりマッチングしてなきゃいかんというふうに思っておりますので、毎年毎年、そのことにつきましても精査をしておるわけでございますけれども、議員の御意見も伺いながら、さらに精査をしていくということをお約束させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 以上で質疑は終わります。

本案17件は、お手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託をします。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 三 浦 義 美

同 議員 中 山 金 一

平成23年 9月20日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 十 四 山 支 所 長 | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長 | 山 田 英 夫 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 開 発 部 次 長 兼
商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 服 部 正 治 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 防 災 安 全 課 長 | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長 | 服 部 誠 |
| 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長 | 越 川 博 文 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 邦 夫 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼
いこいの里所長 | 松 川 保 博 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー
所 長 | 佐 野 隆 |

| | | | |
|---------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長 | 鯖戸善弘 |
| 農政課長 | 青木和巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長 | 橋村正則 | 生涯学習課長 | 八木春美 |
| 十四山スポーツセンター館長 | 花井明弘 | 図書館長 | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 若山孝司 | 書 記 | 横山和久 |
| 書 記 | 岩田繁樹 | | |

6．議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

（追加提案）

| | | |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第19 | 議案第50号 | 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 発議第2号 | 弥富市議会基本条例の制定について |

- 日程第21 発議第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 発議第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第24 発議第6号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について
- 日程第25 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時04分 開議

○議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、黒宮喜四美議員と大原功議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第 3 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について

日程第 4 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について

日程第 5 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 6 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について

日程第 7 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 認定第 1 号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2 号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 3 号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 4 号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 5 号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 6 号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 7 号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 8 号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第 2、議案第41号から日程第18、認定第 8 号まで、以上 17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長よりお願いをいたします。

○総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第41号弥富市行政手

続条例の一部改正についてほか4件であります。

本委員会は、去る9月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第41号弥富市行政手続条例の一部改正について、議案第42号弥富市交通安全条例の一部改正について、議案第43号弥富市暴力団排除条例の制定について及び議案第44号弥富市税条例等の一部改正についての4件は、質疑で、交通安全条例の関係で、高齢者の自動車運転免許証の自主返納時に何か特典などはないかの質問に対し、市民課で住基カードの無料交付があるとの回答など、暴力団排除条例では、一部事務組合の顧問弁護士の中に暴力団関係者がいるのではないかといううわさがあるが、確認をとる質問に対し、一部事務組合の関係であるので、構成団体の方へ要請するとの回答などが、税条例等の関係で、上場株式等の配当に対する軽減税率を引き続き継続するものかとの質問に対し、軽減税率を維持するものとの回答などがありました。討論では、財政状況が逼迫している中で軽減税率の延長は納得できないとの反対討論がありました。

まず、議案第41号弥富市行政手続条例の一部改正について、議案第42号弥富市交通安全条例の一部改正について、議案第43号弥富市暴力団排除条例の制定についての3件を一括で採決したところ、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第44号弥富市税条例等の一部改正についてを採決し、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第46号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、担当課長から、歳入で地方特例交付金、臨時財政対策債が8月に額の確定がされたことなど、歳出では県道の消火栓の修繕が必要となったこと、防災無線関係でJアラートの音声の変更などの説明を受けた後、委員より、防災無線の聞き取りにくい箇所を把握しているかの質問に対し、市側より、現在2ヵ所あるとの回答の後、東日本大震災以降、防災に対する関心が高まっており、一層の把握に努めてほしいとの要望などがありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをします。
- 建設経済委員長（渡邊 昶君） 建設経済委員会から報告をさせていただきます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第46号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の1件でございます。

本委員会は、去る9月14日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を報告申し上げます。

担当課長より、従来よりあった農地・水・環境保全向上対策事業の営農部分を切り離し、

あわせて排水路整備、農道舗装ができるなどによる補助金の補正などの説明を受けた後、委員より、補助金の支払いは国からの直接払いではとの質問に、市側より、新規事業分も今までどおり協議会を通し支払うなどの質疑があり、委員外より、市街化調整区域内の団地などで排水路整備の負担金を取ることをないように、また土地改良区等との二重行政にならないようにとの要望があり、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について初め5件でございます。

本委員会は、去る9月14日に委員全員の出席によりまして開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正については、質疑・討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第46号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、市側より、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える住民基本台帳法の一部改正などによる電算システム変更処理費の委託料、いこいの里のおふろのサーモ部分の取りかえ等修繕工事、療養給付費で平成22年度精算額の確定による国庫補助金過年度分返還金などの説明がありました。

議案第47号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、今後の療養費の見込みの補正分などの説明がございました。

議案第48号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、出納閉鎖期間に納付された平成22年度分保険料の国保連合会への支払いなどの説明がありました。

議案第49号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、繰越金が生じたことによる歳入、支払準備基金繰入金の減額などの説明がありました。

質疑では、委員より、電算処理委託は当初予算で組むことができなかったかとの質問に、市側より、法の一部改正の内容がはっきりせず、電算システムの変更金額が漠然としたものであったため、当初予算には正確な金額が上げられなかったため。また、過年度分の額が確定するのはいつかとの質問に対して、国の精算もあり、9月議会での補正となるとの回答がありました。

以上のような質疑の内容で、討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 次に決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（武田正樹君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてほか7件であります。

本委員会は、去る9月9日に委員全員の出席により開催し、総務部、民生部、開発部、教育部の順で、各部長の主要施策成果報告書に基づき概要説明を受けた後、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入の主なものは、税関係で、市民税が前年度比1億6,404万9,000円、5.6%減の27億8,928万1,000円、固定資産税が前年度比1億6,549万5,000円、4.1%増の42億2,936万4,000円などで、前年度比1,480万7,000円、0.2%増の73億6,700万円です。国庫支出金13億5,683万3,000円、県支出金8億7,890万8,000円などを合わせ、前年度対比2.6%増の歳入合計151億1,739万6,000円です。

歳出の状況は、前年度比2.3%増の総額143億1,891万2,000円で、その主な内容は、子ども手当8億1,951万4,000円、新弥生保育所等建設事業費5億9,094万1,000円、生活扶助費等3億3,308万6,000円、企業立地指定企業交付奨励金2億8,307万4,000円、佐古木駅前整備工事請負費2,066万8,000円、防災公園でもあるひので公園を初めとする公園整備工事請負費1億2,061万6,000円、（仮称）第2桜小学校建設工事実施設計業務委託料3,059万8,000円、1,098平米の用地購入費6,521万2,000円を含む小学校費の学校管理費5億17万5,000円、中学校普通教室扇風機取り付け工事など中学校費の学校管理費1億8,359万3,000円です。

続いて、認定第2号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入合計39億113万7,000円、前年対比0.8%減。保険税収入額は10億2,930万で、国・県支出金、一般会計繰入金等により必要金額の確保をしています。歳出合計38億8,278万4,000円、前年対比1.7%増。加入者数6,064世帯、1万1,776人で、主な内訳は保険給付費27億5,658万4,000円、後期高齢者支援金等4億6,072万9,000円です。

続いて、認定第3号平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出ともに決算額142万8,000円で、後期高齢者医療への移行のための精算が主な支出です。

続いて、認定第4号平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、穂波通線関係の平島町地内での土地購入及び物件移転補償が主なもので、歳入、歳出合計とも8億8,359万4,000円です。

続いて、認定第5号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入では、使用料及び手数料の6,052万9,000円を初め、県支出金、市債など合計6億1,688万4,000円で前年度比18.1%増。歳出合計は5億6,202万8,000円です。歳出の主なものは、十四山東部地区管路施設工事等2億5,372万3,000円です。

続いて、認定第6号平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、保

険事業勘定が歳入合計19億9,263万7,000円、歳出合計19億6,660万円、サービス事業勘定が歳入合計3,778万6,000円、歳出合計3,309万3,000円です。

続いて、認定第7号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入合計が9億2,750万9,000円、管路布設工事などの公共下水道工事費6億3,107万8,000円など、歳出合計8億8,445万5,000円です。

続いて、認定第8号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、被保険者数4,226人で、歳入合計3億4,155万2,000円、歳出合計3億3,852万4,000円です。

説明後、地域公共交通活性化協議会負担金でのバスの利用者数や停留所等の問題、給食サービス事業委託料の利用権方式のあり方、企業立地指定企業交付奨励金による市民の雇用拡大の貢献などの質疑と、特に19節の不用額が多いことに対する今後の事業等の精査などの要望がありました。

その後、認定1号から認定8号までの8件を一括で討論・採決を行いました。今年度の決算を踏まえて新年度予算を立てることを要望する賛成討論の後、採決の結果、全員賛成で決算の認定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） ただいま各委員長からの報告を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

- 12番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、決算認定に係ります弥富市一般会計歳入歳出決算認定、及びそれに関連する特別会計の認定に関して賛成討論をさせていただきます。

深刻な不況の中で、市民の命と暮らしを守ることに責任を負う地方自治体の責務を果たし、市民の皆さんの暮らしの願いにこたえるという立場から、22年度予算執行について見てみますと、中学校卒業までの子供の医療費無料制度の実施や、14年間にわたる保育料の据え置きなど、子育てするなら弥富でと、市民の皆さんだけでなく周辺自治体の人々の中でも言われるようになったすぐれた子育て支援施策、また、おくれておりました小・中学校の耐震改修の完了、すべての普通教室への扇風機設置、収入が大きく落ち込む中での値上げに苦しむ国民健康保険加入者の皆さんに対し、国保税の値上げを抑えるため、1人当たり年間1万9,500円の市の独自負担、生活困難を理由とする国保税滞納者に対しては、6ヵ月または1

ヵ年有効の保険証を交付することを基本に納税相談を行い、一定の収入基準を下回る人々に対しては滞納処分の停止という法律に定められた救済措置もと、その条件が改善されなければ過去の課税を取り消すことができるという対応も始まるなど、評価できる施策の改善が進められました。

入札制度の改善による税金の有効活用も市の長年の課題でございましたが、22年度事業費には、21年度末に入札が行われました弥生保育所の建設費も含まれておりますが、それを含む22年度の入札予定価格は約25億3,000万円、落札額は21億3,000万円で、年間事業を通じての予算の節約は約4億円、84%台の落札率という、私の知る限りで弥富では初めての高い割合となりました。長年の市民からの指摘や、私どもの提案、また海部南部水道企業団談合裁判等の市民運動も重なりまして、90%台半ばが当たり前という風潮に風穴をあけるものとなっております。資格と能力があり、競争意欲のある業者が参加できる入札制度の改善をさらに進めることを求めます。

次に、市の予算財政力について、市のトップと職員、市民の皆さん、議会が共通の認識を持って、それぞれの立場からまちづくり事業に参画できるように、毎年新聞で公表されます当初予算に、なるべく通常見込まれます基本的な収入を可能な限り実際に近いもの、決算と差の少ないものとして公表する、そういう予算と決算をされることを目指し、さらなる改善を求めるものでございます。

22年度予算では、収入、支出とも一般会計で148億8,000万円としましたが、税収は決算額より1億9,500万円、前年度の繰越金は4億3,800万円、地方交付税は1億200万円、この3項目だけでも7億3,500万円も少なく予算化されておりました。そのため、実際には2億8,200万円しか使わなかった積立金の取り崩し額を7億8,700万円とするなど、借入金をふやすなどいたしまして予算を組みます。市民の皆さんの要求を各課で取りまとめ、予算要求をしても、お金がない、予算がないといって取り上げられない大きな原因がここにあるのではないのでしょうか。

22年度一般会計決算は、収入151億1,700万円、支出143億1,900万円で、次の年度に繰り越す残高が7億9,800万円となりました。弥生保育所などの建設費と道路用地購入費や備品購入などで合計16億7,100万円を使い、前年に比べて積立金も1億5,300万円ふやし、借金、起債を8億300万円ふやしましたが、増加分のすべては交付税交付のかわりに国が貸し付ける分でございます、市の財政状態が一定の条件を割り込めば、その返済費用は国が全額負担する仕組みとなっておりますのでございます。前年度より現金繰越額と積立金で2億2,800万円の増加、数十年使う特別な支出として弥生保育所、小・中学校の耐震補強でも約6億5,000万円を使っていることなどからも、多くの市町が税収の大幅減に苦しんでいる中で、大変恵まれた行財政運営が行われていることは明らかなです。合併後5回目の決算でもござい

ますので、この５年間にも触れながら、この議会の中などで明らかになりましたこととあわせて一層の改善の方向を求めさせていただきます。

合併時、平成17年度末の一般会計の積立金が34億3,100万、後に中学校の建設費にかなり振りかえられました土地開発基金５億9,700万円で、この二つを合わせた積立金が40億2,800万円でございましたが、22年度末には37億8,900万円、約２億3,900万円の減額となっております。市の責任で学校建設や保育所建設などに使われます普通債、これは17年度末は47億7,600万円が、22年度末は47億9,600万円で、2,000万円の増加だけでございます。そのほかの臨時財政対策債を初め、国の施策として地方交付税の不足分を貸し付ける、借りかえさせるというような国の施策によります起債、借入金は17年度末は44億4,500万円、これが22年度末は60億400万円となり、15億5,900万円ふえております。したがって、一般会計の起債、借入金の残高は、17年度末は92億2,100万円、22年度末は108億円でございます。したがって、合計で15億7,900万円の増となっておりますが、この間に弥富中学校を初め52億6,000万円、合併後の18年から22年までの５年間、平年度にはない特別な支出を行ってきた結果でございますが、21年度決算について、広報「やとみ」、ことしの春の２月号で、市の財政状況について、市の財産のうち借金を差し引いた正味の財産の割合は88.7%で、他の市町の平均は六、七割であると説明をし、子供たちの時代へ負担の先送りをしない健全な財政状況であることを自認しております。議会審議を通じて、予算編成時の収入予算を可能な限り実態に近づけると約束をされましたが、全体の財政状況、市民の暮らしの実態等に対する市当局の認識の不一致が、23年度に国保会計への独自支援を一部切り下げて保険税の引き上げを計画されるとか、当初は35%もの保育料の引き上げを提案することにもあらわれ、市民の間に、市長は１期目の市民の声をよく聞き市民のために役立つ市役所にするというお約束を忘れ始めたのではないかという声も聞こえてまいりました。この間の議論を通じて、保育料問題などでは、広く市民の声を聞き、議会の意向も含めて最終決定していきたいと本会議で述べられましたが、市民と心を通わせ、力をあわせてまちづくりを前進させるにふさわしい誠実な対応を貫かれることを強く求めるものでございます。

東洋経済新報のデータパックで、全国809市の財政力が公表されておりますが、上位10番以内に愛知の６市が入り、100番以内に27市が名前を連ね、弥富市は全国で上から58位とされ、県内では37市の中で19番目の財政力となっております。そして、その順位を上げております。この市の財政力を活用・発展させることは、市政の重要課題となっております。その最大の要因は、多くの市町が不況の中で税収の大幅な落ち込みに苦しんでいる中で、弥富市はピーク時の税収がほぼ維持されていることです。西部臨海工業地帯への新しい企業立地と、それを上回るその他の地域での住宅建設等による固定資産税の増加、子育て世代、働き盛りの人々の定住の増加が相まった結果であり、未来への投資、国と地域の将来を支える基本的

な課題として、数十年にわたって進めてまいりました子育て支援施策が、今では市の税収の安定や当面の活性化にも大きく貢献していることなどもしっかり分析し、子育て支援をまちづくりの中心施策としてさらに高い位置づけをされることを強く求めます。

30代の男性の半分しか結婚できない、年間を通じて働いても年収200万円以下の人が1,000万人を超えるなど、異常な働き方が広がる中で、一定の収入がある人も、低収入で子育てをしている人々の間でも、大変な御苦労がございます。私はことし71歳になりますが、私たちの時代の子育てとは違いまして、雇用条件、あるいは兄弟げんかさえしたことの無いような人たちが親として子供を育てることに対し、乳幼児期からの専門職であります保育士等による子育て支援は、子供の心身の発達のために特別な役割を果たしております。九つの公立保育所、希望者全員が入所できるという周辺の市にあまり例のない条件は、子供が落ちつかず、クラスとしての授業が小学校でも成り立たなくなる学校が珍しくない中で、安定した弥富市の学校教育を支える大きな力ともなっております。

乗車率が大幅に落ち込んでいるきんちゃんバスや、高齢者・障害者施策、医療・介護税の減免制度など、他市に比べてすぐれた制度があるにもかかわらず、十分活用されていない問題も少なくありません。国の職員定数削減は、保育士等が多い弥富にとって、本庁職員を大幅に削り込むという形で実害が発生し、必要な調査や相談が十分できない状態も作り出ししております。現在は国による数値を決めた削減が行われていないことも安井議員の質問の中で明らかになりました。必要な職員を確保し、しっかりとした行財政の調査・分析を行い、市民と心の通う市役所に向けた体制整備を急ぐことを強く求めます。

国保特別会計につきましては、22年度は基金を吐き出しての赤字決算となるのではという心配がございましたが、この間を通して見ますと、国等の財政負担のあり方が年度ごとの収支に対応できない仕組みになっていることも明らかでございます。何よりも国の負担が減少していること、これまで国民が負担してきた消費税が福祉や医療に使われていないことが最大の原因で、市と市民を苦しめております。こうした制度への必要な対応の工夫と、何よりも国に対する制度の改善を後期高齢者医療制度なども含めまして強く求め、必要な財源を確保することに努めてください。

集落排水の借入金が減っておりますが、下水道の起債は大幅にふえ、二つの会計を合わせまして、17年度末の22億5,500万円から22年度末には49億3,100万円と2倍を超え、今後も急増することとなります。市が示しております将来の財政負担の見通しは、借金の返済と通常の維持管理費のみでございまして、減価償却費と人件費負担を除いたものです。下水道は、多額の借り入れを行うために借金の返済期間が非常に長く、必要な施設更新費となります減価償却費を用意できないことが、先行市町の財政困難の最大の原因となっております。現在の計画が行政と市民の負担にどの程度耐えられるのか、本来は計画時、着工前に示すべき

でございますが、いまだに示されておりません。一日も早い試みの計算の公表を強く求めまして、一般会計及び特別会計認定に対する賛成討論とさせていただきます。

次に、税条例の改正案についての反対討論を組ませていただきます。

昨今の新聞やテレビでは、欧米では、大企業のトップが、国の財政危機への対応を庶民負担の軽減のために相次いで我々に課税せよと発言し、世界じゅうに配信をされております。今回の改正は、国の法改正に基づくものでございますが、大震災の復興財源に庶民増税を新政権が唱えているもとで、株の配当や売却益が分離課税でわずか10%、庶民のただ同然の預貯金の利息にさえ20%の課税を行っておるもとで、本来は総合課税で50%、60%という税負担をしなければならない人々への大減税など、不公平税制はとても許せるものではありません。国際競争強化の号令のもとで、不安定雇用の拡大、庶民への負担増で、先進国で唯一経済成長がとまった国と言われ久しくなりますが、国内消費に占める個人消費の割合は、本来70%前後と言われておりますが、50%近くにまで低下しております。OECD加盟国のすべての国の経済成長は、勤労者の収入の増加の割合と同じということが統計の結果でも明らかにされております。庶民の懐を豊かにし、内需を拡大することこそ、最高・最善の経済対策、円高対策であるにもかかわらず、小泉政権時代への逆行路線を突き進もうとしております野田民主党政権への抗議の意味も込めて、本改正案には反対をいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしとして、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第41号から議案第43号までの3件は原案どおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの3件は、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第44号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤正信君） 起立多数と認めます。

よって、議案第44号は原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第45号から議案第49号までの5件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第49号までの5件は原案どおり可決をいたしました。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、原案どおりに認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は原案どおり認定をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第50号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第19、議案第50号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 議案第50号の提案理由を申し上げます。

議案第50号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,617万4,000を追加し、歳入歳出予算の総額を151億3,689万9,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務費におきまして、空調設備のチリングユニットの更新工事請負費及びそれに伴う設計監理委託料であります。これに対し、まず、歳入といたしましては財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 議案説明は省略をさせます。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 本案は総務委員会で協議をされていますので、総務委員長より協議結果の報告をお願いしたいと思いますが。

- 総務委員長（武田正樹君） 議案第50号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第4号）は、質疑・討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） これより討論に入りますが、討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第2号 弥富市議会基本条例の制定について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第20、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 本件につきましては、6月議会以降、議会運営委員会と全員協議会を通じて、全員の皆さんに加わっていただいて審議を続けてきたものでございます。

この案を提出するのは、地方自治の本旨に基づく議会活動を実行し、行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現に寄与するために、議会活動をどう活性化していくかということが大きな課題となっている中で、皆さんの同意をいただいて提出するものでございます。

また、基本条例のあらましにつきましては、末尾に20項目にわたって記載をしておきましたので、参考にしてください。

以上で提案とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第22 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

日程第24 発議第6号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第21、発議第3号から日程第24、発議第6号まで、以上4件を一括議題といたします。

本案4件は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 発議第3号及び4号は、私学助成の増額と拡充に関する国に対する意見書の提出及び愛知県に対する意見書の提出でございまして、本当に深刻な不況のもとで、世界でも例がない、先進国でも例がない教育費の負担が、生徒や保護者を苦しめております。少しでも改善できるように、国、県について積極的な支援を求める意見書でござい

ます。

続きまして、発議第5号につきましては、定数改善の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてでございますが、これもOECD加盟国の中で、日本ほどの多人数学級をしている国は例がないもとで、国の責任を果たし、次代を担う子供たちが安心して勉学に励める、また、今大変学校の先生たちが御苦労をなさっておりますが、こうした問題を解決していく上でも、こうした体制が必要だということの意見書でございまして、この3件につきましては、ほぼ例年皆さんと御一緒に提出してきたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

発議第6号につきましては、いまだに福島原発の収束が見通しができない、一たん暴走すれば有効な阻止する手だてが十分確立していない中での原子力発電所からの計画的な撤退、そして再生可能エネルギーの開発、省エネルギー社会に向けての取り組みが強く求められております。先日も中電から電力事情についてお聞きした中で、市長からも中電が原発から撤退するようにという意見も出されておりますし、全国市長会の会長も、先日、一日も早くそうした事態を進めたいということを表明されておりますが、国民の何よりも安全・安心のために、国が積極的にその役割を果たしていくことを強く求めた意見書でございますので、御賛同いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案４件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案４件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査について

- 議長（伊藤正信君） 日程第25、閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第３回弥富市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時55分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 黒 宮 喜四美

同 議員 大 原 功